研究紀要

全沢城研究 第18号

〔論文〕		
近世前期金沢城主前田家の学問と儒者	仁子	1
前田光高の江戸城殿中儀礼出座木越	隆三	71 (
〔研究ノート〕		
元禄15年加賀藩邸将軍御成と国許の対応について石野	友康	21
城跡等から出土した石工道具の検討(1) 冨田 和気夫 ■ 西田	郁乃	33

石川県金沢城調査研究所

近世前期金沢城主前田家の学問と儒者

池田仁子

はじめに

これまで、儒者について、知識人の立場から様々に研究がなされてきた⁽¹⁾。特に、近世社会は強固な身分秩序によって形作られており、儒学は、その秩序を維持する思想としてふさわしい内容をそなえていた。また、人が生きていく上で学問というものが必要だということが多くの人々に認識されるようになったのが近世社会であるという⁽²⁾。

このようななか、筆者は加賀藩の町場の生活や儒者について $^{(3)}$ 、また、医療・医者などに関し取り組んできた $^{(4)}$ 。とりわけ最近、藩社会の医療と暮らしをテーマに論集を上梓した $^{(5)}$ 。また、加賀藩の儒者・医者らを知識人の代表ととらえ、金沢城二ノ丸での講書及び儒者の動向について実証的な考察を行った。さらに、儒者につき、学統図に示した場合、頂点・頂上に位置する儒者を頂上的儒者という呼称を試みた $^{(6)}$ 。

このうち、5代藩主綱紀に仕えた木下順庵(貞幹)・寅亮の系統が藩儒として活動し、のちに幕府の 儒者に取り立てられた。こうした頂上的な儒者には、順庵の弟子松永尺五や室鳩巣らが、当藩に召し 抱えられ、元禄以前より藩主・藩士らの学問・儒学の受容が次第に高まってきたことを指摘した。

また、これに続く6代吉徳以降、二ノ丸講書が開始される天明期ころまで、中泉逸角らを採用、江戸藩邸や金沢城内での諸相を垣間見た。すなわち、天明6年(1786)に11代藩主治脩の時、二ノ丸御殿の実検ノ間での講書の会が制度化した。続く12代斉広の代に、二ノ丸が焼失したため、御座所となった藩老本多安房守邸においても、講書会が行われた。その後、再建作業も進み、二ノ丸の柳ノ間に場所を移し、さらに、造営成就の文化7年以後は、藩主の在国中は、滝ノ間において、また、在府中は、藩士らにより城内の越後屋敷で講書会が開催された。

しかし、近世初期・前期からの城内や江戸藩邸の様相、儒者らの動向についての詳細は、いまだ着手されていないことから、本章でこの点について考察したい。なお、文化・学問の育成に努めた前田綱紀の治世は正保2年(1645)より始まるが、幼少のため、祖父で3代利常がその後見となる。その後寛文元年(1661)綱紀は初入国し、同人による治世が本格的に始まり、享保8年(1723)5月迄続く。このうち、本稿では、便宜上綱紀の代のほぼ元禄末年までを対象としたい。儒者らが金沢城内、特に二ノ丸や江戸藩邸を中心として、いかに活動したか、といった問題を見据えながら、管見に触れた史料から考察していきたい。

はじめに、近世初期の各種侍帳にみえる儒者を抽出、把握する。つぎに2代藩主前田利長と王伯子の伝承をめぐって、史料を紹介し、私見を述べたい。さらに、3代利常、4代光高、5代綱紀のそれぞれの代の学問と儒者についてみていく。特に綱紀の代については金沢市立玉川図書館近世史料館加越能文庫蔵の「政隣記」「葛巻昌興日記」「前田貞親手記」から様相をうかがいみることとしたい。このうち、「葛巻昌興日記」に関しては、一部『加賀松雲公』に綱紀の文化活動の模様を示す部分が記されている(**)。これらすべてを対象にして綱紀の学問・文化について、全体を把握するには多くの時間と労力を要するものとみられる。が、本稿では、上記のように金沢城などを中心とした、城主前田家や加賀藩の学問・儒者という視点から考察していくこととする。

ー 侍帳にみえる儒者

まず、近世前期の侍帳にみえる儒者について、以下 [表1] では寛文期・延宝期・元禄期のものからそれぞれ抽出していこう。

[表1] 寛文から元禄期の侍帳にみえる儒者

			[衣]	707 (14 2)	ルが扱いプラ	12(1 = 7 / 2 3	IIII H			
番号	侍帳儒者名	① 寛文元年 「古組帳抜 萃」(1661)	② 「寛文元年 士帳」 (1661)	③ 寛文10年頃 「松雲院様 御初代侍帳」(1670)	④ 「寛文十一 年士帳」 (1671)	⑤ 延宝3年 「慶長・延 宝・加陽分 限帳」 (1675)	⑥ 延宝8年頃 「御家中古 分限帳」 (1680頃)	⑦ 「元禄元 年 侍帳」(1688)	8 「元禄六年士帳」 (1693)	分類
1	木下順庵	京着200俵、 付札、在京		400 石、 「二百石当 地、二百石 大坂」「御 暇」	200 石、外 400 俵、大 坂着米、組 外、儒 31 歳	400 石、 儒者	500 石、「与 外、天和二 年二公方様 へ被召出」	「 木下寅亮 」 200 石(順 庵の子)	「大坂着米」 200 石、「木 下」と記	a
2	松永永三	「松長永三」 御知行300 石、付札、	(朱書)「松 永」、永三	「松永昌三」 300 石	300 石、組 外、儒者「松	「松永々山」 300 石、儒 者				а
		江戸御供、 (歳) 32	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	000 H	長」43歳	(実は寛文 12年致仕)				
3	平岩仙桂	同(御知行)300石、 付札同(江戸)御供、 同(歳)35	(朱書)「平 岩」 仙 慶 800 石 (300 石)	300石、「暇」	300 石、組 外、 儒 者 45 歳	「平岩仙休 (朱書「桂力」)」 300 石、儒 者				а
4	沢田宗賢			300石	組外、儒者「宗堅」	「沢田宗堅」 200 石、儒 者	「沢田泉賢」 200 石 与 外、儒者			b
5	中泉六右衛門			200 石	200 石、組 外、儒者 50歳	200 石、儒者		200 石		b
6	五十川剛伯			30 人扶持、 「銀子三十 両」	30 人扶持、 外白銀30 枚、組外、 儒者、23 (歳)	「五十川光 伯 」30 人 扶持		300 石	永町(長橋 ア) 近 大 大 大 大 大 大 大 大 大 り 「 元 五 月 遠 鳴 」、 大 大 二 年 五 月 、 、 大 大 り 、 大 大 り 、 大 大 り 大 り 大 り 大 り 大	b
7	沢田葛(菖)庵			20 人扶持	30 人扶持、 組外、儒者 「菖庵」25	「沢田松庵」 20 人扶持				b
8	室新助 (鳩巣)				歳			「室新助」 150石(朱 書)「正徳 元年公義江 被召出」		С
合計		3人	2人	7人	7人	7人	2 人	4 人	3 人	

[表 1] の侍帳については $^{(8)}$ 、①は加越能文庫 16.30-38、3 冊目の寛文元年 9 月 16 日「組外御知行高御扶持方御給米御給金銀之帳」、②は同文庫 16.30-39、③は金沢市立玉川図書館大島文庫 10.0-75、④は加越能文庫 16.30-40 の侍帳である。寛文期について、2 番の松永永三は、昌三 (尺五) の次子、思斎とも称す。昌三は晩年致仕し、帰京する。明暦 3 年 (1657) 没。永三は万治 2 年 (1659) 前田

綱紀に出仕、300 石を拝領。侍読となり、足掛け 14 年の間、藩の儒者として活動する。寛文 12 年 (1672) 致仕し、帰京する。 4 番の沢田宗堅は 7 番の菖庵と親子か兄弟であろうか。詳細は不明である。

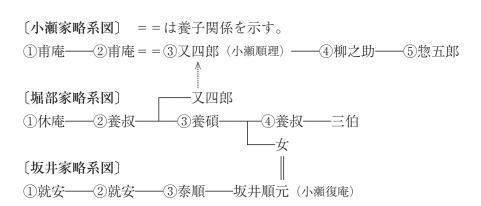
つぎに、延宝期の儒者をみていこう。⑤は加越能文庫 16.30 - 29 で、このなかに収録されている「延宝三乙卯四月改之御家中侍帳」である。⑥は加越能文庫 16.30 - 52 の史料である。この侍帳は一部の藩士の没年により延宝 8 年 (1680) 頃のものと比定されるもので、のちの嘉永 7 年 (1854) の写である。多くの藩士の居所が記されている。しかし、それぞれの儒者の居所・住居は無記である。ともあれ、この点で城下町金沢の武家地を知る上でも重要な史料である。また、延宝 8 年頃の儒者については、脱漏も比定できない。これは儒者の多くが組外で、江戸詰であることなどの理由に依るものであろうか。

さらに、元禄期の侍帳に見える儒者について検索していく。⑦は加越能文庫 16.30-41 のもので、これの刊本は出されていない。⑧は同文庫 16.30-42 で、この侍帳のなかに、五十川剛伯は 2 か所に記載されている。2 か所目に「大坂着米」として「三百石」とあるが、このことが記載されているときは、主に京都に居住していたものとみられる。しかし、この士帳の初めには「永町左近橋近所」と記され、さらに朱書にて「元禄十二年五月遠嶋」と見える。すなわち五十川は、初め 300 石を拝領し、京都に居住、京と加賀金沢を往復していた。のち、金沢の永町(長町)左近橋の近所に屋敷を拝領し居住する。その後、元禄 12 年(1699)5月に、遠島となったものと解釈される。その理由についての詳細は後述する。

[表 1] の分類については、a は寛文元年の侍帳にみえる儒者を、b は寛文 10 年からの侍帳記載の儒者を表し、c は元禄元年の侍帳に初出の儒者を示している。これを見る限り、b がもっとも多く、a がこれに続き、c がもっとも少ないことがわかる。すなわち、寛文 10 年以降、延宝 3 年までの侍帳記載の儒者が最も多いことがわかる。なお、元禄元年・同 6 年の侍帳における木下寅亮は、儒家である木下家についてみていくため、順庵と同一欄に記した。ただ、全体的に儒者等の記載はきわめて少ないことから、記載漏れの可能性も否定できないものとみられる。

つぎに知識人としての儒者と医者について、小瀬又四郎の事例をみていこう。すなわち、「元禄六年士帳」に「一、小瀬又四郎 味噌蔵町藤田卜庵となり」と記載されている。また、「諸士系譜」中の「小瀬」の項では、又四郎は「実堀部養叔二男」200石、のち300石とみえる。また、『加能郷土辞彙』(9)では、小瀬又四郎は、小瀬順理という名で項目建てし、実は堀部養叔の二男で、二代目甫庵の跡を継ぐ。はじめ前田綱紀から資金を給与され、木下順庵に学び、のち奥小将の藩士に教授し、五十川剛伯・室鳩巣とともに活動、元禄5年(1692)37歳にて没と見える。

小瀬・堀部・坂井の3家について、加越能文庫蔵「諸士系譜」及び『加能郷土辞彙』などより略系 図をつぎに示しておこう。



『加能郷土辞彙』の記述の典拠史料は不明だが、坂井順元(小瀬復庵)と小瀬又四郎(順理)の関係は

極めて不鮮明である。が、知識人で儒者・医者の小瀬又四郎(順理)の系統は、あるいは、坂井順元(小瀬復庵)に引き継がれたのであろうか。今後の考証に期したい。

ところで、知識人である儒者と医者について、近世前期における主な侍帳記載の儒者と医者の概数 を「表2」に示した。

番		儒者		医 者			
号	西曆	史 料 名	人数	西曆	史 料 名	人数	
1	1596 ~ 1615	慶長年中御家中分限帳	0	1596 ~ 1615	慶長年中御家中分限帳	10	
2	1515· 1616 頃	元和之侍帳	0	1515· 1616 頃	元和之侍帳	9	
3	1627	寛永 4 年侍帳	0	1627	寛永 4 年侍帳	16	
4	1659	万治2年与外人数之帳	0	1659	万治2年与外人数之帳	18	
5	1661	①寛文元年組外御知行高御扶持方御給米御 給金銀之帳	3				
6	1661	②寛文元年侍帳	2				
7				1668	寛文8年加越能士帳	22	
8	1670 頃	③寛文 10 年頃松雲院様御初代侍帳(大島 文庫)	7				
9	1671	④寛文11年士帳(加越能文庫)	2	1671	寛文 11 年侍帳(森田文庫)	26	
10	1675	⑤延宝3年御家中侍帳	7	1675	同左	29	
11				1677	延宝5年侍帳	26	
12	1680 頃	⑥延宝8年頃御家中古分限帳	2				
13	1688	⑦元禄元年侍帳 (加越能文庫) (小瀬又四郎含め5人)	4	1688	同左	28	
14	1693	⑧元禄6年士帳(加越能文庫)	4	1693	元禄6年侍帳(森田文庫)	23	
合計			延べ 31			延べ 207	

[表 2] 近世前期主な侍帳記載の儒者と医者の概数

[表 2] では、慶長から万治 2 年までの侍帳には、医者の名の記載はあるが、儒者の名の記載はないことがわかる。これは、藩あるいは前田家において、儒者との関わりがないというのではなく、正式な召し抱えとしての儒者は、存在せず、臨時的に、または不定期に儒者・知識人が加賀・金沢に下向・勤務したのではなかろうか。

なお、儒者の欄における史料名の冒頭の丸囲いの番号は、[表1]の番号の史料を示す。但し、[表2]では、儒者に関して史料名の欄の侍帳①~⑧については、医者の欄に合わせ、「」を外し、年代の数字はアラビア数字に改めた箇所がある。また、医者の欄の人数は『近世金沢の医療と医家』による $^{(10)}$ 。年代の近い侍帳などでは、儒者・医者とも重なって記載されている場合もあり、合計人数はあくまでも延べ人数である。さらに、森田文庫は石川県立図書館森田文庫蔵である。10 番の儒者・医者ともに、史料は加越能文庫蔵「慶長・延宝加陽分限帳」中のものである。また、10 番・13 番のように、儒者・医者欄において全く同じ史料については医者欄では「同左」としたが、同年代のものでも所蔵が異なる場合などは文庫名を示した。ほか、無記載のものは加越能文庫蔵である。なお、 $5\cdot6\cdot8\cdot12$ 番の欄の侍帳につき、医者の人数は未調査である。同様に 11 番の侍帳について、儒者は未調査である。合計はあくまで、累計の数であり、概数である。侍帳は記載漏れの場合が少なくないものと推測される。

このような理由で、この表は、不充分であるものの、おおよそ医者の数が圧倒的に多いことがわかる。儒者に比べ、生命の維持に関わる医者の重要性が、藩の職制のなかに反映されているものとみられる。また、同様に知識人の一つ、儒者については、例えば木下順庵のように、かつて藩儒であって、のち幕儒となるものの、御用学者として、江戸を中心に藩邸などにおいて、前田家の諮問・要請に応じ、また、藩士らの要請に応える場合も少なくなかったものと理解される。

二 利長と王伯子の伝承をめぐって

利長は明国の儒者王伯子を招請し、金沢城外の蓮池園に住まわせ、北陸地域の士庶を学問に向かわせたはじまりという伝承がある。また、尾州に陳元贇が、水戸に朱舜水の事例があるが、これらは、王伯子より数十年後のことであり、明儒の我が国への帰化においても王伯子はもっとも古い事例ともいわれる(11)。ただ、この利長と王伯子の関わりの伝承がどこまで史実なのか、詳細は不明である。

しかしながら、加賀藩領内の学問・儒者・文化という分野から、こうした伝承を抜きにしては、語れないのであり、伝承がもし史実と異なるのであるなら、なぜ、そのような伝承が成立したのか、考えていくことも重要であろう。したがって、以下、これらの点を含め、私見を述べていきたい。

さて、長山直治氏は兼六園の歴史を説くなかで、王伯子の蓮池居住説について考証されている。その概要をまず紹介しよう⁽¹²⁾。兼六園に関して書かれた歴史の本には、2代藩主前田利長が慶長年中 (1596~1614)に明の儒者王伯子を招き、蓮池に住まわせたという記述があるという。その根拠は富田景周 (1746~1828) の著『越登賀三州志』のうちの「来因概覧附録」であるとする。すなわち、「天しよう」という異国人を利長は蓮池のうちに住まわせ、この屋敷を「天しやう第」と称した。これが程乗屋敷の起こりであるとする。しかし、森田柿園の『金沢古蹟志』では、「テンジヤウ」は程乗の誤りであるという。すなわち、長山氏は「王伯子が招かれたことは事実としても、のちに蓮池と呼ばれる場所に住んだ証拠はない」。しかし、「この柿園の指摘が考慮されることなく、王伯子居住説が無批判に」その後、兼六園の案内書や戦後の兼六園の歴史書に引用されていると述べている。また、王伯子の扇面に「大明王伯子寓加陽旅舎題」と書かれた史料があったようであることなどにも触れている。このように、長山氏は、王伯子が利長の招請により、金沢に来たという前提のもとに論を進めている。

ところで、長山氏が引用されなかった史料、もしくは目を通されていなかったとみられる、王伯子に関する史料「又新斎日録」(四巻、加越能文庫、16.05-9)がある。これは、富田景周とほぼ同時代に生き、藩の書写役を務めた湯浅進良又新斎($1761\sim1824$) (13) の自筆の記録である。この史料には、つぎのようにみえる。

一、瑞龍公、慶長中大明ノ儒者王伯子ヲ召シ、金府ニ置セラル、其証アリ、今越中瑞龍寺々蔵ニ和人ノ画セル鷹ノ画、屛風十六枚ニ、王伯子書賛アル者遺存ス、又金府ノ医津田豹阿弥所蔵ノ金扇面ニ山水ヲ画シ、題詩モ有テ、甚適逸也、其終ニ日本慶長某年其日、大明王伯子、寓加陽旅舎題ス、ト書シ、其扇面ノ金色モ甚古色也シカ、今ハナシ、貧窮タルトキ、売タルト語ル、惜ムヘキコト也、- ——

天シヤウト云伝ルハ、伯子ノ別号ノ字音ナルヘシ、瑞龍寺屛風ノ書賛ニ印、二顆アリ、上ノ印ハ、 王印柱ノ三篆ハ見ユレトモ、□ノ篆、考ヘアラス、下ノ印ハ、国鼎氏ト見ユ、伯子ノナナルヘシ、 十六枚トモ、其筆力優逸可称也、

但、題詩ハ唐詩ナトモ雑り見ユレハ、伯子自作ニハ有マシ、(印影)(印影)

この史料は、以下のように要約できる。前田利長は慶長期に明国の儒者の王伯子を召し寄せ、金沢に住まわせた。その証拠がある。越中高岡の瑞龍寺所蔵のものに、和人が画いた鷹の画、屛風 16 枚に、王伯子による書賛を有するものが遺存している。また、金沢の医者の津田豹阿弥が所蔵する金扇面の山水画の題詩もあり、なかには、「日本慶長某年其日、大明王伯子、寓加陽旅舎題ス」と書かれたものがある。其扇面の金色も甚だ古色であったが、今は残っていない。惜しくも貧窮時に売ったという。「天シヤウ」と言い伝えるのは、伯子の別号の字音であろう。瑞龍寺屛風の書賛に印が二顆あり、上の印につき、王印柱の三篆は判読できるが、ほかの篆はよくわからない。下の印は、国鼎氏と判読できる。伯子の名前であろう。「十六枚」とも筆力あり優逸というべきある。但し、題詩は唐詩なども雑り、伯子の自作ではなかろう、と記載されている。

上記の史料では、瑞龍寺に伝わる屏風の書賛の押印二顆につき、上の印は「王印□〈印ヵ〉柱」、下の印は「国鼎氏」というように、判読できる印があるという点に注目したい。これは、伝聞ではなく、又新斎自身が当時瑞龍寺が所蔵している屏風の書賛を直接に見た上で、印影の形を写し取った結果と解釈できる。このことは、書写役の又新斎が実際に、これらの印を確認しているというような理解が可能であろう。全体が一次史料とは異なるものの、また、王伯子が招請されたとする慶長期より150~200年程後のことではあるが、書写役の又新斎が瑞龍寺の屏風の書賛の押印を読み取ったのは、同人存生の時代であるものと解釈され、このように記載していることは、極めて重要である。また、史料中の津田豹阿弥(1742~1813)は、又新斎と同時代の近世中期の金沢の町医者で、養・随分斎とも称す。津田道順の二子、詩歌・画に長じていたという(14)。又新斎は瑞龍寺の書賛を見た時期とほぼ同時期に、豹阿弥所蔵の扇面について、豹阿弥から直接話を聞いたのではなかろうか。

さらに、富田景周が引用している史料の記述と、又新斎による上記の記述には、「天シヤウ」「扇面」 「寓加陽旅舎」などというように、類似する面も見受けられる。あるいは、又新斎の記述を見て、それ を富田景周が史料として引用した可能性もある点を指摘しておきたい。

ただ、この時点で、又新斎が見たものが本物か、あるいは贋作かという問題が残る。また、景周は何の史料を根拠にしたのか、点検しなければならない。利長は儒者王伯子を召し寄せ、儒学や書などを学んだのか否か、同時代の信憑性の高い史料の発掘、考証が今後期待される。また、王伯子の招請が史実であるとするなら、近世前期において儒者との交流、学問・文化が、中期の金沢の町医者津田へも受容されたことが想定されるのであろう。上記の史料から王伯子の招請は単なる創作とは考えにくい。あるいは、何らか歪曲して伝承されていったのか。そうなら、伝承成立の背景や、ほかに、明の儒者が慶長期に来日した事例、大名らがそれを召し抱えたという事例があるのか、などという点も今後の課題となった。また、王伯子は朱舜水などのように、それほど著名な儒者でなかった可能性も否定できない。そうなると、同人と他藩との関わりをみることは、困難ということになるであろう。

三 利常・光高の学問と儒者

利常・光高の思想・学問に関し、若尾政希氏の論考がある(15)。これによれば、近世には太平記の講釈を意味する「太平記読み」(芸能の一種。太平記を朗読し、講釈すること、または人)が盛んとなった。すなわち、慶長から元和の頃、太平記評判書である「太平記理尽抄」の講釈が武家の間に起こり、次第に流布し、貞享から元禄の頃民間でも盛んとなり、職業としても確立するという。こうして、若尾氏は加越能文庫蔵の「松雲公採集遺編類纂」所収の光高の伝記「陽広公偉訓」を取り上げ、光高が「太平記読み」を高く評価し、受容していると指摘。さらに、光高は政治論と軍事論を説く「太平記読み」に傾倒していったという。一方、利常の行った改作仕法の理念と「太平記読み」とは一致し、利常の

学問観は「太平記読み」と相通じているという。

このように、若尾氏は加越能文庫蔵の「松雲公採集遺編類纂」所収「陽広公偉訓」の分析から、同 史料が「太平記読み」の圧倒的影響下で作成され、光高が「太平記読み」に傾倒したという事実を掘 り起こした。「太平記読み」は、近世初頭の加賀藩のいわば思想的土壌となった。利常の改作仕法もそ の土壌のなかで育っていたと推定される。

ところで、近世初期・前期の一次史料は少なく、史実を解明する際、伝記類に頼らざるを得ない場合もある。こうした時、伝記類の検討が必要であろう。4代光高の伝記には、加越能文庫蔵の「陽広公偉訓」(16.12 - 95) 及び「陽広公遺事」(16.12 - 96) などがある。このうち、前者は、若尾氏が典拠としたという「松雲公採集遺編類纂」所収の「陽広公偉訓」と同名の史料である。これと前者の史料が全く同じ内容のものなのか否か、検討を要するが、今後の課題としたい。ともあれ、後者の「陽広公遺事」(下、3巻) には、「松雲公ノ時ニ至リテ、文学盛ン也トイヘトモ、実ハ陽広公之ヲ先啓シ玉フナリ」などと記されている。

そこで、利常と光高の学問と儒者について考察しよう。これについては、松永尺五 (1592~1653) が 筆頭にあげられる。尺五は、松永貞徳の長男。京に生誕、昌三・昌三郎・遐年とも称する。藤原惺窩 の門下で、藤原惺窩とは遠縁の関係にある。尺五の父貞徳の祖母妙忍は、藤原惺窩の祖父藤原為豊と 兄妹、または姉弟の関係にある。すなわち、松永貞徳と藤原惺窩は、又従兄弟の関係にあった。なお、 尺五の門下には、木下順庵・貝原益軒らがいる。

また、松永尺五(昌三)の子の永三(思斎)は宝永7年(1710)82歳で没する。父在世の折、すでに講習堂を相続していたが、のち、木下順庵の紹介で、父の旧縁の前田家に仕えること14年、老母のためこれを辞し、京都講習堂に帰住することは前述の通りである。

さらに、尺五は、「性理精抄」(元明の儒者による、我が国の戦国から近世初期の朱子学の書)という書に、 しばしば招聘された藩主前田光高の命により訓点を加えた。すなわち、加賀への出講が目立ち、「尺五 堂先生全集」中の「尺五堂恭倹先生行状」(高弟滝川昌楽著)に、「如武州賀州。則蒙賀能越三国大守恩顧、 隔年至……」などの記があるという⁽¹⁶⁾。

さて、尺五について「尺五堂先生全集」(12巻本、国会図書館蔵)よりみて行こう⁽¹⁷⁾。「尺五堂全集」の巻之一に、詩類「加州逢雪賦古詩三十韻」が収められ、また、巻之六の詩類に七言絶句 317首〈「賀州紀行」(寛永8年3月)〉が、さらに、巻之七の詩類には七言絶句 261首〈「賀州紀行」(寛永20年8月)〉が含まれている。これらのことにつき [表5] に示した。

なお、利常の襲封・在職は、慶長 10 年 (1605) ~寛永 16 年 (1639) であり、一方、光高は寛永 16 年 ~正保 2 年 (1645) である。しかし、光高没後は 5 代綱紀が襲封するが、幼少であったため、祖父の利常が後見として隠居城である加賀小松と江戸などを往来し、政務をとった。

全集卷之六 紀行名 在国状況 番号 年月日 〈西暦〉 首数 賀州紀行(出京~) 利常、金沢 1 寛永8年3月3日~〈1631〉 28 利常、金沢 寛永8年9月上旬頃〈1631〉 同上 同 15 年 8 月下旬頃〈1638〉 同上 34 利常、金沢 利常・光高金沢 寛永8年5月13日〈1631〉 賀州游覧 26 4 (年未詳) (有馬温泉紀行) (14)

[表3] 「尺五堂全集」の詩類にみる賀州紀行等一覧『藤原惺窩・松永尺五』251~252 頁より

6	(寛永8年)〈1631〉	(同上)	(20)	
7	(寛永 14 年 8 月 28 日)〈1637〉	(関東武州紀行)	(34)	(光高、江戸)
8	(寛永 16 年 11 月 10 日~)〈1639〉	(関東紀行)	(35)	(光高、江戸)
9	寛永 17 年正月中旬〈1640〉	賀州紀行	46	光高、金沢
10	寛永 19 年閏 9 月上旬〈1642〉	賀州小松紀行	43	利常、小松
合計		10 種	317	
		全 集 巻 之 七		
11	寛永 20 年 8 月 21 日~〈1643〉	賀州紀行	40	光高、金沢
12	(正保2年)〈1645〉	(東武紀行)	(68)	
13	慶安3年9月2日~8日〈1650〉	賀州紀行〈「出洛」から「加州小松」に至り来る〉	52	利常、小松
14	(慶安4年4月12日~)〈1651〉	(播州〈明石〉紀行)	(24)	
15	(承応3年6月上旬)〈1654〉	(尾陽紀行)	(31)	
16	(明暦2年6月6日)〈1652〉	(明石紀行)	(14)	
17	明暦 2 年〈1652〉	賀州紀行	32	利常、小松
合計		·	261	

[表3]の「賀州紀行」などは、尺五がいつ加賀に来たのか、ひいては金沢城内及び小松城において、 利常・光高と対面し侍講したのかをみるうえで、重要である。

因みに、「陽広公偉訓」中巻は、富田景周の同名の原本をもとに、さらに序文を追加したもので、明治6年(1873)横山政和による手写である。この伝記では、「寛永十七年」京都の儒者松永昌三を「侍講」として招請したと見える。しかし、[表3]の「賀州紀行」では、松永尺五(昌三)は寛永8年3月には、すでに加賀に来ていることがわかる。

[表3]では、3番の寛永15年8月下旬頃「賀州紀行」とあることについて、この年5月2日利常は帰国を許可され、同19日江戸を発し、金沢に向かっている(加越能文庫蔵「加藩国初遺文」、『江戸幕府日記 姫路酒井家本』)⁽¹⁸⁾。このことから、利常は同年8月下旬には金沢城に居り、尺五の講釈を受けたのであろうか。また、6番に関連して、いわゆる寛永の危機といわれ、寛政8年11月25日、利常・光高父子は、幕府から嫌疑をかけられ、参勤する(「石川県立図書館森田文庫蔵「三壺聞書」9巻)。また、8番に関連して、光高は寛永16年11月21日帰国を許可され、閏11月13日藩主として、初めて帰国、金沢城に入っている。9番について、寛永17年正月中旬、尺五が加賀に下向、紀行し、金沢城において、光高に侍講したのであろうか。この年3月24日、光高は江戸に到着、同28日江戸城に登営、参勤の挨拶を行っている(『江戸幕府日記 姫路酒井家本』)。それまでは、この年正月は在金沢である。

なお、9番に関連して、「陽広公遺事 上」によれば、光高は寛永17年3月13日江戸へ向け出立するという。このことから、同年正月中旬には光高は金沢に在城していたことになる。続けて10番に関連して、利常は寛永19年5月2日帰国を許され、同21日小松に到着する(加越能文庫蔵「沢存」、『江戸幕府日記 姫路酒井家本』)。こののち、同年閏9月上旬、尺五においては「賀州小松紀行」とあることから、尺五は小松にて利常にて侍講した可能性もある。

11番に関して、加越能文庫蔵「万跡書帳」1巻によれば、寛永20年6月8日、光高は帰国を許可され、翌日江戸城に登営、同12日江戸を出立している。13番に関して、慶安3年5月1日、利常は帰国を許可され、同月4日、江戸城に登営、挨拶し、同19日東海道を通り、28日に加賀小松に到着する。この年9月には、利常は同地で尺五の侍講を受けたのであろうか。

17番に関して、国立公文書館内閣文庫蔵「柳営日次記」明暦2年4月29日条によれば、この日利

常は帰国を許可され、閏4月13日条では、江戸城に登営、挨拶、5月に小松城に到着する。つまり、 尺五は利常の小松在城の時に下向したのであろう。明暦2年の賀州への紀行は、5月下旬とみられる。

因みに、尺五はこの翌年明暦3年(1657)に没することとなる。また、利常は万治元年(1658)、加賀小松城にて没するが、その訃報が届かないまま、幕府の医者武田道安(1584~1665)が利常の治療のため、京都を出立している(『徳川実紀』四篇)(19)。医者も儒者と同様、代表的な知識人であった。なお、武田道安は藤原惺窩らに学んだ医者である(20)。

以上のように、松永尺五は寛永8年加賀へ下向した。推測の域を出ないが、金沢城において、利常・ 光高に拝謁し、学問を講じた可能性は否定できない。また、同15年金沢城において、尺五は利常に講 釈を行ったのであろうか。襲封後の光高は同17年及び20年も同様である。続いて、尺五は利常の隠 居城小松城において、寛永19年(1642)・慶安3年(1650)・明暦2年(1656)にそれぞれ講釈を行った 可能性も否定できない。ここでは、可能性を示すことに留めざるを得ない。今後の考証に期したい。

ともあれ、松永尺五の上記の事例をみる限り、儒学における学問云々というより、詩類などを中心とした文学上の学問であり、儒学の真髄云々には到達していなかったのではなかろうか、といった疑問が残る。ほかの史料からもみていくことが肝要であろう。

四 綱紀の代の学問と儒者

綱紀の代の学問と儒者について、はじめに朱舜水と綱紀·五十川剛伯に関し把握する。つぎに「政隣記」 「葛巻昌興日記」「前田貞親手記」の各史料から考察していこう。

(1) 朱舜水と綱紀・五十川剛伯

朱舜水 (1600~1682) は日本に帰化した中国明末の儒者である。之瑜・文恭先生と称す。明の再興を企て、奔走の末、数回来日する。万治2年 (1659) 柳川藩の安東守約を頼り、長崎に到着、寛文5年 (1665) 徳川光圀の招きにより江戸に赴き、儒学を教授する。安積澹泊・木下順庵・山鹿素行らも師事し、水戸学に影響を与えた。『朱舜水全集』などがある(21)。また、舜水の学風・学問は、朱子学と陽明学の中間的な、かつ実学的なものであり、空論ではなく道理をきわめることを重んじた。

門下生や師事した人は、徳川光圀・前田綱紀・五十川剛伯(霍皐)、林春信・林春常・木下順庵らである。前田綱紀も舜水と親交し、とくに儒臣五十川剛伯は、貞享元年(1684)に『明朱徴君集』十巻を編集し、「門人源剛伯済之編」と記されているという。この編集はおそらく綱紀の命によるのであろう。さらに、木下順庵との関わりについては、「朱舜水に与うる書」8首、「朱舜水に謝する書」2首、「朱舜水に復する書」3首、「朱之瑜に与うる書」・「朱舜水に与うる啓」などが知られる(22)。

(2)「政隣記」にみる儒者

のちの町奉行津田政隣 $(1756 \sim 1814)$ が記した「政隣記」(16.28 - 11) にみる儒者について、みていこう。はじめに平岩仙桂について、つぎにように記載されている。

〔1巻目、寛文12年条〕

と記されている。ここでは、寛文 12 年 (1672) に平岩仙桂 (儒者、300石) が六々山に引き込んだことが記載されている。この仙桂は松永昌三 (尺五) の儒学の弟子で、詩作は石川丈山の門弟である。石川丈山は、徳川家に仕え、のち致仕し、六々山に詩仙堂を建て隠遁生活をしていた。丈山の死去により、詩仙堂が無住になったため、仙桂が相続し、加賀藩を致仕したと記されている。なお、石川丈山 (1583~1672) は、漢詩人としても著名である。「六六山人」とも称し、三河出身で、徳川家康に仕えたが、致仕、藤原惺窩に朱子学を学び、一時広島浅野家に出仕、寛永 17 年 (1640) 洛北に詩仙堂を建て、隠遁生活に入ったという (23)。

つぎに木下順庵・五十川剛伯、知識人としての小瀬又四郎らについて、さらに二ノ丸での講釈会などに関して順次検索していこう。

[1巻目、天和2年条]

一、今年夏 公之御儒者木下順庵を 公方江 御貰、御旗本祗公す

これは、木下順庵が天和2年(1682)に幕府の儒者として仕えることになったことを書き留めている(24)。

〔2巻目、元禄3年9月26日条〕

「左之通被 仰付」の中に「御加増」「百石」として、「先知合」「三百石^{御儒者}小瀬又四郎」、さらに「御加増」「五十石」として「^{御儒者}室新助(鳩巣)」が記されている。また、これらの頭註に「小瀬・室も御儒者ニ而御近侍也」と記載されている。

[2巻目、元禄11年12月14日条]

左之通、

剛伯等似セ銀仕、生駒右近江御預御儒者 五十川剛伯源一郎ハ張本ニ付、禁牢同嫡子 源一郎禁牢被 仰付、奥村長三郎江
御預同二男 当三郎

右、翌年五月廿六日、源一郎刎首、同人子岩之助、今年四才、原九左衛門方二御預置之処、今日 公事場二而刎首、剛伯并二男当三郎ハ父子一所二、能州曲村江流刑被 仰付、配所江者、六月十日被 遣之、剛伯妻ハ京都親類方江被送遣、

この内容は、元禄11年(1698)12月14日、五十川剛伯の嫡子の源一郎が贋金作りをしたとして、源一郎本人は禁牢、父剛伯は、生駒右近へ御預け、同二男の当三郎は奥村長三郎へ御預けとなった。こうして、翌年5月26日源一郎は刎首、同人の子の岩之助も同様刎首、剛伯と当三郎は能州曲村へ流刑、剛伯の妻は京都の親類へ送られたことがわかる。

なお、綱紀は、しばしば(例えば「政隣記」元禄7年閏5月22日など)江戸城での御講釈に登城している。

〔2巻目、元禄16年3月9日・11日条〕

同(三月)九日 金府於 二御丸左之通 講釈被 仰付、 論語 ^{對雲不重} 八十二歳 中泉六右衛門 詩経 関雎之 室新助

小学 黃譽三遷 岡嶋忠四郎

同(三月)十一日ニも左之通被 仰付、 御恭様ニも被 聞召候ニ付、三人江白布被下之、

大学 三綱領 中泉六右衛門

書経 人心惟危 室新助

礼記 母不敬 岡嶋忠四郎

右、中泉六右衛門江ハ結構成被 仰出ニ而、せかれ一学進、三十人扶持二被 召出候、

この史料で、元禄 16 年 (1703) 3月9日に、金沢城内二ノ丸で、講釈会が開かれたことがわかる。 講書の内容と担当の儒者については、論語は中泉六右衛門、詩経は室新助、小学は岡嶋忠四郎である。 続いて、11日、綱紀の養女の恭姫も参加し、講書会が開催され、講師の3人には、慰労として白布が 下賜された。大学は中泉六右衛門、書経は室新助、礼記は岡嶋忠四郎がそれぞれ担当したことがわかる。 なお、この時、中泉六右衛門に関して、特に倅の一学進は30人扶持で出仕することになる。

中泉六右衛門は、恭祐、主静と称す。大和出身、木下順庵の推薦により寛文6年 (1666) 12 月綱紀に儒者として出仕、200 石を拝領、宝永2年 (1705) 82 歳にて致仕する。子の祐信 (一学、孟順、愿宇) は、元禄16年20人扶持、(一説に30人扶持)となり、宝永2年父の禄200 石を相続、享保5年 (1720) 処士古原氏と「万姓統譜明人続纂」を編集する。74歳にて元文元年 (1736) 没する。その養子は中泉保祐という。実は麻生弥左衛門の二子で、与四郎、甚大夫とも称す。同人については「諸士系譜」は保良としている。200 石を拝領。また、浅見絅斎 (1652~1711、山崎闇斎門下) に入門し、安永2年 (1773) 没する。

室新助は、江戸の医者玄樸(玄ト)の子、順祥、直清、鳩巣とも称する。寛文12年(1672)綱紀に出仕し、20人扶持を拝領、小坊主の職にて京の木下順庵に学ぶ。のち藩儒として150石を拝領。元禄3年(1690)180石、金沢に移り住み、同3年家を買い安居する。「元禄六年士帳」に室新助居宅長町織田小八郎近所と記載されている。同10年組外。正徳元年(1711)には幕儒となり、享保19年(1734)、77歳にて没する。「鳩巣全集」40巻がある。門下に奥村忠順、青地礼幹らがいる。

岡嶋忠四郎は、達、通直、仲道、石梁ともいう。河野四郎兵衛直次(藩士伊藤氏の家臣)の「仲子」。 祖母の氏をとり、岡嶋に改称する。兄の宗元は医を学び京都に住し、弟直之は父の跡を継ぐ。忠四郎 は木下順庵に学び、元禄9年(1696)順庵の薦めで藩に出仕し、30人扶持を拝領。宝永7年(1710)44 歳にて没する。書画・詩賦に長じていたという⁽²⁵⁾。

追加〔2巻、元禄3年11月18日条〕

「五十川剛伯編集之書、文範一部切成上之、御時服二、白銀十枚被下之、」と見え、五十川剛伯が文 範一部を編集し、献上する。これにより時服・白銀 10 枚を拝領している。

(3)「葛巻昌興日記」にみる儒者

延宝元年 (1673) 綱紀に近侍し、天和 2 年 (1682) 奥小将となり、元禄 3 年 (1690) 再び近侍する葛巻 昌興の日記「葛巻昌興日記」(加越能文庫蔵、16.40 - 75) に見える木下順庵、五十川剛伯、沢田宗堅、室 鳩巣らによる金沢城内での活動について、[表4]からみていこう。

[表4]「葛巻昌興日記」にみる儒者らの動向

番号	年・月・日	西曆	該当地	内容	巻数
11. 0	1 /4 -		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	藩邸において儒者衆ら鳥目にて御礼を申上る。	4
1	延宝8・正・元	1680	江戸	編記・12 編記	
				神元ら江戸	10
2	同 · 2 · 4	同	同	連歌師岡村昌陸を召寄せ、木下順庵なども罷出、連歌の書を吟味する	4
3	同・2・28	同	同	岡村昌陸を召寄せ、木下順庵も一句賦す	4
4	同・6・15	同	同	藩邸にて、朱舜水に十宮図跋文を依頼しておいたところ、草稿が出来上がり、奥村 恵輝の所にあり、五十川剛伯へ調えさせる。	5
5	同・6・30	同	同	木下順庵に京都の花の名所に付尋ねるよう命じられる	5
6	同・7・5	同	同	昨日朱舜水より生雁1双、五十川剛伯を以て献上する。また、「野依・鶏冠井」の2 名字に付、綱紀は順庵らに尋ね、応えさせている	6
7	同・7・11	同	同	藩邸で儒者木下順庵・五十川剛伯、神道者田中一閑らは時服を拝領する。精進揚げ の御書の意味を綱紀は尋ね、順庵は答を言上する	6
8	同・7・14	同	同	昨日朱舜水に八講布・御肴を贈り、この日謝状到来する	6
9	同・8・10	同	同	木下順庵ら、南都東大寺蘭奢待の図など一覧する	6
10	同・8・11	同	同	五十川剛伯は召寄せられ参上する。頃日小瀬・室・佐々木が書籍の書抜きを申渡されていたが、あまり進捗してないため、剛伯もこれを拝命する	6
11	同・閏8・2	同	同	前会津藩主保科正之の廟所に奉献する灯籠の銘及び太刀の箱書に付、木下順庵らが 拝命し、草稿を御覧に入れる。(4・7日に検討し、9月9日出来上がる)	7
12	同・10・15	同	金沢	二ノ丸に木下順庵・沢田宗堅ら(綱紀の帰国に伴ない来沢)参出、熨斗鮑を頂戴する。	8
13	同·10·26	同	同	木下順庵は京都への御暇を許可され、「松御座敷」にて綱紀に拝謁、挨拶する	8
14	同・11・4	同	同	綱紀は金谷屋敷の文庫を訪れ、生駒直政・多賀直房・沢田正庵(菖庵)・葛巻昌興 ら6人が御供する	8
15	延宝9・正・元	1681	同	儒者・医師・御茶堂らも鳥目を以て年頭の御礼を申上る	9
16	同・7・9		江戸	藩邸の御居間にて儒者沢田宗堅・五十川剛伯ら時服を拝領する	11
17	天和元・10・17		同	沢田宗堅、京都へ御暇下され、時服など拝領する	12
18	同・12・28		同	歳暮の御祝儀として、木下順庵・五十川剛伯・田中一閑らは小袖等を拝領する	
19	天和 2・正・元	1682	江戸	藩邸にて元日の御祝御礼を木下順庵・五十川剛伯・田中一閑も鳥目を以て申上る。 翌2日「御流頂戴」する	13
20	同・8・8		金沢	木下順庵、去る28日将軍に御目見した旨、金沢へ江戸より来状する(綱紀は在江戸)	15
21	同・9・4		同	去る (8月) 26日木下順庵、本誓寺にて、朝鮮の学士成琬、学者洪世泰と筆談の旨、 藩老奥村恵輝のもとに来状	15
22	天和3・正・元	1683	同	年頭にて、儒者・医師・御茶堂も御礼を行なう	16
23	同・10・6		江戸	木下順庵次男の寅亮は召出される。前月京都より到着	16
24	天和4・正・元	1684	同	五十川剛伯・田中一閑・木下寅亮、藩邸小書院にて年頭の御礼の儀式有り	17
25	貞享2・正・元	1685	金沢	年頭規式に儒者・御医師・御茶堂も御礼に加わる	18
26	同・4・6		江戸	綱紀、江戸中屋敷に着府、木下順庵、御見廻に参上、対顔する	18
27	同・5・28		金沢	沢田宗堅は帰京する(当春金沢にて綱紀に御目見し、老身故御暇願、許可)	18
28	貞享3・正・元	1686	江戸	年頭の御礼に田中一閑・木下寅亮も参上	19
29	同・正・9		同	昨日木下順庵父子らの試筆が葛巻に恵投される、この日葛巻は返礼に文章の添削な どを書く	19
30	貞享4・2・8	1687	金沢	葛巻昌興、五十川済之 (剛伯)・小瀬助信 (又四郎)・室直清 (鳩巣)・佐々正業を招待し、 閑談する	21
31	元禄元・9・1	1688	同	葛巻昌興、去る中秋十六夜月の五十川剛伯による吟詠をこの日に記す	22
32	同・11・1		同	御小書院にて重臣ら御目見、五十川剛伯は仰せにより編集の学聚文(問)弁の内、 助語集要が出来、藩老奥村因幡が進呈する	22
33	同・11・2		同	五十川剛伯編集の書、昨日進呈に付、白銀下賜の旨、藩老奥村因幡が申渡す	22

元禄元・12・3	1688	金沢	綱紀、在国、葛巻昌興邸の松風亭に、五十川剛伯・小瀬助信(又四郎)・室直清(鳩 巣)が来訪し、漢詩・和歌の吟詠会を行なう	22
同・12・17		同	網紀、在国、この日「御城会」では五十川剛伯が担当し、前月徳川綱吉が林家の孔 子廟にて講義を聞いた由話あり	22
元禄 3・2・24	1690	江戸	綱紀も在江戸。江戸の葛巻昌興邸で室直清(鳩巣)が入来、室は七言絶句を、葛巻 は和歌を詠む	24
同 · 5 · 22		同	金沢への綱紀の発駕前、藩邸に木下順庵ら参り拝顔する	24
同・9・7		江戸	去る 25 日将軍綱吉は初めて大学講釈を行ない、老中·若年寄ら拝聴、弘文院 (林鳳岡) も召出される	24
同・11・18		金沢	五十川剛伯編集の文範出来に付、昨日奥村因幡より献上し、白銀・時服下賜の旨、 蔦ノ間溜にて有賀甚六郎が述べ、目録が五十川に授与される	24
元禄 4・正・3	1691	金沢	綱紀は在金沢。詩歌の会が行われ、横山正房・多賀直方・五十川剛伯・室直清 (鳩巣)・ 小瀬又四郎助信・本多正冬らが吟詠する	25
同・7・21		江戸	仰せにより木下順庵参上、綱紀は大学の訓点をつけ、読み合せを行なう、来る 24 日も参上するよう命あり、前田故権佐(恒知)より仰入れの儒者瀧本元寂この日、 表御座ノ間にて御目見、人見友元の門弟の由	25
元禄 5・9・27	1692	江戸	綱紀は江戸を発ち、金沢へ帰国(10月9日到着)に際し、木下順庵参上、藩邸御居 間書院にて御目見	27
同 · 11 · 12		金沢	「御城会」あり、先日の五十川剛伯による中秋の名月の吟詠を葛巻は着手する	27
同・12・1		同	朱舜水から承って五十川剛伯が編集した詩範一部 9 冊が調進される	27
同・12・6		同	五十川剛伯、この度の詩範調進に付、白銀・羽織を頂戴、藤田安勝が目録を渡す	27
	同·12·17 元禄 3·2·24 同·5·22 同·9·7 同·11·18 元禄 4·正·3 同·7·21 元禄 5·9·27 同·11·12 同·12·1	同・12・17 元禄 3・2・24 1690 同・5・22 同・9・7 同・11・18 元禄 4・正・3 1691 元禄 5・9・27 1692 同・11・12 同・12・1	同・12・17 同 元禄3・2・24 1690 江戸 同・5・22 同 同・9・7 江戸 同・11・18 金沢 元禄4・正・3 1691 金沢 元禄4・正・3 1691 金沢 「元禄5・9・27 1692 江戸 同・11・12 金沢 同・12・1 同	 元様元・12・3 1688 金沢 巣)が来訪し、漢詩・和歌の吟詠会を行なう 同・12・17 同 網紀、在国、この日「御城会」では五十川剛伯が担当し、前月徳川綱吉が林家の孔子廟にて講義を聞いた由話あり 元禄3・2・24 1690 江戸 網紀も在江戸。江戸の葛巻昌興邸で室直清(鳩巣)が入来、室は七言絶句を、葛巻は和歌を詠む 同・5・22 同 金沢への綱紀の発駕前、藩邸に木下順庵ら参り拝顔する 「ロ・9・7 江戸 左25日将軍綱吉は初めて大学講釈を行ない、老中・若年寄ら拝聴、弘文院(林鳳岡)も召出される 「カー・11・18 金沢 「川剛伯編集の文範出来に付、昨日奥村因幡より献上し、白銀・時服下賜の旨、鳥ノ間溜にて有賀甚六郎が述べ、目録が五十川に授与される 「元禄4・正・3 1691 金沢 綱紀は在金沢。詩歌の会が行われ、横山正房・多賀直方・五十川剛伯・室直清(鳩巣)・小瀬又四郎助信・本多正冬らが吟詠する 「ロ・7・21 江戸 福紀は江戸を発ち、綱紀は大学の訓点をつけ、読み合せを行なう、来る 24 日も参上するよう命あり、前田故権佐(恒知)より仰入れの儒者瀧本元寂この日、表御座ノ間にて御目見、人見友元の門弟の由 「元禄5・9・27 1692 江戸 綱紀は江戸を発ち、金沢へ帰国(10月9日到着)に際し、木下順庵参上、藩邸御居間・11・12 金沢 「御城会」あり、先日の五十川剛伯による中秋の名月の吟詠を葛巻は着手する同・12・1 同 朱舜水から承って五十川剛伯による中秋の名月の吟詠を葛巻は着手する

[表 4] 14番について、延宝 8年 11月 4日、綱紀は「金谷屋鋪御文庫」などを訪れ、見分する。その時の御供 6人のうち、儒者としての「沢田正庵(菖庵)」も含まれている点は注目される。21番の天和 2年 9月 4日条によれば、去る 8月 26日「木下順庵老、本誓寺へ罷越、朝鮮之学士号成琬、学者洪世泰与及筆談之旨、順庵老ó奥村兵部(悳輝)方迄被達之、詩句ノ敏捷、驚入之旨被申越云々」と見える。この時、綱紀は在国であった。順庵は江戸の本誓寺で朝鮮の学士成琬・学者洪世泰と筆談したことが、金沢の藩士らにも伝えられた。江戸の本誓寺は、浄土宗の寺院で、現在東京都江東区清澄の寺院とみられる。ともあれ、「詩句ノ敏捷」と記されているが、詳細は不明であるものの、順庵の学問・文化受容にかかわるものであろう。

以下、[表 4] より主要なものにつき史料を翻刻しておこう。

〔元禄元年11月1日条〕表32

一日 雨降、午後快晴 四時比小書院御出座、老中暨人持·諸頭等、御目見之儀、如恒、且定 番御馬廻百人計御目見有之也、内々五十川剛伯、依 仰編輯之学聚文辨之内、助語集要一部 十三冊、比日成功、依之今朝副上書附、奥村因幡進献之、但、最初因幡周伝御旨也、

[同年11月2日] 表33

五十川剛伯事、編撰之書、昨日進呈之二付、今日白銀二十枚被下之、奧村因幡申渡之、

[同12月17日条] 表35

今日於 御城会、剛伯之処、去比孔子堂 御成之事、 且又知足院御遷 宮之事、江戸 か書付到来之由、則願恩借仍左ニ写之、 上遷宮行列次第

(後略)

〔元禄3年11月18日条〕表39

五十川剛伯先年願之編集之手之物、文範出来二付、昨日添上、書附奧村因幡而献上之、仍今日白銀十枚、時服二被下之、於蔦之間溜、有賀甚六郎述 御旨、御目録授之事、

〔元禄5年11月12日条〕表43

今日於 御城会、五十川剛伯先日之約諾によて、去中秋之一絶書付落手之、将来之吟翫のため記之、 雨霽^{レテ}園林露未_レ乾 雲開^テ阿漢月

初^元鮮 吟懷照得^{タリ}梧桐^ノ影 独立 = 秋風-憶-古賢-

中秋翫月梧月軒書懐

源剛伯具草

〔元禄5年12月1日条〕表44

五十川剛伯詩範一部、九冊、調進之、是舜水二所承、色を以、連々編撰之、最初奧村因幡奉二付、因 幡迄申達之、因幡 ^予 被申聞之、今日上之、

「五十川ノ編集詩範壱部献上ノ義」

〔元禄5年12月6日条〕表45

五十川剛伯今度詩範調進二付、今日難有 御諚之上、白銀十枚、御羽織頂戴之、藤田平兵衛安勝 御目録相渡之、 御意之趣演述之、

以上、「葛巻昌興日記」から金沢城内での諸活動をまとめてみよう。いずれも綱紀は在金沢である。元禄元年11月1日に、定番御馬廻の100人ほどの御目見が行われるが、内々に五十川剛伯が編輯した「学聚文辨」の内、「助語集要」1部13冊が出来上がり、書附を添え、奥村因幡が進献するが、藩士にも周伝される。これにより翌2日には、五十川剛伯に白銀20枚が下賜される。

同年12月17日には、「今日於 御城会、剛伯之処、去比(少し前、先だっての意)孔子堂御成之事」「且 又知足院御遷 宮之事」などにつき、江戸より来状する。この孔子堂などについては、元禄元年11月 21日に徳川綱吉は、上野忍岡の林鳳岡邸の孔子廟に臨み、講義を聞いている。なお、孔子廟は、寛永 9年林家の家塾に創設されたが、元禄3年に湯島昌平坂に移転改築され、聖堂と称される。

ともあれ、天明期に制度化される二ノ丸講書は、少なくとも元禄元年に、五十川剛伯らによって、 講釈会が始まっていた。このことは、きわめて重要である。

元禄3年11月18日、五十川剛伯の先年より編集の書物「文範」が出来上がり、昨日奥村因幡より献上される。これにより同日、白銀10枚、時服が下賜された。「蔦之間溜」で、有賀甚六郎が目録を授けている。なお、この五十川剛伯編集の「文範」の献上及び、これによる拝領品については、「政隣記」にも記されているが、「葛巻昌興日記」の方がより詳しい。

また、元禄5年11月12日にも「御城会」が行われ、「五十川剛伯先日之約諾」によって、葛巻昌興は「去中秋之一絶書付」を落手していることがわかる。

このように、二ノ丸の講釈会を通して、藩士らにより漢詩など文化活動が行われていることが確認される。さらに、元禄5年12月1日、五十川剛伯が編輯した「詩範一部、九冊」が調進される。これは、朱「舜水二所承」のものと記され、舜水の教示によるもので、様々に趣をもって「連々編撰」したという。この書物は奥村因幡を通し、この日献上された。同月6日には、白銀10枚、御羽織が剛伯に下賜され、

藤田平兵衛安勝が目録を渡している。

(4)「前田貞親手記」にみる儒者

「前田貞親手記」(16.41 - 82) より、儒者の活動について [表7] に示した。著者の前田貞親は貞享3年 (1686) 若年寄を、元禄4年 (1691) 家老役を務める。

[表 5]「前田貞親手記」にみる儒者の活動

番号	年・月・日	西暦	該当地	内容	卷数
1	貞享3・12・9	1686	金沢	在江戸の木下順庵より当3日の寒中お見舞状到来、10日にも同様の記あり	2
2	同・12・29	同	同	剛伯、御下賜物、御真筆頂戴する	2
3	貞享4・正・5	1687	同	木下順庵・同順信より 12 月 19 日の書状到来、順庵より扇子・のし鮑、順信より扇子、平二郎(葛巻新蔵、大野木克明、奥小将)を以て献上する	3
4	同・正・7	同	同	木下順庵より 12月 22日付御音物の礼状到来	3
5	同・正・8	同	同	木下順庵より 12月 22の来書御覧に入れ、綿・鱈拝受	3
6	同 · 正 · 16	同	同	木下順庵より正月2日の来書上申	3
7	同・正・23	同	同	木下順庵より当2日の返書として、年始御祝詞17日認める	3
8	同・2・12	同	同	木下順庵より正月28日の来書、年始御祝儀献上に付、前田貞親ら迄御書、御覧に 入れる、また、順庵より藩老3人へ2月朔日の来状など上申	4
9	同・3・11	同	同	もし火事の節、儒者・医者は御貸小屋へ罷出る旨仰出	5
10	同・3・21	同	同	木下順庵より来状に付、御書物の義等上申	6
11	同·3·26	同	同	五十川剛伯・平田内匠(在京の藩儒)、昨日御能拝見の御礼に罷出、両人書付御覧 に入れる	6
12	同・5・4	同	江戸	木下順庵、一昨日御能拝見の際、「御加羅(香木、御香)」拝領の旨仰出	8
13	同・5・5	同	同	木下順庵へ御拝領の御加羅の御請書上申する。また、順庵口上にて、天文者松田順丞、 学力有り、林春常も毎度吉凶尋ね、順丞宅へも参上の旨上申	8
14	同・5・10	同	同	木下順庵参上、加羅の義に付覚書抜書調る様仰出さる	8
15	同・5・17	同	同	順庵父子、19日御能拝見の御礼を申上る	8
16	同・5・20	同	同	昨19日木下順庵・順信ら御能拝見、御料理ノ間にて御料理を頂戴する	8
17	同・5・22	同	同	御小将番頭已上、田中一閑・木下寅亮ら、御料理ノ間にて御菓子を下賜される	8
18	同·5·25	同	同	木下順庵へ下賜の金子 100 両、毎年下賜のところ、この年も下賜するよう命あり	8
19	同・5・26	同	同	木下順庵、先日御加羅拝領首尾書付出来、持参し、献上する	8
20	同・5・28	同	同	木下順庵参上、叙倫の御字について意見を述べる(→この時順庵はすでに幕儒であったが、加賀前田家の御用学者でもあった)	8
21	同・6・9	同	同	木下順庵へ下賜の「毎歳之百両之義」に付、留帳を御覧に入れる、「順庵へ五十人 扶持(ママ)、外金子百両ハ毎歳」下賜するゆえ、順庵が参り次第申渡すよう仰出 される	9
22	同・6・22	同	同	木下順庵参上し、表御居間書院にて御対顔、信濃(多賀直方、若年寄)が誘引する	9
23	同·7·1	同	同	木下順庵、お見舞いに参上、御勝手にて御料理頂戴	10
24	同·7·4	同	同	順庵の「御合力金小判百両」受取書を御覧に入れる	10
25	同・7・13	同	同	木下順庵参上し、表御居間にて御対面、御字の説等献上する、祝儀として白銀 20 枚、 御肴 1 種下賜	10
26	同・7・19	同	同	木下順庵、昨日勧進能見物の義、左捥痛め長座は困難ゆえ、売本吟味の分遣わす	10
27	同・7・21	同	同	木下順庵参上、先日御拝領分の御加羅、貽付の文字并御服紗の書付に付、榊原玄甫 が調えた由段々献上し、「御怡悦」の旨仰出、御直筆の旨の御意を順庵に伝える	10
28	同・8・8	同	同	木下順庵参上、香炉の件に付御尋ねのところ、焼き物の義は指して御用無しと仰出 される	11
29	同・8・21	同	同	御能に付、木下順庵参上、拝見する	11

30	貞享 4・12・19	1687	江戸	木下寅亮、「増扶持」として 200 石のほか、7 人扶持拝領する	14
31	貞享 5・5・14	1688	同	藩邸での御能に紀伊守(本多正永、幕府大番頭)も来訪、御勝手にて、木下順庵ら も御料理を頂戴する	18
32	同・5・30	同	同	例の如く木下順庵へ金百両、昨日信濃(多賀直方、若年寄)へ報告、小寺平左衛門(久孝、御用人)等罷出、示談する	18

[表5]の11番の平田内匠に関して、従来ほとんど知られていなかった。が、「諸士系譜」(加越能文庫蔵)によれば、今回新たに、平田内匠は大允とも称し、在京の藩儒であることがわかった。同人は大坂着米200俵で、延宝9年(1681)綱紀に仕え、正徳元年(1711)に没する。その嗣子は中次郎(内匠)といい、元禄14年(1701)に綱紀に召出され、20人扶持を拝領、正徳2年(1712)相続する。さらに、中次郎内匠の子は中次郎兼儔と称し、20人扶持にて相続する。ともあれ、貞享4年(1687)五十川剛伯とともに、在京の平田内匠が京都より下向する。前日金沢城において御能の拝見を許された御礼に登城し、その書付を綱紀がご覧になっていることは注目される。

さて、[表5] より主要なものについて翻刻していこう。

[貞享4年5月25日条] 表18

一、木下順庵江可被下百両之金子、其子細とくと於当地難知之旨、先日申上、因幡方江尋二遣申候、 乍然発端相伺被 仰出候、壱岐扣之帳面出候旨、申上、則 玄蕃被相渡候、右之帳入 御覧候へハ、 毎歳如御定、百両被下事ニ候間、尤此年も可遣之旨被 仰出、依之右申渡候ハ、如何可有 之候哉、先年ハ因幡ゟ相達候様ニ覚申候旨、言上候処ニ慎其通と 御覚被成候、今年信濃、 備前ゟ可相達之旨、被 仰出ニ付、被参候時分、両人口上ニて、可申入候旨、申上ルよし、

[貞享4年5月28日条] 表20

一、木下順庵参上、御字之考書面持参上、順庵口上二叙倫可然様ニ奉存候旨、申上候所、 御前ニも其通ニ被 思召候、最前春常ゟ中和之御字考上之被申候故、則其通ニ被遊置候、乍然唐ニも、又々字何程茂有之候間、叙倫ハ又之御字ニ御用可被成候、左候ハ、説を調可被上候旨、被 仰出、右考候書面御返シ被成、則相渡 御請ニ考之御字、応 御意、先以忝仕合奉存候、 御時退仕義ニ而も無御座候間、調上可申候旨、口上之通、相立 御聴、暫延引可仕候旨、被申候、是又申上置よし、

〔貞享4年6月9日条〕表21

一、木下順庵へ被下候毎歳之金子百両之義、今度高田・小寺書面之通、和田小右衛門申送候間、可被下哉之旨、相伺候へとも、首尾就難知、則老中留帳之趣、大抵有之、入 御覧、尤被下候様子ハ、備前・信濃罷出、可相渡之旨、被 仰出候へとも、謹而右順庵へ被下候、首尾前後因幡存ニ付、尋ニ遺候処、発端之趣、且又息濱亮被 召出、御内意之義迄記候帳面来、其趣ニ順庵へ五十人扶持、外金子百両ハ、毎歳可被下候、金子ハ御用人ゟ不時被下物同事、順庵被参次第、申渡候様ニ、被 仰出候旨、則因幡扣帳ヲ以、相伺、右之通ニ御座候間、今年も御用人可申達哉之旨、申上候所、如跡々之、可仕候旨、被 仰出、則小寺・高田江右之趣、申渡、且又毎年之被下物ニ候間、来年之義も御留守ニ罷有候衆へ可有示談之旨、申含よし也、

〔貞享4年7月4日条〕表24

一、為御合力金小判百両被下置忝候旨、順庵之切手、御用人宛所之一通、入 御覧候よし、

[貞享4年7月13日条] 表25

- 一、木下順庵参上、表 御居間ニ而 御対面也、但御字之説、朱印出来、被上之付、御怡悦之旨、以信濃被 仰出候旨、
- 一、木下順庵ヱ御字出来之為御祝儀、白銀二十枚、御肴一種被遣之、御礼ニ信濃宛所之書状来、 則御使長谷川頼母上之由、

[貞享4年7月21日条] 表27

一、木下順庵参上、先日被 仰付候御拝領分御伽羅貽付之文字并 御服紗之書付ともニ柳原玄甫 相調候由ニ而、大小段々被上之候所ニ御怡悦被遊旨、被 仰出、且又御様子次第、御直筆ニ而被 遊事も可有之旨 御意順庵ヱ物語ニ及よし、

〔貞享4年12月19日条〕表30

(増扶持共

弐百石

一、七人扶持

木下寅亮

[貞享5年5月30日条] 表32

一、如例木下順庵へ金小両百両、昨日信濃相渡由、小寺平左衛門等罷出、示談候由也、

翻刻した上記史料の内容を整理すると、まず貞享4年5月25日に、木下順庵への給与である「百両之金子」について、藩内で様々に調べ上げたところ、「毎歳如御定、百両」を、この年も給与するよう命じられた。同月28日、木下順庵は再び江戸藩邸に参上し、「叙倫」の意味の書付を持参したが、最前「春常か日の一に関する考えを求められていたため、その説を調え進上するよう拝命する。

史料中の「春常」は、林春常 (1644~1732) で、鳳岡・信篤とも称する幕府の儒者である。林鵞峯の二男。 寛文 4 年 (1664) 徳川家綱に拝謁、同 6 年切米 300 俵、延宝 8 年 (1680) 相続する。御文庫書籍目録の作成、 四書五経等の訓点訂正などに努める。元禄 4 年 (1691) 聖堂が湯島に移された際、初めて僧形を止める ことを許され、大学頭に任官、以後これを世襲した。

さて、「前田貞親手記」貞享4年6月9日条には、木下順庵へ給与の「毎歳之金子百両之義」につき、 藩内で再び問題となったが、やはり給与するよう命じられた。こうして、翌月7月4日、順庵の受取書が、 御用人宛所に出され、綱紀も一覧している。

同月13日には、木下順庵が参上し、表御居間にて御対面、「御字之説」につき進上する。その祝儀として、白銀20枚、御肴1種が下賜された。また、同月21日に、木下順庵は参上し、先日仰せつけられた将軍から御拝領の「御伽羅貽付之文字并 御服紗之書付」につき、ともに柳原玄甫という人が調筆したことなど様々申し上げたところ、「御怡悦」の旨が仰られた。同年12月19日に、順庵の二男の木下寅亮に対し、200石のほか、増扶持として七人扶持が下賜される。翌貞享5年5月30日、重臣の間で再び「如例」木下順庵へ金子100両につき、藩内で協議されている。

このように、幕府の儒者に登用された木下順庵であったが、貞享期にも依然として綱紀の諮問に応えるなど、加賀藩から毎年 100 両を拝領している。すなわち、幕儒順庵は同時に加賀藩の御用学者でもあったことがわかる。

おわりに

以上、近世前期の金沢城主前田家の学問と儒者について考察した。つぎのようにまとめることができる。この期の侍帳に記載の医者については、寛文期4点のものより2人~7人が、延宝期では2点のものから2人・7人、続く元禄期2点の侍帳より3人~4人の儒者を抽出した。このように8点の侍帳においては、重複して記載されている人物もあるが、延べ人数は31人であることがわかった。また、同様に知識人として召し抱えられている医者の様相との比較を試みた。医者の場合、同じく重複もあるが、10点の侍帳における延べ人数は207人であった。この場合、検索した侍帳の点数も多く、延べ人数の多いことは当然であるが、同じ侍帳のなかにおいては、生命に関わる職種からみれば、儒者に比べ、医者の方がはるかに多数であることは当然の帰結といえよう。

ただ、医者と同様、儒者も侍帳記載の者以外に、藩主前田家の要請に応じて、在京の儒者が藩儒として登用される場合があった。その好例として「前田貞親手記」において、今回確認された平田内匠大允のような場合もあった。在京とはいえ、藩主綱紀の要請に応じ、時には金沢に下向することがあった。これらのほか、臨時的に御用学者として雇われる場合も少なくなかったものとみられる。それゆえに、侍帳には無記載である場合も否定できない。

つぎに、利長と王伯子の伝承をめぐり、王伯子の来日や利長の同人招請につき、伝承の内容をまず紹介した。その結果、160年から200年ほど後に、藩の書写役を務める湯浅又新斎が瑞龍寺に伝来してきた屛風の書賛の印二顆を直視したうえで、印影を写し取った可能性の高いことをうかがいみた。このことは重要な点である。すなわち、上の印は「王印□(印ヵ)柱」、下の印は「国鼎氏」と見えると記述している。これを見る限り、この時点で、又新斎自身が直に判読している点に注目し、史料全体から利長と王伯子の伝承は史実に近いのではなかろうかと推測した。ただ、又新斎が直視したものは、本物なのか、贋作なのかという問題が残る。今後は、同時代の信頼性のある傍証史料の発見が期待される。しかし、王伯子が明国において、それほど著名でない場合もあり、他の史料や他藩の史料から同人を確認することは困難である可能性も否定できない。ともあれ、王伯子と利長の伝承がもし史実と異なる全くの伝承であるなら、なぜそのような伝承が成立したのか、背景などを検証する必要がある点を指摘した。

続いて、利常・光高の学問と儒者について、在京の松永尺五側の史料である尺五による加賀金沢・小松紀行の詩類をもとに、利常・光高の居所を確認しながら、いつの時点で尺五が加賀へ下向したか、様相を探った。その結果、少なくとも尺五は、寛永8年3月・5月・9月に金沢に下向している。この時、利常・光高両人は金沢に在城していることが確認された。また、同15年には同様に利常は金沢城に居ることがわかった。続いて、襲封し藩主になった光高は、同17年正月、さらに同20年8月に、金沢に在城している。さらに、利常が小松に隠居し、同城に居るとき、尺五は小松を訪問している。少なくとも、寛永19年閏9月、慶安3年9月、明暦2年のそれぞれの時期における尺五の同地への下向を確認した。このように、推測の域を出ないが、利常の金沢・小松の両城において、また、光高の金沢城において、上記の時期に、尺五は、学問をそれぞれ講じた可能性がある。今後は詩類の内容を検討すること、或いは信憑性のある史料の発見が期待される。それらに基づき具体相を明らかにしていくことが課題となった。

ともあれ、従来の加越能文庫蔵の「陽広公偉訓」などの伝記が、尺五の加賀藩出仕時期を、寛永 17年とする説を改めるべきことを指摘した。すなわち、同人の藩出仕時期は、これより少し前の同 8年であると想定した。また、利常に対しては、金沢城ばかりでなく、小松へも尺五が下向していることを明らかにした。

また、綱紀の代について考察した。はじめに明末の儒者朱舜水と綱紀・五十川剛伯・木下順庵に関してうかがいみた。綱紀・五十川剛伯は舜水に師事するが、剛伯は『明朱徴君集』を編集した。これはおそらく綱紀の命によるものであろう。一方、順庵は舜水と親交している。

引続き、「政隣記」にみる儒者・学問について素描した。まず、藤原惺窩の弟子松永尺五の門下である平岩仙桂に関し、綱紀に登用された様子についてうかがいみた。また、綱紀に重用された剛伯が、嫡子の贋金作りの疑惑に連座し、能州へ流罪となったことを読み解いた。さらに儒者とみられる小瀬又四郎に関連し、同人が医家の小瀬甫庵の家の出身であることや、知識人である儒家・医家の小瀬家・坂井家・堀部家との関わりにつき整理・把握した。

つぎに、金沢城での講釈会について、従来知られていなかった近世前期の事例について指摘した。 少なくとも、元禄16年3月9日及び11日に、二ノ丸講釈会が開かれ、中泉六右衛門・室新助(鳩巣)・ 岡嶋忠四郎がそれぞれ論語・詩経・小学・大学・書経・礼記を講じた。なお、剛伯は文範を編集している。 さらに、「葛巻昌興日記」から、延宝8年、綱紀は金谷屋敷の文庫を見分するが、随行した者のなか に儒者の沢田菖庵がいたことは、特筆すべきことがらである。一方、江戸における順庵は、朝鮮の学 士成琬・学者洪世泰と筆談したことや詩句などが、在金沢の藩老奥村悳輝方へ来状、順庵と同人の学 間をめぐる親交を垣間みた。また、金沢城内における動向について、剛伯が編集した「学聚文(問)辨」 の一部が綱紀に進献され、藩士にも周伝されている。

このほか、先の元禄 16 年 3 月 9 日・11 日に先立ち、元禄元年 12 月 17 日二ノ丸で「御城会」が開かれ、剛伯が担当し、また、同 5 年 11 月 12 日にも開催されたことがわかった。これらは、天明期に制度化される二ノ丸講書の先駆けとなった点で特筆すべきである。また、この元禄元年 12 月 12 日の御城会では、前月、江戸上野忍岡にある林鳳岡邸へ将軍徳川綱吉の御成もあり、孔子廟における講義開催の旨が金沢に来状する。また、剛伯編集の「文範」のほか、舜水の教示による同人編集の「詩範」の調進のことが「葛巻昌興日記」に記されている。

最後に、「前田貞親手記」では、前述のように金沢城における剛伯や平田内匠らの活動のほか、江戸藩邸における木下順庵らの動向が多数見える。特に貞享4年それまで毎年御定のように順庵へ100両給与することが改めて藩内で確認され、申渡されている。なぜなら、天和2年すでに順庵は幕府の儒者に転身していたからである。順庵はこれ以降、加賀藩邸において綱紀による学問上の諮問に応えているゆえに、給与としての金子100両が支給されていたことがわかる。例えば藩儒の林春常(鳳岡)も絡む「中和」や「叙倫」につき、順庵は綱紀に意見を求められ、回答している。こうして幕儒となった順庵は、同時に加賀藩の御用学者でもあった。藩儒として跡を継いだ寅亮に対する加増の記事も「前田貞親手記」より確認された。

今後の課題として、加賀藩の学問や儒者について、近世中後期についてみていかなければならない。

[注]

(1) 芳賀登『近世知識人社会の研究』教育出版センター、1985 年、田崎哲郎『地方知識人の形成』名著出版、1990 年、 辻本雅史『「学び」の復権――模倣と習熟――』角川書店、1999 年、横田冬彦『知識と学問をになう人びと』(身 分的周縁と近世社会 5) 吉川弘文館、2007 年、小野将「横田冬彦編『知識と学問をになう人びと』(第五巻)に 接して」(後藤雅知ほか編『身分的周縁を考える』吉川弘文館、2008 年、このうち73 頁において、儒者を取り扱っ た宇野田尚哉による中間的知識層や身分的中間層論を紹介している)。ほか、小林幸夫「近世後期江戸における知 識人社会と考証研究」(お茶の水女子大学大学院教育改革支援プログラム「日本文化研究の国際的情報伝達スキル の育成」活動報告、2009 年)などがある。

また、加賀藩の知識人に関しては、竹松幸香「加賀藩文化ネットワーク――近世後期の儒者・金子鶴村の事例―

一」(『ヒストリア』 161、1998 年、同『江戸時代後期の加賀藩の儒者たち』(19 世紀加賀藩「技術文化」研究会『時代に挑んだ科学者たち』北國新聞社、2009 年)、鷲澤淑子「加賀藩明倫堂における「国学」の導入について」(『加賀藩研究』二、2012 年)、同「加賀藩武士層における国学の受容――安政~文久期を中心に――」(加賀藩研究ネットワーク『加賀藩武家社会と学問・情報』岩田書院、2015 年)などがある。

- (2)『日本の近世』13巻、頼祺一編『儒学・国学・洋学』中央公論社、1993年、7・8頁。
- (3)池田仁子『金沢と加賀藩町場の生活文化』岩田書院、2012年。
- (4) 池田仁子『近世金沢の医療と医家』岩田書院、2015年。
- (5)池田仁子『加賀藩社会の医療と暮らし』桂書房、2019年。
- (6)池田仁子「金沢城二ノ丸講書と加賀藩儒者の動向」(『研究紀要 金沢城研究』17号、2019年)。
- (7) 近藤磐雄『加賀松雲公』1909年の上巻では、江戸城・徳川との関わりや講釈会の様子、中巻・下巻では綱紀の文学・ 学芸活動を中心とした史料の一部が収録されている。
- (8) 本稿で取り上げた侍帳の多くは、金沢市立玉川図書館近世史料館『加賀藩侍帳 上』2017年にも収載されている。また、①の侍帳の翻刻には、見瀬和雄・同弘美両氏による「加賀藩改作法施行期の家臣団史料――古組帳抜粋――」 (二)[1]金沢学院大学紀要「文学・美術・社会学編」7号、2009年、同[2]、同紀要、8号、2010年がある。
- (9) 本稿では、日置謙『加能郷土辞彙』改訂増補、復刻版、北國新聞社、1973年。
- (10) 池田、前掲(4)、177頁の表。
- (11) 石川県『石川県史』参編、石川県図書館協会、1974年、207頁。
- (12) 長山直治『兼六園を読み解く――その歴史と利用――』 桂書房、2006 年、11~13 頁。
- (13) 日置、前掲(9)。
- (14) 一部、池田、前掲(5) 第一章。
- (15) 若尾政希『「太平記読み」の時代――近世政治思想史の構想――』平凡社選書、2012 年、166・169・172・175・176 頁。
- (16) 猪口篤志·侯野太郎『藤原惺窩·松永尺五』明徳出版社、1982年、205·252頁参照。
- (17) 猪口篤志·侯野太郎、前掲(16)、173·205·251·252頁。
- (18) 以下、利常・光高の居所については、金沢城調査研究所『金沢城総合年表 前編』石川県教育委員会、2018 年、同『金沢城編年史料 近世一』2019 年にも収録。
- (19) 池田、前掲(5) 第一章。
- (20) 後藤典子「細川家文書に含まれる浅野内匠頭関係史料の再検討」(『永青文庫研究センター年報』7号、熊本大学文学部附属永青文庫研究センター、2016年)。これについて、木越氏より情報提供いただいた。また、光高の学識と道安については、木越隆三「前田光高の学識を探る」(長山直治氏追悼集刊行委員会、『加賀藩研究を切り拓く』桂書房、2016年)がある。さらに、利常の隠居と光高に関して、同氏による最近の論考がある(木越隆三「前田利常隠居と藩主光高の公儀御用」〈『加賀藩研究』9号、2019年〉)。なお、明暦2年5月以降における松永尺五の加賀への下向時期について、本稿で、同月「下旬」以降としたのは、同氏の御教示による。
- (21) 京都大学文学部国史研究室『改訂増補 国史辞典』(東京創元社、1976年)、国史大辞典編集委員会『国史大辞典』 7卷(吉川弘文館、1986年)。
- (22) 石原道博『朱舜水』吉川弘文館、1989年、183、244~246、249·295頁。
- (23) 日本史広辞典編集委員会『日本史広辞典』山川出版社、1997年。
- (24) 池田、前掲(6)。
- (25) 以上、中泉六右衛門・室新助・岡嶋忠四郎については、日置、前掲 (9)。

元禄15年加賀藩邸将軍御成と国許の対応について

石 野 友 康

はじめに

近世の将軍と加賀藩主家との関係を象徴するものの1つに将軍御成があった。もともと御成とは、 宮家、摂家をはじめとする貴人の出御を広く称していたが、室町期からは将軍の出行も御成と呼ばれ るようになったとされる⁽¹⁾。御成は織豊期、江戸幕府にも受け継がれ、秀吉の前田邸御成や徳川秀忠、 家光の御成もよく知られたところである。

拙稿では、5代将軍徳川綱吉の御成⁽²⁾のうち、元禄15年加賀藩上屋敷本郷邸御成について考えてみたい。御成に際して建設された御成御殿の絵図を読み解き、御成に関する基礎的な事項について確認するとともに、国許の対応について史料を紹介し、今後の御成研究に資することにしたい⁽³⁾。

1. 「元禄十五年御成御殿絵図」にみる御成御殿

元禄の御成に際して本郷邸に築造された御成御殿は、御成のあった翌元禄 16 年に焼失しており、どのような建物であったかについては、あまり知られていなかった。

手がかりとしては『加賀松雲公』上巻に侯爵前田家所蔵として挿入されている「松雲公筆『御成御殿』略図」という絵図があげられる。「御成御殿奉行間宮所左衛門殿、御大工者大谷甲斐守也」という記述や「元禄十五年正月廿二日被仰出御成御殿地之図也」との文字がみえ、この図が元禄15年御成に関わる絵図であることが判明する。

同書の解題には「挿牋掲くる所の略図は。当初設計図の一にして。松雲公親から半紙に筆せられしものなり。」とあって、御成当時の藩主である5代前田綱紀筆の設計図であるという。モノクロで掲載されるこの絵図をみていくと、

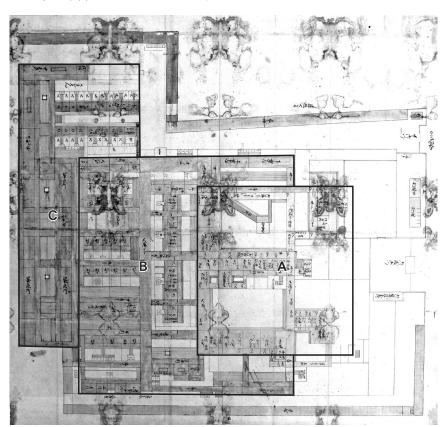


図 金沢市立玉川図書館郷土資料「元禄十五年御成御殿絵図」に加筆

本郷邸に詰める藩士たちの小屋に線がひかれており、「元禄十五年正月廿二日被仰出御成御殿地之図也」という記述から、おそらくは、藩士の小屋を立ち退かせて築造させた、御成御殿の位置を線で示したものと解釈する。したがって御成御殿の間取りを示す絵図ではなかった。

一方、金沢市立玉川図書館に所蔵される「元禄 十五年御成御殿絵図」(4)は、建物の平面図であり、 障壁画の絵師の名や画題などの文字記載からみて、 元禄15年の御成御殿と判断でき、文献史料と対比さ せても、特に矛盾はみられない。文献を補強しうる 絵図と評価できるであろう。この絵図の南側を右方 にみていくと、右端に御成御門があり、その北側に は玄関・式台がみえる。ここから綱吉は御殿内に入っ たであろう。絵図は、黄色、青色、グレーの3つの エリアに色分けされており(大まかではあるが、それぞ れ仮にAエリア、Bエリア、Cエリアとした)、御殿の南 側に位置する黄色に塗られている部分(Aエリア)に は部屋名が記され、狩野養朴ら絵師の名、画題が朱 書きされている。凡例はないが、ここは将軍が行き 来しているエリアであった。間取りをみると、玄関・ 式台の北側には「小座敷」「御成御殿 御上段」「御 下段」「敷舞台」「拝見所」などの名称がみえる。空 地を隔て東側には「御舞台」があり、橋掛かりがみ える。前田家としては、将軍接遇のための重要な空 間であった。ここで注意を要するのは部屋名として 「御成御殿」があることで、上段のほか下段、御次が 存した。部屋名としての「御成御殿」とは奇異な感 じはするが、文献史料と照らしあわせると、これは 誤記ではない。建物全体を御成御殿と称するのとは 区別され、この場合の「御成御殿」とは、将軍の御 座所という意味であり、綱吉の実際の御座所はこの 上段ということになろう。(建物全体を示す御成御殿と 区別するため部屋名で表現「 」付で示したい。)。次に青 色で塗られた箇所(Bエリア)をみよう。青色部分は 北・東・西と黄色部分を取り囲むように位置してい る。「御老中部屋」「松平右京大輔殿部屋」「松平美濃 守殿部屋」などとみえ、老中、松平輝貞、柳沢吉保

表 1 予参・将軍供奉の人々

	20 1	1 5 11 + 14 + 6774
	職	氏名
	側用人	松平美濃守吉保 (柳沢吉保)
	老中	阿部豊後守正武
	老中	土屋相模守政直
	老中	秋元但馬守喬知
3倍	老中	稲葉丹後守正往
豫参	側用人	松平左京大夫輝貞
	若年寄	加藤越中守明英
	側衆	青山伊賀守秘成
	側衆	大久保長門守教寛
		付、使番、納戸頭、腰物奉行、御膳奉行、 頭、台所頭、奥右筆等
	若年寄	稲垣対馬守重富
将	若年寄	本多伯耆守正永
軍供奉	側衆	島田丹後守利由
奉	側衆	安藤出雲守信富
	両番頭、目	付、徒頭、小十人頭、中奥、近習

『徳川実記』より作成

表 2 御成供奉の大名衆

大名名	石高	役職等
松平讃岐守頼常	12万石	高松藩主
酒井雅楽頭忠擧	12万石	大御留守居、忠清の子
牧野備前守成春	7万3000石	雁間詰、牧野成貞養子
松平遠江守忠喬	4万石	信州飯山城主
松浦壱岐守棟	5万3000石	雁間詰
久世出雲守重之	5万石	奏者番
青山下野守忠重	5万石	雁間詰
蜂須賀飛騨守隆重	5万石	雁間詰、徳島藩主蜂須 賀綱矩伯父
松平伊賀守忠周	4万石	奥詰
阿部飛騨守正喬	1万石	老中
松平弾正忠正久	7万石	若年寄
秋元伊賀守喬房		詰衆
稲葉長門守正知		雁間詰
井伊掃部頭直通	30 万石	溜詰
青山播磨守幸督	4万8000石	奏者番
松平日向守重栄	3万石余	奏者番・寺社奉行
三浦壱岐守明敬	2万3000石	若年寄

『徳川実記』、『寛政重修諸家譜』、「菅君雑録」などより作成

の部屋がもうけられていたことを示している。また、「部や」の記載が20箇所みられる。将軍御成には多くの大名や旗本たちが予参・供奉しているから(表1、2参照)、彼らが控える部屋であったと考えられる。

その北側から東側には黒く塗られたエリア (Cエリア) があり、「饗応所」「仕出シ所」(北側)、「老中下部や」(東側) などがみえ、接待を行う場所であったり、老中たちに随った人々の控室がもうけられていた。

御成御殿とは文字通り将軍や大名・旗本をむかえいれ、接遇するために築造された建物であったことがうかがえる。それだけに、元禄 16 年の焼失は残念であった。

2、将軍御成への動き

(1) 前田邸御成準備

上記の御成御殿を舞台に将軍が招かれたのであるが、加賀藩側の史料である「御用番方留帳」 (5) 「菅君雑録」 (6) 「元禄十四年辛巳暦御成一巻」 (7) などに拠って加賀藩邸御成までの経緯を確認しておく。

元禄14年12月22日、江戸城に登城した綱紀は、「黒書院松之間」(「菅君雑録」)において柳沢吉保(松平美濃守)をはじめとする老中たちが列座するなか、吉保より来年本郷邸に御成があることを告げられた。あわせて同日には「白書院縁頼」(「菅君雑録」)にて国許の息女を鳥取藩池田吉泰に嫁がせるようにとも命ぜられた。

国許への使者を仰せ渡された表小将青地斉賢 (弥四郎) は年が明けた正月 11 日に江戸を発足、同 20 日に金沢に到着した。翌 21 日には金沢城の新丸にあった越後屋敷で御成があるなどの旨を周知したことから、金沢城で藩士たちに対し正式に伝達されたのは、仰せ渡しから一ヶ月後のことであり、金沢では正式にここから準備が進められたことになる。

しかし、御成があることを想定し、いつ申し渡しがあっても良いように内々に準備を進めていたら しい。やや長文ではあるが、元禄14年4月の次の史料をみよう。

元禄十四年辛巳四月

御上書

一、御親翰之写 但、四月廿九日斉藤吉左衛門奉ニ而

前田対馬殿

御徒小杉安大夫、対馬宅迄持参之

前田備前殿

御三家方 御成相済申候間、私亭江も 御成之義願可申事与被申方有之候得共、去秋者水戸殿被 被御成未済不申故、相扣申候、当年者兎角出羽守殿江及内談願候而可然之由候者可奉願候、左候者来年夏中二茂被 為成儀可有之哉御慰之義ニ候得者、此方ゟ願不申候而茂被 仰出間敷義ニ而無之候、御三家方相済申上者先々其心得仕、万一被 仰出も候者、上意次第早速御成之御日限茂極り申様ニ可心得儀欤と存候、然共押出用意仕候義者却而遠慮可仕事候間、内々ニ而成程穏便ニ其支度可仕候、然者其方両人此義主付可被相勤候、尤壱岐義京都婚礼之用事申付置候得共、支度之義皆以支配方之事候間、諸事壱岐示談尤候、即壱岐江も其段申段申渡候、

- 一、先代 御成之義相考、当時引用可申義者書集置可被申事、
- 一、方々 御成之次第是亦可□用品々書抜それ々々類を寄集置可被申事、
- 一、献上物之内、彫物・蒔絵等之類者そろ々々其支度可仕事、
- 一、連々拝領之品々不残其々御座敷ニ飾置申筈候、其外飾道具吟味候而修覆可申付分者、段々申付可然事、
- 一、作事方之義者小普請奉行衆江頼申格候故、指図等者何之六ヶ敷事無之候、入用銀さへ心当有之候得者滞義無之候、 但、よく枯申材木有かね可申哉、此段者江戸ニ而承合可然事、
- 一、当地

 を召寄候者共内

 々其心当仕置、不計被 仰出候時分遅滞無之様ニ仕可然事、
- 一、献上物内々其支度心得可有候、品々有增別紙ニ記之申候事、

(加越能文庫「前田貞親手記」65)(8)

これは加賀藩家老役前田貞親(備前)がその日記に綱紀の書状(「御親翰」)三通を書き留めたなかの1点である。宛先の1人前田孝行(対馬)は年寄前田孝貞の子であり、貞親同様家老役で、このとき在府中であった。藩主綱紀は元禄14年7月まで在国中なので、金沢より江戸の両人へ発給したものであった。正式な仰せ渡しの半年以上前より準備に取りかかっている様子がみてとれる。綱紀に対し、御成を幕府に願い出ることを勧める人もあったという。しかし、水戸徳川家への御成前であったことから、遠慮したのだという。水戸徳川家への御成が済んだのち、柳沢吉保に打診したうえで正式に願い出ることにしたというから、綱紀自身、前田家が御三家に次ぐ家柄であることを認識していたことがうかがえる。内々に準備を進める事を指示し、先例を調査するため、「先代」= (この場合は)利常の寛永の

御成や、諸藩へ事例の照会を行った。このように御成は藩側から幕府に働きかけを行い実現したともいえる。もちろん内々に幕府の感触を確かめながら準備を進めていったものと考えられる。

御成は、先例を調査し、情報収集を行いながら、本格的に準備が進められた。金沢市立玉川図書館加越能文庫には水戸藩へ御成について問い合わせた史料(9)、元禄7年の大久保正武への御成の史料、(10) さらには藩士寺島蔵人の家に紀州家への御成の留帳(11) が残されているのは、先例を参考にするため収集されたものと考えられる(12)。

正式な仰せ渡しを受けて御成御殿造営などに取りかかるが、準備は、幕府と加賀藩双方の体制で行われた(巻末表1参照)。前掲の加賀藩側の史料によると、江戸の加賀藩邸では元禄15年正月以来、前田孝行・前田貞親を中心とした体制づくりが行われていた。そして金沢では江戸よりの情報・命令にしたがい、正月から2月を中心に藩士が順次動員されており、江戸へと向かっている。

一方、幕府でも加賀藩邸御成築造にむけて体制が固められていた。小普請奉行間宮諸左衛門をはじめ、石切、御大工、日用頭にいたるまで造営にたずさわる人々が命ぜられた。幕府・加賀藩の役割分担については、前に紹介した「前田貞親手記」の記述「作事方之義者小普請奉行衆江頼申格候故、指図等者何之六ケ敷事無之候、入用銀さへ心当有之候得者滞義無之候」などの文言からみると、作事については幕府が主導的な役割をになうことになっているとの理解であった。加賀藩としては御成御殿建設等の財政的負担や将軍への献上品選定、そして藩邸の警備などの面で細やかな配慮が求められていたといえるであろう。

さて、元禄14年12月以降の動向をみていくと、江戸では年明け早々動きがみられる。「元禄十五年正月三日頃
の御城御用材木御屋敷江入」(「元禄十四年辛巳暦御成一巻」)とあり、正月3日ころから御城のための用材を屋敷に運んでいる。この場合の「御城」とはおそらくは江戸城を指し、万が一に備えていた材木を活用しようとしたものであろうか。屋敷の材木小屋・木揚場材木小屋を昌平橋近辺でと老中秋元喬知より貸与の連絡があり(正月22日)、2月2日出来、建設の準備が出来た。御成御殿建設に際しては、上屋敷在住の人々を中屋敷に引き退きを命じた。

こうして2月4日には御成御殿の斧初が筋違橋御材木場で行われ、2月21日には柱立、同月29日棟上げの儀式、3月28日に地鎮式が行われ、4月2日にはほぼ工事は終了した。

事実上2ヶ月という短期間の工期で、御成御殿は竣工し、4月18日には柳沢吉保、御側松平輝貞(右京大夫)、若年寄本多正永(伯耆守)(『楽只堂年録』(13)「菅君雑録」など)、翌19日には小出宗礥(和泉守、書院番頭)、松平信周(近江守、書院番頭)らが見分した。こうして成った本郷邸には、御成に備えて数日前から多くの幕臣らも警備に詰め、御成に備えた。その接待も加賀藩側で行っている。

(2) 当日の動き

御成当日の動きをみていこう。御成当日は早朝、綱紀の登城からスタートした。江戸城内で奏者番に挨拶を交わし、帰邸した。綱吉は大広間より駕籠に乗り出発した。綱紀と元服を迎えた嫡子利興(のちの6代藩主吉徳)は、家老や人持組の藩士とともに本郷金助町まで迎えに出、綱吉は巳の下刻過ぎに本郷邸に到着した。綱吉はまず休息の間、「御成御殿」に進んだ。「御成御殿」で綱紀・利興は綱吉より熨斗を拝領、その後綱吉は奥書院へと移った。奥書院で綱紀・利興は太刀などを拝領するとともに、一族の大名家たちからも将軍に対し太刀馬代の献上が行われた。ここで一門や重臣の御目見も行い、将軍から彼らへ拝領物があった。まずは太刀などの贈答儀礼が奥書院で行われ、それが終わると次に行われたのは能であった。能番組は高砂・東北・祝言で、能が始まるや式正七五三が行われ、能が済むと綱吉は再び奥書院に入り、ここで料理が出され、綱紀らは盃を拝領している。料理後は講書が行

われ、綱吉が論語の「君子不器之章」を、綱紀が大学の「平天下」、利興が大学のうちでそれぞれ講義した。綱吉はその後敷舞台にて仕舞、綱紀・利興や一族・家来に拝見を仰せ付けられた。その後は「御成御殿」に出し申下刻になって江戸城へと戻った。還御の途中で上使として奥詰松平乗紀(能登守)がつかわされ、ただちに登城した綱紀・利興は将軍より満足の旨伝えられた。

こうして御成の動きをみていくと、盃事や料理などを除けば、御成は①太刀などの拝領や献上などの儀礼 ②能や仕舞 ③講書、と大きく3つから成り立っており、能や仕舞、講書が取り入れられた、元禄の世相を色濃く反映したものとなっている。その点茶事と能を主体とする寛永6年の御成の際とは趣が異なっている。御成自体は数時間で終わったが、このあともしばらくは老中などに対して御礼の挨拶が続いている。

御成当日の動き

時間	場所	内容
巳下刻過ぎ	玄関	綱吉御成、玄関まで駕籠
	式台	
	休息の間	
	御成御殿	(縁通りに献上物)
	奥書院	拝領物・献上物
		一門と家来13人御目見・ 将軍からの拝領物あり
	(舞台)	能・式正七五三
	奥書院	料理と盃頂戴
		講談
		綱吉 君子不器
		綱紀 平天下
		利興(吉徳) 大学
	敷舞台	仕舞
単 御成御殿		
申下刻		綱吉還御

「菅君雑録」などより作成

2 国許の体制と諸負担

以上、江戸における動きを概略的にみたが、ここからは金沢の方に目を転じ、御成時の国許の対応 はどうであったか、述べておきたい。国許における、御成関連の史料は、藩士の動員に関するものを 除けば、借銀に関するもの、必要物資の調達に関わるものであった。

(1) 国許の体制

藩主在府中、国許では、執政役(年寄)を中心に藩主の留守を預かっていた。元禄 10 年(1697)より、年寄をはじめとする重臣達は、金沢城の二ノ丸御殿ではなく、新丸に所在した越後屋敷に詰めることになっていた。さきに御成を知らせる使者青地斉賢が越後屋敷で伝達したことをみたが、越後屋敷の機能を考えると首肯でき、ここが藩主在府中の中枢部であったことをうかがわせる。御成時の体制は、「御国ニ而御成御用、其外之御用奥村壱対被相勤ル」(前掲「元禄十四年辛巳暦御成一巻」)とあるように、年寄奥村悳輝(壱岐)が「御成御用」という臨時の役割を担っており、国許における御成準備の陣頭に立っていた。おそらく悳輝は越後屋敷で采配をふるったと考えられ、具体的に彼の役割をみていくと、江戸からの命を受け、悳輝の名において①藩士たちの江戸派遣、②町方や郡方等からの御成費用調達 ③必要物資の徴収などが行われていた。後にも触れるが、郡方の史料を一見すると、命令は〔江戸の前田貞親・前田孝行から、〔金沢〕の奥村悳輝等を経由し、今度は悳輝の名で郡奉行などといった奉行に命が伝達、郡方(各村)であればその後十村を通して村々に命令が伝達された。町方については明確に記した史料が見当たらないが、おそらく同様に悳輝より金沢町奉行等を通じて必要な情報や命令が伝達されたことであろう。悳輝を中核としながら、既存の組織のルートを通じて、国許の郡方や町方にむけて御成に関する指示が周知・徹底されていたと考えられる。

(2)御成と領内の諸負担

すでに述べたように、御成に関して郡方や町方の史料をみていくと、諸負担に関する記述が確認できる。これまで、紹介されていない史料も含まれるので、以下、国許の対応として関連史料を紹介し

ていくことにしたい。

御成御殿の建設や狩野派の絵師らが手がけた障壁画の画題だけをみても、豪華な御成御殿であったことを推し量ることができる。煩雑にはなるが、将軍を迎入れる御殿の内装ということもあり巻末に表を掲げた(巻末表2参照)。このほか金箔代8000両、袋障子紙代8000両、天井・張付等紙1枚につき金1歩、檜板14万枚、冠木門(幅2尺×長さ8間)代金8000両、大工請負料20万8600両、柱一本白銀1貫900目、長押一本代1貫500目という部材などの金額⁽¹⁴⁾や将軍扈従の大名や旗本たちの接待費用なども考え合わせると、莫大な財政的な支出を招いたと理解するのは容易であろう。こうした累積する臨時の支出は、必然的に藩内外へ借銀という形となって重くのしかかっていった。

児玉幸多氏によれば、国許、京都、江戸から約22000貫(=36万両)の借銀があったとする。

(児玉幸多『日本の歴史』16 元禄時代 中央公論新社 1974年初版)。これは、おそらく若林喜三郎『前田綱紀』などに拠ったものと思われるが、その根拠となる史料は「袖裏見聞録」一(15) (加越能文庫) に所収される、(宝永元年) 3月6日付の算用場奉行松平友康・奥村英定の書上であったと推察する。これによれば、国許で7974貫余、江戸で386貫余、京都で11490貫の借銀があり、元禄15年正月から翌16年12月までに返済できなかった利息を加えると22184貫余あるという。これらすべてが御成による借財とは限らないが、大きなウエイトを占めていたことは想像できよう。

『加賀松雲公』に引用する「参議公年表」によれば、大きな出費は自他ともに認めるところで、幕府小普請奉行間宮所左衛門から普請入用中勘として金子 29 万 8000 両を貸与することを家老中に持ちかけられたというが、加賀藩としては体面もあってか、これを断ったという。「松雲公御夜話追加」(16) によれば、御成以降とくに御用差し支えとなり、倹約の風潮がたかまり、出費も滞るようになったという。

また、綱紀の表小将等をつとめ、斉賢の弟である青地礼幹の「可観小説」 (17) によると、この御成によって、江戸の職人たちへの支払いが滞りかちになっていたようで、少しずつしか資材の代金を払ってくれない加賀藩に対して、江戸の職人たちは支払いを求めて幕府に訴えでた。訴えは幕府老中たちに耳にも入れられ綱紀を呼び出し、支払うように迫ったという。綱紀は、領内に負荷をかけ、藩士からの知行の免の切り上げを行うしかなく、このままでは加越能三ヶ国にわたる領国を差し出すしかないと切り返し、老中たちは次の言葉を失ったという。このエピソードは、幕府数寄屋坊主利倉善佐が青地に語ったところという。若林喜三郎氏の指摘どおり、どこまで真実を伝えているかどうかは不明であるが、それだけ御成に際し莫大な出費があり、江戸の庶民などからも多額の借財を抱えていたことは読み取って良いであろう。こうした出費に江戸詰藩士の扶持方の割を減じたとされる。化政期の年寄前田直方も文化11年3月の「御財用覚書」(18) のなかにおいて、

元禄十五年御成之節者莫太之御償米御買懸ニ相成候而、其暮より急度御倹約被仰付候、

と莫大な償米があったと記しており、対策が必要となり、元禄 15 年の暮れには倹約令がだされたと記す。御成から 100 年以上経った時代においても、長らく藩内において記憶としてとどめられたことに留意すべきであろう。いわば、出費が尋常ではなかったことが記憶された。一方で倹約の履行や幕吏、諸家に対する進献や贈答をやめることで、十数年でほぼ完済したとし、また、藩財政の分析からもそれほど深刻ではなかったとの指摘があることから (19)、一時的な可能性も残される。いずれにしても、財政支出過多への対応が課題として急浮上してきたことは間違いなかろう。

a 領内からの借銀と物資調達

このように一過性であったにせよ、藩では多額の負債を背負うことになったが、解決する近道として早くから郡方に対して借銀の動きがあった。

尚々 御成御普請三月中二出来候、以上、

先日申達候御預り銀之義、急々御用罷成候条、随分被指急 上之候様ニ御申渡可有之候、御成之義事急ニ罷成候 旨江戸ゟ申来候ニ付、重而申達候、勿論御油断有之間敷候、以上、

同十五年

正月二十九日

御算用場

今井源六郎殿 (龍州郡奉行) 生駒伝助殿

右御算用場合申来候紙面写指遣候条、得其意、組下へ申渡、御借銀急速指上候様ニ可申付候、今般之御借り銀之 義ハ大切成御用ニ候間、随分情を出為上可申候、勿論一組切ニ候ハ、銀高何程指上候趣、書付を以急速可申越候、 尤油断有間敷候、以上、

同十五年

正月二十九日

今井源六郎

生駒伝助

奥郡十村中

(加越能文庫「筒井氏旧記」六)

能登鳳至郡の十村筒井家伝来の史料写である⁽²⁰⁾。三月中の御成御殿の普請成就をめざすということで、奥郡の十村に命じて借銀を急がせている。算用場から能州郡奉行今井景長 (源六郎)・生駒伝助、今井・生駒から奥郡十村宛に命ぜられている。「江戸ゟ申来候ニ付」とあるように、おそらく前田孝行・前田貞親からの書状を受けての発給で、前田孝行・前田貞親〔江戸〕→ (奥村悳輝→) 算用場→能州郡奉行→十村という命令系統があったことをうかがわせる。こうした調達はおそらく筒井が十村を勤める鳳至郡だけとは考えられず、文言から推して領内全体に対しても、必要に応じて借銀やその他の負担を命ぜられたとみるべきで、その場合も同様な命令系統を経て村々に命が伝達されたものと解される。そして同時に村々では御成に関する情報をも得ていたことになる。

次の史料は、加越能三カ国の加賀藩領内に借銀が割り振られたとし、金沢より 1000 貫、松任からは 25 貫余を二月中に差し出したというものである。

同拾五年壬午正月、公方様宰相様へ御成可被成旨被仰出、三ケ国ゟ御銀御借り可被成旨被仰渡候、金沢ゟ千貫目 銀子上ケ申由、松任ゟ弐拾貫五百目銀子指上申候、二月中ニ上之申候、内六百目地方散地ゟ上ル、

(加越能文庫「小倉日記」(21))

金沢下堤町の商人小倉屋の記録であり、ほぼ同時期に金沢や松任などからも徴収されていたことを うかがわせる。二月中に差し出していることから、きわめて急いだものであった。

金銭的な負担がクローズアップされるなかで、郡方から必要物資の調達を求める史料が散見できる。 (r) 元禄十五年始

当年江戸御用之料紙数多入申義も可有之候、就夫今春領国中ニて商売仕義ハ格別、他国へ売不申様ニ可申達候旨御用人衆が被申渡候間、其心得有之御支配初中へ御申渡可有之候、為其如此ニ候、以上、

正月廿日

会所

今井源六郎殿

生駒伝助殿

(イ) 鶴御用ニ可有之候条、於能州網ニ而二、三つとらせ候様ニ被仰渡候旨、前田美作殿・前田備前殿ゟ申来候条、被

得其意、夫々可被申触候、尤御料理方御用ニ候間、塩等入念申付候様可被仕候、御郡奉行へも申渡候間、右奉 行可被申談候、網指之義者所々殺生人宜有之候、乍然此元ゟ網指可相越候哉、御報ニ可有御申越候、以上、

正月廿六日

奥村壱岐

浅香左京殿

右之通壱岐殿ゟ被仰越候、得其意其方共組下へ申渡、鶴居候ハ、捕之可申候、上ケ申義者此方へ成共御郡奉行 成共手寄次第無油断上ケ可申候、以上、

同十五年

二月朔日

浅香左京

奥郡十村中充所

但、御郡所合も御触在ル、

(以上、加越能文庫「筒井氏旧記」六)

これも前掲と同じく十村筒井家伝来の史料写である。両者とも、特に御成とは書いていないが、(ア) については、江戸で多くの料紙が必要で、領外での料紙売買を禁じている。おそらく時期的にみて御成と無関係ではないであろう。また、(イ) では鶴を奥能登で求めるなど、御成に必要な物資も領内に求めた。

紙面の流れを確認しておくと、前述のように、江戸の前田孝行(美作)・前田貞親(備前)から、金沢の奥村悳輝(壱岐)に紙面が遣わされていることから、これは明らかに御成への準備とみて差し支えない。 このように、綱紀が御成の経費や物資について領内に期待していた様子をうかがい知ることができる。

b 重臣の家宝献上

財政的な負担と必要物資を領内に求めたが、藩士にしても本郷邸の警護をはじめ御成に際して数多く江戸へと赴くことになったのも負担の一つであった。そして、変わったところでは、藩の重臣層等のなかには家宝献上があった。御成前日に叙爵し近江守となった前田直堅は、鞍鎧を出している。直堅の子である直躬が延享3年に作成した前田土佐守家の家譜(22)には、「御成節御献上之鞍鎧御用候間、所持之分可指出旨被 仰出、不残奥村壱岐迄差遣候処、伊勢駿河守貞雅作鎧一掛御所望被遊、御喜悦之旨前田美作・前田備前より二月奉書到来傳輸着學村高較」と綱紀の命により奥村悳輝まで差し出したもので、室町期の伊勢貞雅作の鎧を献上したという。同様に奥村悳輝からも鞍・鎧が献上されている。これらの宝物は綱紀の目に触れているようで、「御喜悦」であったという。これなども御成に付随した一種の負担と称せられるべきものであった。

おわりに

拙稿では、江戸と領国(金沢)のつながりを念頭に置きながら、元禄15年に行われた加賀藩邸将軍御成を例に、その概略を確認するとともに、従来あまり触れられることがなかった国許の対応にも触れてきた。御成御殿絵図の読み解きも行い、御成御殿の築造が幕府と加賀藩の協調的な体制のもとで行われたとも指摘した。

郡方や町方の史料からは、借銀や必要物資の徴発に関するものが確認できた。重臣からの家宝献上を行うほど将軍に対しては気を遣うものであった。

過度な諸負担を強いることは領民や藩士たちの協力や理解が必要であり、これが破られると支配者

としても立ちゆかなかった。しかし、幸いなことに反撥が表面化することはなかった。

そもそも、綱紀からみると、将軍を自邸に迎えるということは、綱吉との良好な関係を周囲に印象づける効果をもっていた。将軍のご威光は、御目見行為を介して少なくとも重臣層にまで直接的に浸透し、彼らも将軍とのつながりを意識することにもなった。

この御成に際しては、国許の綱紀娘敬姫の縁談、吉徳の世子決定と元服⁽²³⁾、陪臣叙爵の増員というメリットが付随した。御三家でも、尾張徳川家では、徳川綱誠の娘喜知姫が綱吉養女に定められたほか⁽²⁴⁾、紀州徳川家でも元禄 10 年の御成の際には藩主綱教の弟頼職と頼方にそれぞれ越前国丹生郡内に3万石を与えられている。

綱紀は、御三家への御成が済んでから、将軍御成を正式に願いでた。前田家の家格を徳川御三家の次と考えていた綱紀の意識も垣間見られ、そのこともアピールできた。領内に対しては、将軍権力をバックにした前田家の支配を印象づけた。

今回、御成の検討を進めるなかで課題もみえてきた。前田家への御成というものを、綱吉政治のなかでどのように位置づけるかという問題である。綱吉の御成は、柳沢吉保や牧野成貞、松平輝貞などといった側用人や生母桂昌院の弟である本庄宗資が圧倒的な数を占めているが、元禄10年代になると、徳川御三家や甲府綱豊家・加賀前田家への御成がなされるようになる。このことをどのように評価し、理解していくべきか、綱吉の大名政策の面から今後考えていきたい。

[註]

- (1) 『国史大辞典』「御成」項(村井益男氏執筆)
- (2) 徳川綱吉の御成に関しては、佐藤豊三「将軍家『御成』について」(8)(『金鯱叢書』11号、1984年)、原史彦「尾張徳川家の御成」(徳川美術館図録『徳川将軍の御成』(2012年))、白根孝胤「将軍養女をめぐる尾張徳川家と幕藩関係」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』 第六篇 清文堂 2015年)、大橋毅顕「将軍綱吉の阿部邸御成り」(『文書館紀要』第29号 2016年)。なお、大橋には「将軍綱吉の牧野邸御成り」(大石学編『高家前田家の総合的研究 近世官僚制とアーカイブズ』(東京堂出版 2008年)、大石学「将軍綱吉の柳沢邸御成り」(同人編『高家前田家の総合的研究 近世官僚制とアーカイブズ』(東京堂出版 2008年)などの蓄積があり、綱吉御成の総体的な評価が必要な段階といえる。とくに尾張徳川家への御成では、美術史的な立場からの検討が進展しており、各分野からの検討が必要だと思われる。
- (3) 加賀藩の元禄御成については、近藤磐雄『加賀松雲公』(全3冊)上巻に詳しい記述があるほか、若林喜三郎『前田綱紀』(人物叢書 1961年)、拙稿「元禄十五年加賀本郷邸御成について」(石川県高等学校地歴科・公民科教育研究紀要 309号 1997年)などがある。
- (4) 金沢市立玉川図書館郷土資料 (請求番号 090-1128-4 藤井家〔明石家〕文書)
- (5) 金沢市立玉川図書館加越能文庫(請求番号 16.41-88)
- (6) 金沢市立玉川図書館加越能文庫 (請求番号 16.12-3)。なお、本史料は、註(5) 史料と内容的に同じであり、書誌的な検討が必要であろう。
- (7) 金沢市立玉川図書館加越能文庫(請求番号 16.13-38)。金沢市立図書館(現 金沢市立玉川図書館)『加越能文庫解 説目録』上巻(1975 年)では、「御成一巻」との表題が付されているが、原史料の表題には「元禄十四年辛巳暦御 成一巻」とあるので、これに従いたい。なお、本史料は、文政 10 年に日置知左衛門(永原権大夫与力)より借用し、 写したとの奥書があることから、元禄 15 年から 100 年以上経過してからの成立である。おそらく、13 代藩主前田 斉泰と 11 代将軍徳川家斉娘溶姫の婚姻、翌年の家斉本郷邸来訪を背景に作成されたものであり、改竄の意図はき わめて少なかろう。
- (8) 金沢市立玉川図書館加越能文庫 (請求番号 16.41-82)
- (9) 金沢市立玉川図書館加越能文庫「将軍水戸様へ御成之節作法覚」(請求番号 16.13-37)
- (10) 金沢市立玉川図書館加越能文庫「元禄甲戌御成記」(請求番号 16.83-79)
- (11) 寺島家文書。金沢市立玉川図書館で保管する写真帳による。本写真帳は、『金沢市史』の編纂事業の際に調査され 撮影されたものである。

- (12) 金沢から江戸に遣わされた藩士には大小将・御歩・作事奉行・内作事奉行・外作事奉行・与力(人別方・日帳方・ 鉄方・荒物方・材木改方など)・御徒仮横目・小将組・馬廻組らがあげられる。
- (13)「楽只堂年録」は、柳沢吉保の日記であり、史料纂集で翻刻されている。
- (14) 『加賀松雲公』上巻(441頁)に「参議公年表」を引用している。
- (15) 金沢市立玉川図書館加越能文庫(請求番号 16.28-37)
- (16) 金沢市立玉川図書館加越能文庫 (請求番号 16.12-99)
- (17) 金沢市立玉川図書館加越能文庫 (請求番号 16.28-177) など
- (18) 前田土佐守家資料館蔵(藩政88)
- (19) 田畑勉「宝暦・天明期における加賀藩財政の意義」(『史苑』30-1、1974年)
- (20) 金沢市立玉川図書館加越能文庫「筒井氏旧記」(請求番号 16.63-141)
- (21) 石川県立図書館森田文庫「小倉日記」(請求番号 k289-1)。加越能文庫に前田家編輯方による写本がある。
- (22) 前田土佐守家資料館蔵「前田土佐守家家譜」(家政 66)
- (23) 吉徳の元服のありかたをみていくと、吉徳は、幼名を勝次郎から勝丸へ、勝丸から犬千代へ、犬千代から元服して又左衛門利興と名乗った。そして正四位下左近衛権少将兼若狭守に任官するとともに、将軍の一字を拝領して吉治と称することになった。犬千代という幼名は前田利家が名乗ったとされ、利長を除くと利常・光高・綱紀が称したという史料が残されている。また、又左衛門という通称も利家が用いたものであった。ここに利家以来の藩主家を継承するという前田家という意識を感じる。綱紀の家意識の一端を読み取りたい。
- (24) 「松雲公御夜話」によれば、綱吉の養女として喜知姫を吉徳に嫁がせる意向であったというが、夭逝したため、妹である松姫が綱吉養女となって嫁ぐことになったという。

巻末表1 将軍御成時の加賀藩と幕府の体制

	役職等	役人
	御成御献上物并惣錺奉行	前田備前
	御成二付諸事相洩申義細かに心付相勤 可申旨	玉井勘解由
	普請方御献上物方指除、御成諸事御用 饗応方錺奉行并御台所方共	藤田内蔵允
	普請方御献上物方指除、 御成諸事御 用饗応方錺奉行并御台所方共	高田七兵衛
	御成二付御勤方御進物方御用	岡田伊右衛門
	御成二付御勤方御進物方御用	戸田清大夫
	御成二付御献上御道具方支配	奥田瑞兵衛
	御成二付御献上御道具方支配	成瀬内匠
	御成御殿御作事下奉行	広瀬武右衛門
-1-17	御成御殿御作事下奉行	奥村造酒丞
加賀藩	御成御用藤田内蔵允・高田七兵衛受指 図相勤可申候饗応奉行	馬淵友進
	御成御用藤田内蔵允・高田七兵衛受指 図相勤可申候饗応奉行	芝山彦三郎
	御成御用藤田内蔵允・高田七兵衛受指 図相勤可申候饗応奉行	今村勘左衛門
	御成御用藤田内蔵允·高田七兵衛受指 図相勤可申候饗応奉行	佐藤忠左衛門
	御成御用藤田内蔵允·高田七兵衛受指 図相勤可申候饗応奉行	(与力) 行山清八 郎
	御成ニ付御国より召寄人数多罷越ニ付 新小屋四軒柱建申并潰レ申小屋品々奉 行	田辺次郎左衛門
	御成ニ付御国より召寄人数多罷越ニ付 新小屋四軒柱建申并潰レ申小屋品々奉 行	宮崎平大夫
	御成御殿御普請惣頭	間宮所左衛門
	御成御殿御大工	木原木工
	御成御殿御大工棟梁	大谷甲斐
	御自分御本宅御大工棟梁	高〔甲〕良豊前
	大工棟梁	鈴木新兵衛
	大工棟梁	平井安右衛門
	大工棟梁	鈴木庄左衛門
	大工棟梁	杉浦作十郎
	大工棟梁	安井喜太夫
	大工棟梁	高木十次郎
	大工棟梁	今西弥五八
	大工棟梁	冨田巳之助
	大工棟梁	小倉助五郎
幕府	大工棟梁	山本市左衛門
/13	大工棟梁	藤井助十郎
	大工棟梁	沢崎善左衛門
	大工棟梁	斉藤伝左衛門
	大工棟梁	橋本半六
	大工棟梁	平岡弥市兵衛
	大工棟梁	山田源五兵衛
	大工棟梁	倉岡清七
	大工棟梁	宇野甚蔵
	大工棟梁	竹沢惣大夫
	大工棟梁	大藤弥十郎
	大工棟梁	渡辺与七郎
	大工棟梁	小嶋丹七
	小屋懸方	大津や市左衛門

	役職等	役人
	小屋懸方	長崎五右衛門
	小屋懸方	珎賀や久五郎
	小屋懸方	能登や弥五郎
	足代	越前や惣兵衛
	足代	紀伊や半四郎
	木挽	桜井新兵衛
	木挽	青木や清兵衛
	木挽	小林清左衛門
	木挽	小林義兵衛
	日用頭	浜松や七兵衛(糀 町3丁目横町新通)
	日用頭	海津や徳兵衛 (鮫ケ橋谷町)
	日用頭	松本や与三郎(南 伝馬町3丁目)
	日用頭	升や市郎兵衛(橋 町3丁目)
	日用頭	橋本や新右衛門 (横山町 3 丁目)
	砂利	山城や新五郎
	砂利	尾張や三右衛門
	石切	石や又四郎
	石切	石や惣兵衛
	石切	伊勢や徳右衛門
	屋ね方	鈴木市兵衛
幕	鍛冶	高井助左衛門
府	鍛冶	後日や甚左衛門
,,,,	鍛冶	伊勢や三郎兵衛
	錺方	松井弥七郎
	錺方	鉢阿弥源四郎
	錺方	丹阿弥源四郎
	錺方	錺や清左衛門
	塗師	中村左兵衛
	塗師	桑阿弥与兵衛
	塗師	菱田甚右衛門
	塗師	栗本兵左衛門
	箔	高田や作右衛門
	箔	箔や与三右衛門
	帳付	山田喜兵衛
	帳付	川瀬四郎右衛門
	壁方	安高源大夫
	壁方	野田や市郎右衛門
	小買物	丹波や喜兵衛
	小買物	青柳五郎左衛門
	土瓦	瓦師与七郎
	御台所奉行	疋田勘右衛門殿
	御賄方頭	大木伊兵衛殿
	御賄方下才許	高橋忠兵衛
	御賄方下才許	山本庄左衛門
	御賄方下才許	小田切見左衛門
	11時期カドオ計	/

(加越能文庫「菅君雑録」などより作成)

巻末表 2 御成御殿の画題・絵師

場所	画 題	絵 師	
御式台(打廻し縁頬とも)	老松	狩野探雪	
いご声ま	竹に雀	松照 什項	
・杉戸裏表	瀧に桜	狩野休碩	
東の間(右の方打廻し 三方御縁頬とも)	白桃	巨公川ケメ	
・杉戸裏表	大和松鳩	長谷川等鱗	
70户农公	白鵯		
・杉戸裏表	菊	狩野素仙	
17) 获载	たんてう(丹頂)		
西の間(左の方北縁頬とも)	松梅	狩野探雪	
・杉戸裏表	なよ竹に菊	狩野休碩	
御廊下	入江の松		
・杉戸裏表	花籠	狩野柳雪	
17) 致红	まこもに青鷺		
・杉戸裏表	柏にかし鳥		
つ/ 衣外	雪の松に山雀		
御廊下	竹椿小鳥		
・杉戸裏表	雪の柳に鷺	狩野休碩	
* 炒尸表衣	かわつ	1	
御成御殿御上段	松竹梅	狩野養朴	
· 御袋棚絹地山水砂子泥	引ふち金襴		
・御袋棚戸雪の山水砂子	泥引ふち金襴		
・杉戸裏表	瀧に紅葉		
• 杉尸表衣	波に千鳥	·	
御下段	松桜		
松二声丰	桐に鳳凰		
・杉戸裏表	牡丹		
· 上段下段天井金村砂子	、金唐紙張付、惣砂子泥引		
御次(縁頬とも)	若松		
レニウェ	浪獅子	狩野養朴	
・杉戸裏表	芦鴨		
敷舞台	竹に鶴	狩野如川	
敷舞台溜間(東縁頬とも)	雪松		
	百合草	w.t. max Nov	
・杉戸裏表	薄に雉子	狩野洞元	
敷舞台大溜間	茅張柳小鳥	•	
拝見座敷 (東の方2間)		狩野寿碩	
拝見座敷次の間	桜雉子	狩野伯円	
近習の間	牡丹	狩野寿碩	
近習の間次の間	牡丹	狩野即誉	
	若松・つつし		
近習の間溜り2箇所	小竹雀	狩野円俊	
舞台	老松	狩野探雪	
	竹長春小鳥		
	鉄せん	 狩野休山	
・杉戸裏表	岩かもめ	1.151	
小座敷(縁頬とも)	白桜紅梅	狩野洞春	
· 御袋棚戸絹地須磨泥引		23 E4 IL1.D	
· 御袋棚戸草花泥引砂子			
16435 MM/	竹長春うそ		
・杉戸裏表	雪の南天	狩野洞春	
	= 1/m/N		

・杉戸裏表	西王母	· 狩野即誉	
· 炒尸表衣	野菊庭鳥	打到叫官	
レーナー	松孔雀	- 狩野春笑	
・杉戸裏表	おもたかに鷭		
	牡丹水鶏		
・杉戸裏表	芦雁	1	
	竹椿	狩野休碩	
湯殿揚場	牡丹水鳥	狩野春笑	
湯殿揚場廊下	芙蓉	3323.670	
・杉戸裏表	はぎにひたき紅葉に留り	狩野良信	
休息所上段下段御次	吉野龍田	狩野永叔	
・袋棚戸遠山若松砂子		小 到 水水	
· 衣伽尸 医田石仏 9 1 (檜に啄木鳥		
・杉戸裏表		_	
	芍薬	狩野永叔	
・杉戸裏表	ひたき		
	ぬるてに鵙		
・杉戸裏表	桔梗に野菊	-	
D/ 3020	瀧つつし	狩野如川	
休息所溜り間	浜松千鳥		
・杉戸裏表	白梅	独照 百层	
* 炒尸表衣	すすき	狩野良信	
休息所廊下	雪中花鳥	狩野春湖	
奥書院上段	真之山水	狩野探信	
⊯∠ 4 按□妲坦·□□•7			
• 帳百4似戸絹地田小り	砂子、上巻紫打緒大へり紺ナ	也宝尽し、会	
・阪台4枚戸桐地山水は 欄の小へり茶色	砂子、上巻紫打緒大へり紺ナ	也宝尽し、会	
	砂子、上巻紫打緒大へり紺」	也宝尽し、金	
欄の小へり茶色・袋棚山水	沙子、上巻紫打緒大へり紺1	也宝尽し、金	
欄の小へり茶色			
欄の小へり茶色 ・袋棚山水 ・杉戸裏表	もみじに鹿	地宝尽し、金	
欄の小へり茶色・袋棚山水	もみじに鹿 若松春の野		
欄の小へり茶色 ・袋棚山水 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表	もみじに鹿 若松春の野 椿浦山	- 狩野探信	
欄の小へり茶色 ・袋棚山水 ・杉戸裏表	もみじに鹿 若松春の野 椿浦山 柳つはめ 東方朔		
欄の小へり茶色 ・袋棚山水 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表	もみじに鹿 若松春の野 椿浦山 柳つはめ 東方朔 南天ひよ鳥	- 狩野探信	
欄の小へり茶色 ・袋棚山水 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表	もみじに鹿 若松春の野 椿浦山 柳つはめ 東方朔 南天ひよ鳥 若松	·	
欄の小へり茶色 ・袋棚山水 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表	もみじに鹿 若松春の野 椿浦山 柳つはめ 東方朔 南天ひよ鳥 若松 雪竹	- 狩野探信	
欄の小へり茶色 ・袋棚山水 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 奥書院床の後廊下 ・杉戸裏表	もみじに鹿 若松春の野 椿浦山 柳つはめ 東方朔 南天ひよ鳥 若松 雪竹 かいどうに尾長	·	
欄の小へり茶色 ・袋棚山水 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表	もみじに鹿 若松春の野 椿浦山 柳つはめ 東方朔 南天ひよ鳥 若松 雪竹 かいどうに尾長	·	
欄の小へり茶色 ・袋棚山水 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 奥書院床の後廊下 ・杉戸裏表 奥書院三の間(三ケ戸)	もみじに鹿 若松春の野 椿浦山 柳つはめ 東方朔 南天ひよ鳥 若松 雪竹 かいどうに尾長 「 秋の野 岩にをし鳥	·	
欄の小へり茶色 ・袋棚山水 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 奥書院床の後廊下 ・杉戸裏表	もみじに鹿 若松春の野 椿浦山 柳つはめ 東方朔 南天ひよ鳥 若松 雪竹 かいどうに尾長	·	
欄の小へり茶色 ・袋棚山水 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 奥書院床の後廊下 ・杉戸裏表 奥書院三の間(三ケ戸) ・杉戸裏表	もみじに鹿 若松春の野 椿浦山 柳つはめ 東方朔 南天ひよ鳥 若松 雪竹 かいどうに尾長 「 秋の野 岩にをし鳥	·	
欄の小へり茶色 ・袋棚山水 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 奥書院床の後廊下 ・杉戸裏表 奥書院三の間(三ケ戸)	もみじに鹿 若松春の野 椿浦山 柳つはめ 東方朔 南天ひよ鳥 若松 雪竹 かいどうに尾長 「 秋の野 岩にをし鳥 雪の声によしこい	·	
欄の小へり茶色 ・袋棚山水 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 奥書院床の後廊下 ・杉戸裏表 奥書院三の間(三ケ戸) ・杉戸裏表	もみじに鹿 若松春の野 椿浦山 柳つはめ 東方朔 南天ひよ鳥 若松 雪竹 かいどうに尾長 「 秋の野 岩にをし鳥 雪の声によしこい 山吹	·	
欄の小へり茶色 ・袋棚山水 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 奥書院三の間(三ケ戸) ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表	もみじに鹿 若松春の野 椿浦山 柳つはめ 東方朔 南天ひよ鳥 若松 雪竹 かいどうに尾長 「 秋の野 岩にをし鳥 雪の声によしこい 山吹 白桃うそ	·	
欄の小へり茶色 ・袋棚山水 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 奥書院三の間(三ケ戸) ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表	もみじに鹿 若松春の野 椿浦山 柳つはめ 東方朔 南天ひよ鳥 若松 雪竹 かいどうに尾長 「 秋の野 岩にをし鳥 雪の声によしこい 山吹 白桃うそ 柳に鷺		
欄の小へり茶色 ・袋棚山水 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・ 杉戸裏表 ・ 杉戸裏表 ・ 杉戸裏表 ・ ・杉戸裏表 ・ ・ 杉戸裏表 ・ ・ 杉戸裏表 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	もみじに鹿 若松春の野 椿浦山 柳つはめ 東方朔 南天ひよ鳥 若松 雪竹 かいどうに尾長 「 秋の野 岩にをし鳥 雪の声によしこい 山吹 白桃うそ 柳に鷺 秋の野 桜に金鶏		
欄の小へり茶色 ・袋棚山水 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・ 杉戸裏表	もみじに鹿 若松春の野 椿浦山 柳つはめ 東方朔 南天ひよ鳥 若松 雪竹 かいどうに尾長 「秋の野 岩にをし鳥 雪の声によしこい 山吹 白桃うそ 柳に鷺 秋の野 桜に金鶏		
欄の小へり茶色 ・袋棚山水 ・杉戸裏表	もみじに鹿 若松春の野 椿浦山 柳つはめ 東方朔 南天ひよ鳥 若松 雪竹 かいどうに尾長 がいどうに尾長 がいどうに尾長 がいとうに尾長 がいがらによしこい 山吹 白桃うそ 柳に驚 秋の野 桜に金鶏		
欄の小へり茶色 ・袋棚山水 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・杉戸裏表 ・ 杉戸裏表	もみじに鹿 若松春の野 椿浦山 柳つはめ 東方朔 南天ひよ鳥 若松 雪竹 かいどうに尾長 「 秋の野 岩にをし鳥 雪の声によしこい 山吹 白桃うそ 柳に驚 秋の野 桜に金鶏 岩波 いんこ 刈田に流鶴	特野探信特野探信特野森悦特野探信特野[[]	
欄の小へり茶色 ・袋棚山水 ・杉戸裏表	もみじに鹿 若松春の野 椿浦山 柳つはめ 東方朔 南天ひよ鳥 若松 雪竹 かいどうに尾長 が 秋の野 岩によしこい 山白桃うそ 柳に驚 秋の野 桜に金鶏 岩波 いんこ 刈田に流鶴 糸桜に連雀		
欄の小へり茶色 ・袋棚山水 ・杉戸裏表	もみじに鹿 若松春の野 椿浦山 柳つはめ 東方朔 南天ひよ鳥 若松 雪竹 かいどうに尾長 「 秋の野 岩にをし鳥 雪の声によしこい 山吹 白桃うそ 柳に驚 秋の野 桜に金鶏 岩波 いんこ 刈田に流鶴	特野探信特野探信特野森悦特野探信特野[隨]	

(加越能文庫「参議公年表」62冊本などより作成)

城跡等から出土した石工道具の検討(1)

国 田 和気夫 西 田 郁 乃

1. はじめに

近世城郭石垣の解体修理に伴う発掘調査では、稀に石垣内部からノミやヤなど、その当時に使われていた鉄製の石工道具が出土することがある。また、原石から石材や石製品を加工した石切場跡の発掘調査でも、鉄道具の出土例が報告されている。

民具資料として収集された伝世品の石工道具は、調査時の聞き取り等から年代比定がなされてはいるが、鉄素材が比較的容易に再利用可能な金属であることも手伝って、近世に遡ることが確実な資料を特定することは困難である。これに対して発掘調査で出土した鉄道具は、出土状況から石垣や採石遺構との同時性が検証され、年代特定がある程度は可能な資料である。城郭石垣を構築した当時、採石や普請の現場を担う者達が手にしていた道具を資料に基づいて整理しておくことは、現地に残る痕跡を検討する上でも役に立つ基礎情報となろう。

さて、本稿では、近世の城跡や石切場などから出土した鉄製の石工道具のうち、まず第一弾としてノ ミを取り上げることにしたい。

ノミは、その先端を石材に当て、末端を片手持ちのハンマー(セットウ・ツチ)で叩き、石に衝撃を伝えて破砕する道具、すなわち間接打撃の道具である。ハンマーを使った直接打撃による打割に比べてコントロールが効き、細かな加工が可能となることから、硬石を分割するための矢穴掘りや、石材表面の均し加工には必要不可欠の普遍的な石工道具といえる。

これまで発掘調査報告書等に掲載された出土ノミの事例は計9本を数える。中には未報告資料も含まれるが幸い各地の所蔵機関に承諾を頂いて、その全点を実見することができたので、各部の形態的特徴や使用痕跡など、基礎的な観察所見を整理しておきたい。また、民具資料の石ノミにも類品が確認できたので、あわせて紹介し参考としたい。

なお、ノミの部分名称については、ハンマーで叩く箇所を「頭頂部」、その周辺を「頭部」、握る箇所を 「胴部」、石材にあてる部分を「先端部」とした。

2. 出土資料のノミ

(1)**弘前城跡**(図1、写真1・2)

1と2は弘前城跡から出土した資料である。弘前城跡は青森県弘前市に所在する津軽氏の居城で、慶長16(1611)年に築城を終え、本丸周辺に安山岩を用いた石垣が築かれている。本丸東側の石垣は、天守台部分で根石からの高さが約15m、その他は約13m、延長141.5mを測る大規模なものである。慶長の築城時に野面積で北辺の一部が築かれ、元禄年間に東面石垣全体の石積みが完成したとされる。

1は、この本丸東側石垣の解体修理に先立つトレンチ調査で、内濠内に設定された試掘トレンチ5から出土した[弘前市2012]。トレンチ上部の石垣は元禄期と明治以降の修理範囲との境界にあたり、濠の水際では慶長期に積まれたと考えられる石積みが確認されている。トレンチ内は湧水が激しいため出土状況からノミの年代は特定されていないが、錆の進行程度が少ないことから、近代の修理に伴う遺物ではないかと想定される。

ノミは全長171mm、最大径37mm、重量830gを測る。全体の平面形は胴部の中央に最大径をもつ紡錘形を呈し、先端部にむかって尖った四角錐となり、頭部はわずかにすぼまった円柱状で、頭頂部は緩い曲面に成形され、使用時の敲打により端部がわずかに広がっている。また、頭部から1cm程下がったところに長楕円形の窪みが認められ、窪みの断面形状はタガネの刃跡のようにみえた(写真1)。

断面形状は、最大径となる胴部で不整八角形を呈し、頭部 はわずかに稜線が残る不整円形となっている。

最も膨らんだ胴部の断面形状が八角形を呈するのは、四角形の棒状の素材を、稜線を潰すように叩いて成形した結果で、素材の形状を反映したものと推察される。頭部が円形なのは鍛造時に延ばして丸めたためであろう。先端部が方形なのは、エッジを立てることで石面との摩擦を高め、ノミを斜めに寝かせて使う場合でも、先端のかかりが良く、滑りにくくするためと考えられる。(写真2)。

2 は本丸東側石垣の解体修理に伴う発掘調査で出土した。 出土地点は、Ⅲ期(元禄期)とされる石垣天端石(イ-1-85下) 下の栗石中から、横位の状態で検出された[弘前市2018, 2019]。

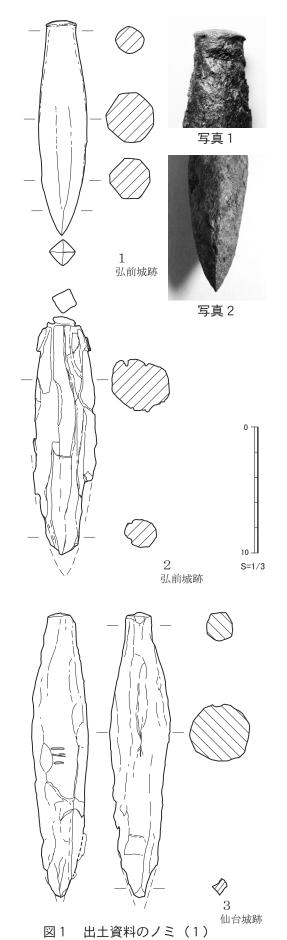
錆が進行して縦方向の亀裂が多く入り、先端部は欠損しているが、残存部の全長は189mm、最大径50mmを測る。最大径は胴部のほぼ中央にあり、本来はノミ1と同様の紡錘形を呈していたことがわかる。頭頂部は錆で割れてはいるが、方形を呈しているように見える。

(2)仙台城跡(図1~3、写真3)

3、4は宮城県仙台市の仙台城跡から出土したノミである。仙台城跡は慶長6 (1601) 年から普請が開始され、翌7年にはほぼ完成したといわれ、石垣材は玄武岩を主体とする。解体修理が実施された本丸北面のⅢ期石垣は、内部にI・I 期の石垣の一部を取り込みつつ、寛文13 (1673) 年以降に築き直しされた石垣で、天和2 (1682) 年までに工事が完了した。その後も一部で修復が行われてはいるが、以下の2点のノミはI 期石垣が構築された1673 \sim 82年のものである。

3はⅢ期石垣のC面26-1004・1005とよばれる2石の築石間から、築石加工に伴う剥片とともに出土した[仙台市2005]。出土位置はC面石垣根石を除いた最下段に位置し、1005はD面石垣との入隅部にあたる石材である(第3図)。

先端部の一部は欠損し、全体に錆が進み薄く一皮剥がれたような状態である。全長は226mm、最大径は49mm、重量は



1,578gを測る。最大径は胴部中央よりやや頭部寄りで、頭部と先端部にむかって徐々に細くなる紡錘形を呈している。頭部は胴部径の半分以下にまでしぼられ、先端部は徐々に細くすぼまっていく。胴部中央付近には夕ガネでつけられたような横方向の線状の刻印が4本はいり、断面は中央部で八角形の稜線を潰したような略円形を呈している。頭部は不整な六角形、先端部はやや菱形に近い四角形である。

4 は本丸北面石垣F面の4-2037上面の石尻付近で、石の控え方向と 長軸を揃えるように出土したと報告されている(第3図)。

4-2037は上から4段目の角石である。仙台城跡の石垣では、隅角部に敷金として鉄製品が多く使用されるが、下面石垣では未検出で、鉄製品はこの1点のみとなる。

遺存状態は良好で、全長217mm、最大径38mm、重さ1,084gと、3に比べてやや細身である。全体形状は紡錘形で、最大径は中央より頭部寄りにある。頭部は緩くしぼられており、先端部も徐々に細くすぼまり、円錐状となる(写真3)。断面形状は、胴部、頭部、先端部付近のいずれも六角形で、稜線部にやや丸みをもつ形状である。中央部にはタガネで刻んだと考えられる「一、二」とみえる刻印がある。反対側

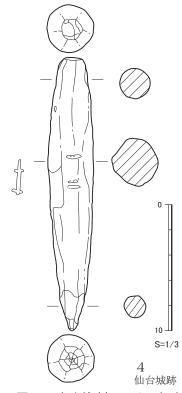
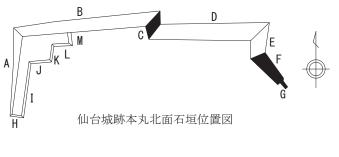


図2 出土資料のノミ(2)





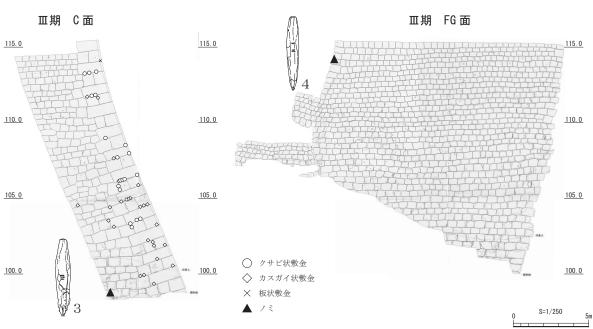


図3 仙台城跡 ノミ出土位置

の面にも縦方向の刻線と、その両端に直交する2本の短線から なる刻印が認められる。

(3)松山城跡(図4)

5は愛媛県松山市に所在する松山城跡出土のノミである。松山城跡は慶長7 (1602) 年に築城を開始したとされる近世城郭で、石垣の石材は花崗岩が主体である。

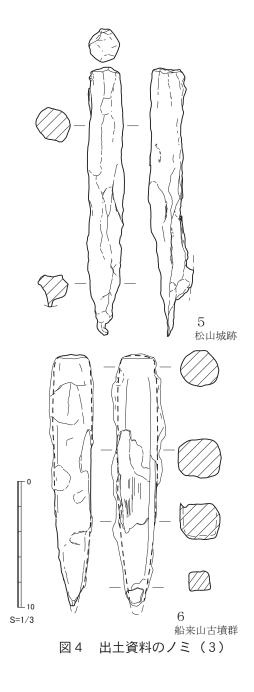
図示したノミは、二ノ丸槻門北続櫓台石垣の解体修理時に、 西面石垣 A-44 控え付近で、石垣石と栗石の間に突き刺さるよう に立った状態で出土したという(註1)。

遺存状況は極めて悪く、錆のためノミの表層がことごとく剥落しており、かろうじて頭部付近のみ旧状を窺える程度となっていた。残存値で全長213mm、径29.5mm、重さ585gを測るが、保存状態からして本来は現状よりも一回り太かったとみるべきであろう。頭頂部付近の断面は現状では不整六角形を呈するが、痩せ細った胴部や先端部は、本来の形状を推測できる状態にない。

(4)船来山古墳群(採石跡)(図4)

6は岐阜県本巣市船来山古墳群中の採石跡から出土したノミである[糸貫町・本巣町2000]。徳川家による尾張名古屋城普請の際に、古墳群の横穴式石室の石材やその周辺の露頭から石垣用材を採石したものとされ、岩石は砂岩である。掲載したノミはN支群141号墳の石室内の覆土上部より出土しており、古墳の副葬品ではなく、近世の採石に伴う遺物と推測されている。

ノミは先端部が欠損して錆が全体的に進行していたが、全体 形状は留めている。全長205mm、最大幅43mmを測る。胴部か ら頭部にかけてはほぼ同じ太さで、頭頂部付近が少し絞られて いる。先端部は徐々に細くなり、最先端は一部欠損しているも のの平刃状を呈している。断面形状は頭部が略円形、胴部と先 端部は隅丸方形である。



(5)ミノバ石切場跡(図5)

7、8は大阪府阪南市に所在するミノバ石切場跡の発掘調査で出土した[大阪府埋蔵文化財協会1988]。 同所は和泉砂岩の岩塊を利用して、近世段階に石臼や手水鉢等の石製品の粗形を製作していた遺跡である。報告書によると操業年代は17世紀代を上限とし、18世紀前半から中頃を中心とするとされている。

7は南北29m、東西16mを測るミノバ石切場跡では最大の採石坑である採石坑7-OXの石製品加工場付近より出土した。付近からツチ(鎚)とヤ、ツルハシ等も出土している。

遺存状態は良好で、全体形状は紡錘形を呈している。全長は172mm、最大径43.8mmを測る。胴部の中央よりやや頭部寄りに最大径があり、三角形の刻印が入る。頭部は徐々に絞られ、頂部は丸く成形されるが、使用(叩打)により端部がわずかに笠状に広がっている。胴部は先端部にむかって徐々に細くなり、幅約15mmの平刃になる。断面形状は胴部、頭部は円形、先端部は長方形となる。ミノバ石切場では、石臼の製作工程について第1工程から第4工程までが確認されており、そのうち石切場での最終工

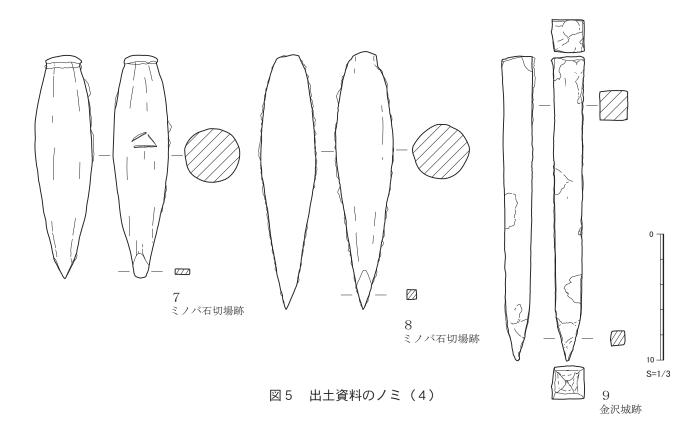
程にあたる第4工程は、石製品の上面を主に全体的な調整を行っているが、その調整に刃先が幅広のノ ミが使用されており、本資料が対応するものと考えられている。

8 は東西25m、南北17mを測る採石坑3-OX西側の石製品加工場から出土した。同じ地点からはヤも出土している。

遺存状態は頭部の一部が欠けているが良好で、全体形状は紡錘形を呈している。全長205mm、最大径45mmを測る。最大径は胴部中央よりやや頭部寄りで、頭部まで徐々に絞られ、頭頂部は丸く成形される。先端部へは徐々に細くなり、四角錘の形状となる。断面形状は頭部が円形、中央部は略六角形、先端部は方形となる。胴部は丁寧な鍛造で円形に近く仕上げられている、平坦面を残していることから略六角形とした。報文では出土位置が石製品の加工場所であったことから、石臼などの凸部をハツルために使用されたと推定している。

(6) 金沢城跡(図5)

9は金沢城跡の二ノ丸橋爪門続櫓台内部、文化期の修築範囲の上面に位置する栗石層より出土した。石垣の石材は角閃石安山岩(戸室石)である。遺存状況は良好で、全長は242mm、幅27mm、重さ760gを測る。形状は胴部や頭部も直線的な角棒状で断面は方形で、先端部の3cm程だけ鋭利に尖った四角錘形に成形されている。他の出土事例と比べ基部の断面形状や、頭部もしばり込まれていないことなど、特殊な形態ではあるが、出土状況からしても当時使用されていた石ノミの一種となる可能性が高いと考えられる。



3. 民具資料のノミ(図6・7)

民具資料の石工道具にも、出土品に類する紡錘形のノミが知られているので紹介しておきたい。 10~15は小豆島北部の土庄町小海地区にある大坂城残石記念公園の資料館に収蔵されている石工道具である。主に小海地区の花崗岩丁場で使用されていたものらしい。 10は全長305mm、最大径46mm、重量は2,388gを測り、出土資料と比べて長身のノミである。最大径は全体の三分の一ほど頭部寄りの位置にある。胴部の断面形は円形を呈し、頭部や先端部も円形である。成形時の叩打面として不明瞭ながら6面を確認できる。先端は円錐形になる。

11 は先端部が若干欠損しており、残存長352mm、復元長362mm、最大径42.3mm、重さは2,545gを測る。掲載した資料のなかで最も長身で、最大径と頭部など他の部位との差があまり明瞭ではない。胴部と頭部の断面形は円形で、先端部は六角形となる。

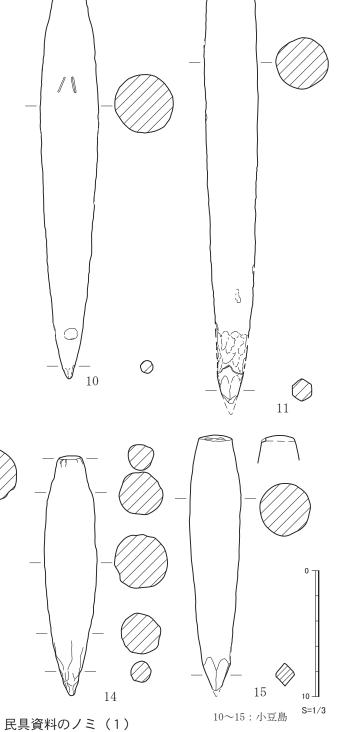
先端部から3cm程で表面があばた状に荒れた状態となっているが、最先端部は荒れがみられず、胴部とは異なる鋼材を鍛接しているのかもしれない。

12は全長244mm、最大径45mm、重量1,726gを 測る。最大径は全体の四分の一ほど頭部寄りの位 置にあり、断面は円形を呈する。先端部は錆によって腐食が進むが、断面は円形で円錐形となる。

13は先端部を欠損しており残存長で239mm、復元 長は246mm、最大径43.9mm、重さ1,660gを測る。 最大径は全体の四分の一ほど頭部寄りの位置にあり、 タガネによる刻印が入る。先端部は欠損するが、 断面は円形を呈する。先端部から最大径までの胴 部は全体的に表面が剥落し凹凸が顕著である。

14は全長190mm、最大径42.5mm、重さ1,213g を測る。最大径は全体のほぼ中央にあり、断面は やや歪んだ円形を呈する。頭部は最大径の1/2程 度にまでしばり込まれている。先端部の断面形状

12



13

も歪みのある円形で円錐形となる。

15は全長202mm、最大径40.5mmを測る。最大径は全体の三分の一ほど頭部寄りの位置にある。断面は最大径の部分で円形、胴部下半は円形のまま徐々に細くなってくるが、先端部で、急にしぼり込む。先端部は面を作り出して四角錘となり、稜線の一部がわずかに面取りされている。

16~18は石川県内で石積みを専門とする熟練技能者である明地幸雄・外雄氏が使っていた道具である。両氏は白山麓の砂防堰堤で空積み石垣の経験を重ね、金沢城跡の石垣整備でも主導的役割を果たしてきた。これらは紡錘ノミではないが、民具資料に一般的な石ノミの事例として紹介しておきたい。

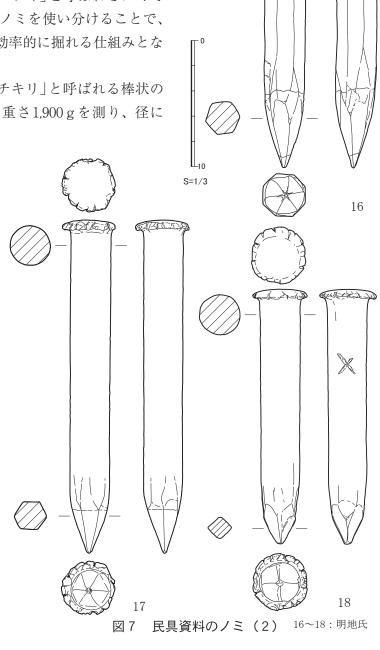
明地氏によると、矢穴を掘る際には最初に「クチキリ」を使用し、 中段は「ナカツキ」で掘り進め、最後に「ソコツキ」と呼ばれるノミで 矢底を整える。こうして工程ごとに3本のノミを使い分けることで、 矢の寸法形状に適合した一定規格の矢穴が効率的に掘れる仕組みとなっているらしい。

16は矢穴を掘る際に最初に使用する「クチキリ」と呼ばれる棒状の ノミである。全長328mm、最大径30mm、重さ1,900gを測り、径に

比べて長身である。断面形状は胴部が八角形、頭部は端部をしぼり込んで丸く仕上げる。頂部との境の稜線は面取りするように丁寧に成形される。先端部の断面は六角形である。胴部にはタガネで一文字の刻印を刻み自分の道具であることがわかるようになっている。素材には断面八角形の鉄棒を使用し、先端と頭部だけ成形しているため、胴部には鍛打痕が認められない。

17もクチキリノミである。全長264mm、最大径42.5mm、重量1,500gを測る。棒状のノミで、頭部は使用により端部が笠を開いたようになっていることから、焼き入れされていない。先端部から3cm程度をしぼり込んで刃先としている。断面形状は胴部が円形、先端部は六角形である。

18は「ツバクロノミ」と呼ばれ、石材の 表面を平滑に均す作業で使用するノミで ある。全長は203mm、最大径が45.5mm、 重量は1.120gを測る。棒状のノミで、頭

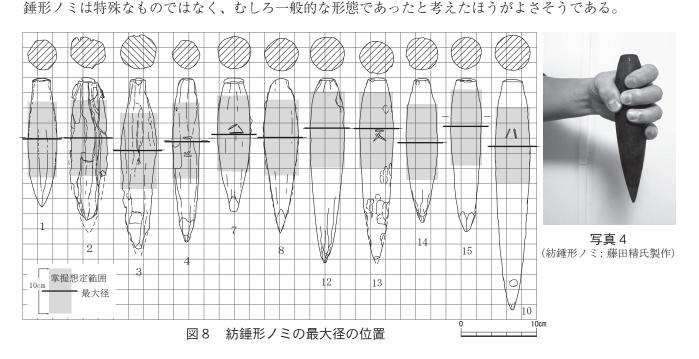


部は使用を重ねるうちに捲れて笠状に広がった状態となっている。先端部は3cm程度だけ急にしぼり込んだ形状で、胴部と頭部の断面は円形、先端部は方形で四角錘となる。四角錘の稜線部は石を細く筋状に削る際に使用され、一対を鋭利に、もう一対を小さく面取りして仕上げることで、加工面に残る筋目のつき方を調整する。四角錐の斜面部は、これを石に沿わせて使用することで剥片を斫り取ることができるのだという。

4. まとめ

以上、石垣や石切場跡の発掘調査で出土した9例、小豆島町に伝わる6例、金沢の熟練技能者の3例、計18本の石ノミの観察所見を報告した。最後に石ノミの形態的特徴と用途についてまとめておきたい。 【全体形と胴部】

ノミの全体形は、胴部上半が太く紡錘形を呈するタイプと、棒状を呈するタイプの2種類があった。 紡錘ノミは、全長の大小に関わらず、頭頂から最大径までの距離が8~9 cmと似通っていて、太さは 太身で50mm弱、細身で40mm弱であった。膨らんだ部分を掌握すると紡錘形の形状が手に馴染んで握 りやすく、頭部が人差し指の上に2~4 cmほど突出して、ハンマーで打つにはちょうど良い突き出し具 合となる(写真4)。ノミの長さにかかわらず最大径の位置が近似しているのは、槌でノミを打つという 動作に最適な位置形状だからであろう。出土例9例中7例が紡錘形であることは、近世段階において紡



胴部の断面形は、歪んだ多角形ないし略円形を呈するものが出土ノミに多く、小豆島の民具例は正円形に近い形状となっていた。両者の違いは当時流通していた鉄素材の形状によると考えられる。すなわち角形断面の鋼材から成形した場合は鍛鉄面が消しきれず歪んだ断面形となるが、そもそも胴部を正円形に整えることはノミの必要条件ではないため、多少歪んでいても使用上は影響がない。一方の民具例は既に流通している丸鋼材から鍛造するため、成形度の低い最大径付近に素材の形状が残り正円に近い断面形を呈すると考えられる。

棒状ノミも、出土品の事例は胴部の断面が隅丸方形ないし方形を呈し、民具例は円形ないし八角形であった。これも素材形状を反映したものである。

【頭部】

頭部は素材を叩き延ばして絞り込み、胴部より小径に成形されていた。これは打面を小さくすることで打点のブレを減らし、打撃の衝撃をノミの芯に集中させるための造形である。頭頂から離れるほど絞り込みが弱くなり相対的に太さが増すため、全体形が紡錘形を呈することになるともいえる。

明地氏のノミに限らず、民具資料のノミは頭部周縁が叩打で潰れて笠を開いたように捲れていることが多いが、出土品や小豆島のノミにはそれがなく、頭頂部は曲面的な凸形を呈していた。その理由はおそらく焼き入れによる適度な硬化処理が施されているためであろう。ノミ先だけでなく頭部も日常的なメンテナンスの対象であったことを示唆している。

技能者からの聞き取りに寄れば、熱処理は叩く側と叩かれる側で強弱をつけないと道具を破損し易く、 怪我を招く危険性があるため、通常はノミやヤの頭は無垢のままとし、ハンマー側の打面に焼き入れし て硬化するという。ノミやハンマーの焼き入れ具合は使用による変形具合から推定可能である。今後の 課題としておきたい。

【先端部】

ノミ先の断面形状は、①六ないし八角形又は円形に近いタイプ、②方形で四角錐となるタイプ、③薄い長 方形で平刃状を呈するタイプの3種類があった。

石材の表面や矢穴底に残るノミ先の痕跡から想定される先端形状は①のタイプである。明地氏の資料をみると、矢穴を掘るノミは、後述する加工用ノミに比べて長身で、先端が徐々に細くなり尖っている。これは矢口から矢底までの穴壁を垂直に近い角度で、四隅も含めて深く掘り下げるには、ある程度の長さと細身の先端を要するためである。全長が短いと矢穴が深くなるにつれノミを握る手が石にあたり、先端の絞りが短いと矢穴の隅や壁を立てるように掘り進むことができなくなる(註2)。また、長方形の筋掘りを繰り返して矢穴を掘り下げるには、石への食い込みが良い細めのノミ先が適している。

これらの点を踏まえて先端の形状をみると、仙台城出土の3, 4やミノバの8、小豆島の10~13は

No.	遺跡名	種別	出土地点	長	径	重	その他	全体形状	断面形状			対象石材							
INU.	退奶石	性力	山土地点	(m	m)	(g)	ての他	土体形仏	先端	胴部	頭部] 对象位例							
1			内濠トレンチ5	171	37	860	保存処理前重量830g	紡錘形	方形	八角形	円形								
2	弘前城跡 城跡		本丸東面石垣 イ-1-85下	189	50			紡錘形		不明	方形	安山岩							
3	仙台城跡	1-2-2-	I-b n-t	本丸北面石垣C面 石材番号C-26-1001·1005	226	49	1578	刻印あり 4本の刻み	紡錘形	方形	八角形	六角形	玄武岩						
4	加古规助	城跡	本丸北面石垣C面 石材番号F-04-2037-2	217	38	1084	タガネ刻みの刻印 「一」「二」	紡錘形	六角形	六角形	六角形	2200							
5	松山城跡	城跡	槻門北続櫓台 西面石垣A-44控	213	29.5	585		紡錘形か	_	(六角形)	六角形	花崗岩							
6	船来山古墳群	石切場	N支群141号墳	200	43			棒状	方形	略方形	略円形	砂岩							
7	ミノバ石切場	石切場	石切場	5切場 石切場	採掘坑7-OX	172	43.8		三角形の刻印 ツチ(鎚)、ヤと共伴	紡錘形	長方形	円形	円形	砂岩					
8	127八石 切场				1 9 7 9	採掘坑3-OX西側 製品加工場付近	205	45		ヤと共伴	紡錘形	方形	略六角形	円形	砂石				
9	金沢城跡	城跡	橋爪門続櫓台 上面栗石層	242	27	760		棒状	方形	方形	方形	安山岩							
10		6 7 171 18									305	46	2388	タガネ刻みの刻印	紡錘形	円形	円形	円形	
11	小豆島 石切均			352	45.3	2545		紡錘形	六角形	円形	円形								
12			石切場		244	45	1726		紡錘形	円形	円形	円形	花崗岩						
13	小五型	1年9月%		239	43.9	1660	タガネ刻みの刻印	紡錘形	円形	円形	円形								
14						190	42.5	1213		紡錘形	円形	円形	円形						
15				202	40.5	1283		紡錘形	方形	円形	円形								
16		石切場	 五切提		328	30	1900	タガネ刻みの刻印	棒状	六角形	八角形	円形]						
17	明地氏		264	42.5	1500		棒状	六角形	円形	円形	安山岩								
18	8 加工均			203	45.5	1120	タガネ刻みの刻印	棒状	方形	円形	円形								

表1 ノミ計測表

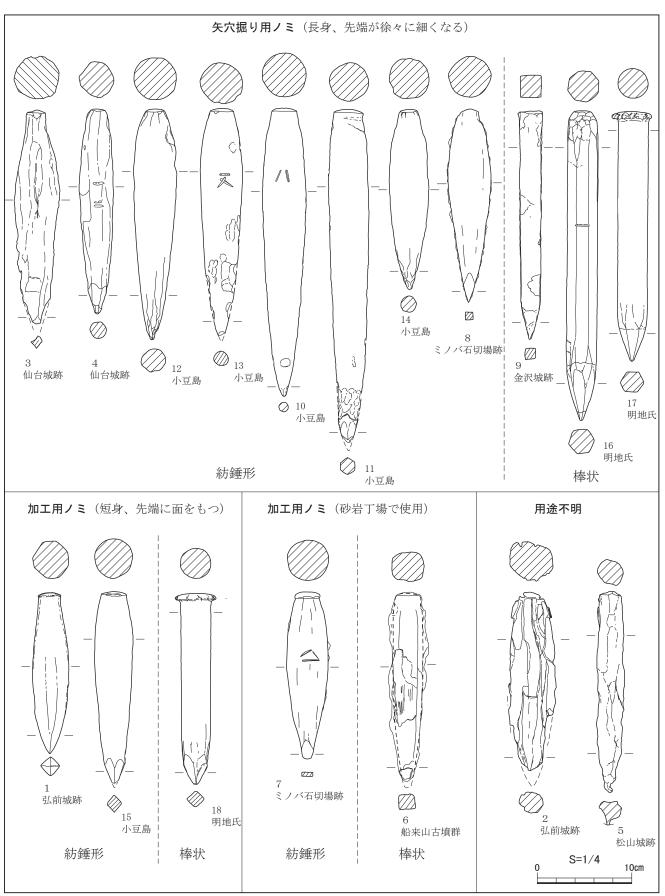


図9 主な用途からみたノミの分類

矢穴を掘るために使われたノミである可能性が高い。長さの短い14は矢穴が深くなる前の工程で使用されたものであろうか。ミノバ石切場跡出土の8は、出土位置から石臼等の凹部をハツルためのノミと報告されているが、先端が細身であることと、同所からヤと矢穴痕を留める石材が出土していることから、矢穴用ノミとしても使用された可能性は十分あろう。ノミとしては異形の部類に入る金沢城の9も、全長と先端形状を見る限り、矢穴掘り用の石ノミだった可能性がある。

一方、②のタイプである明地氏のノミ18は、矢穴ノミと比べて全長や先端部が短く、石の表面を均すハツリノミとして使われていた。これに類する弘前城の1や小豆島の15も、加工用のノミと推定しておきたい。

③の平刃ノミは、2点とも砂岩の石切場跡から出土している。ミノバの6は石製品に残る痕跡との対比から加工用具として使用された可能性が高く、特有の先端形状は、石材の質(硬軟)や用途との関係で評価すべきかもしれない。

以上、発掘調査で出土した資料を中心に、民具資料の類例等を加え、石ノミ観察の視点を示し、その形態的な特徴について、身体動作や使用目的と関連させつつ解説した。ノミは近世の石加工具として最も普遍的な道具である。モノとしての形態的な特徴と、その背後にある製作法や使用法等を多面的に検討することで、石垣材などに残る矢穴や加工痕の観察と理解を深めることができるであろう。本稿が伝統的な石加工の技を紐解く一助となれば幸いである。

- 註1 出土状況は調査担当者の松山市教育委員会楠寛輝氏のご教示による。
- 註2 小豆島町在住の石工である藤田精氏のご教示による。

謝辞

資料調査にあたり、以下の機関及び個人の皆様にお世話になりました。この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。 弘前市公園緑地課、仙台市文化財課仙台城史跡調査室、(公財)松山市文化・スポーツ振興財団埋蔵文化財センター、本 巣市教育委員会、(公財)大阪府文化財センター、大坂城残石記念公園資料館、今野沙貴子、渡部紀、楠寛輝、恩田知美、 高田祐一、福家恭、広瀬奈津子、明地幸雄、明地外雄(敬称略)

香川県小豆島町在住の石工である藤田精氏には、技能者の視点からみた道具の製作技法や使用方法など、多岐にわたり 具体的なご教示をいただいた。本稿で紹介したノミの評価は氏の見解を踏まえたものである。また文化財石垣保存技術協 議会の技能者の方々にも示唆に富む助言を頂いた。あらためて感謝いたします。

なお、本稿に掲載した図面の内、4、7、8は報告書掲載図をもとに観察所見を加筆して再トレースしたもの。その他は資料調査時に筆者らが実測させていただいたものである。

参考文献

弘前市教育委員会2012 『弘前城本丸石垣発掘調査報告書-本丸石垣解体修理事業に係る試掘調査-』 弘前市都市環境部公園緑地課弘前城整備活用推進室 2018 『弘前城本丸発掘調査報告書』、

2019 『弘前城本丸石垣解体調査概報 I 』

仙台市教育委員会2005『仙台城本丸跡1次調査-石垣修復工事に伴う発掘調査報告書-』

糸貫町教育委員会·本巣町教育委員会2000 『船来山古墳群』

(財)大阪府埋蔵文化財協会1988『ミノバ石切場跡』

石川県金沢城調査研究所 2011 『金沢城跡 - 二ノ丸内堀・菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓 I ---』

石川県金沢城調査研究所2012 『金沢城跡 - 二ノ丸内堀・菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓Ⅱ--』

石川県金沢城調査研究所2013『戸室石切丁場確認調査報告書Ⅱ』

藤田 精2018「石切りの技術を未来に伝える鍛冶仕事」『大坂城石垣と石切り丁場シンポジウム資料集』小豆島町

いう(『新訂寛政重修御家譜』第十一)。

- (50)『実紀』によれば、利常は寛永七年四月十四日、西ノ丸山里丸で開催された大(50)『実紀』によれば、利常は寛永七年四月となる。この頃の光高の居所は利常とほぼ同じと推定がら将軍に茶の湯用の白炭二箱献上していた。従って利常・光高の在府期間元から将軍に茶の湯用の白炭二箱献上していた。従って利常・光高の在府期間元から将軍に茶の湯用の白炭二箱献上していた。従って利常・光高の在府期間元から将軍に茶の湯用の白炭二箱献上していた。従って利常・光高の在府期間元から将軍に茶の湯用の白炭二箱献上していた。従って利常とほぼ同じと推定されるので、上記のごとき推論を行った。
- (51) 前掲二木著書、前掲(注) 11川島論文。
- (53)加賀藩前田家の幕府内での家格は時代により変遷がある。官職では利長・利常(53)加賀藩前田家の幕府内での家格は時代により変遷がある。官職では利長・利常(53)加賀藩前田家の幕府内での家格は時代により変遷がある。官職では利長・利常(53)加賀藩前田家の幕府内での家格は時代により変遷がある。官職では利長・利常(53)加賀藩前田家の幕府内での家格は時代により変遷がある。官職では利長・利常(53)加賀藩前田家の幕府内での家格は時代により変遷がある。官職では利長・利常(53)加賀藩前田家の幕府内での家格は時代により変遷がある。官職では利長・利常(53)加賀藩前田家の幕府内での家格は時代により変遷がある。官職では利長・利常(53)加賀藩前田家の幕府内での家格は時代により変遷がある。官職では利長・利常(53)加賀藩前田家の幕府内での家格は時代により変遷がある。官職では利長・利常(53)加賀藩前田家の幕府内での家格は時代により変遷がある。官職では利長・利常(53)加賀藩前田家の幕府内での家格は時代により変遷がある。官職では利長・利常(53)加賀藩前田家の幕府内での家格は時代により変遷がある。官職では利長・利常(53)加賀藩前田家の幕府内での家格は時代により変遷がある。官職では利長・利常(53)加賀藩前田家の幕府内での家格は時代により変遷がある。官職では利養が極宮を持ていた。
- (5)「幕府日記」六の寛永十四年七月六日条に次のような記述があった。
- 同 右 近 大夫、 《海田輝典》 (海田光中) (浅野光晨) (光田光中) (浅野光晨) (一、尾張・紀伊両亜相、水戸黄門、越後少将、越前宰相、加賀少将、加賀中納言、

豊後守、右之使節ニ参会有之」(宮田東京)(南部忠永)(阿部忠永)(阿部忠永)(阿部忠永)(東京・伊豆字・石従御一門歴々生見玉之為御祝儀黄金献之、大炊頭・讃岐守・伊豆守・右従御一門歴々生見玉之為御祝儀黄金献之、大炊頭・讃岐守・伊豆守・

幅広い内容をもつのかもしれないので、家門の語義に関しこれ以上の詮索はや想定できる。「徳川一門」という当時の用語は、のちの「家門」とは異なり、ここから、光高のみならず利常も「御一門」すなわち家門とされていたことが

べきと考えている。たからである。語義については一次史料の用例を集めたのち多面的に検討するたからである。語義については一次史料の用例を集めたのち多面的に検討する付きで「家門」と表記したのは、江戸中期以後に広まった狭義の意味を意識しめ、これに関連した史料文言や事象の確認をまちたい。なお、本論後半で「」

(おわり)

- が家督相続した(『新訂寛政重修御家譜』第六)。 六七歳で従四位下周防守に叙爵された岸和田藩主。寛永十七年死去、次男康映(35) 松平康重(一五六八 一六四〇)には家康落胤の伝承がある。寛永十一年、
- (36) 小池進 『保科正之』 (吉川弘文館、二〇一七年) 四七頁、七三~七七頁など。
- (注) (注) 22。
- 以後再びみえるが、参勤在府の折の出座とみられる(「幕府日記」二〇~二四巻)。(38)「幕府日記」七巻・九~一二巻。なお頼重の黒書院拝賀出座は、正保四年十月
- (39) 『実紀』 寛永十四年五月五日条・同年九月九日条。幕府日記を欠き具体的な出連者名を特定できないが、そこに光長・光高が含まれることは前後の節句儀礼座者名を特定できないが、そこに光長・光高が含まれることは前後の節句儀礼を者名を特定できないが、そこに光長・光高が含まれることは前後の節句儀礼のごとし(日記)」とあり、同日条の「幕府日記」は「御一門方より為端午之のごとし(日記)」とあり、同日条の「幕府日記」は「御一門方より為端午之のごとし(日記)」とあり、同日条・同年九月九日条。幕府日記を欠き具体的な出の「御一門方」は『実紀』で「家門」と表記されたことも了解できる。
- 重修御家譜』第二。(40)『福井市史(通史編)近世』(福井市、二〇〇八年)三五~六〇頁。『新訂寛政
- (41)「幕府日記」一四巻 (三九頁)。
- されるが、家門は松平姓であった。 では三家は尾張殿(尾張亜相)・紀伊殿(紀伊亜相)・水戸殿(水戸黄門)と記とされた。水戸家の継嗣光圀、紀伊家の継嗣光貞はここにみえない。「幕府日記」とされた。水戸家の継嗣光圀、紀伊家の継嗣光貞はここにみえない。「幕府日記」とされた。水戸家長男の頼重は「松平右京大夫」の名前で家門の面々のなかに記される。
- (43)保科正之は将軍の異母弟ゆえ徳川一門として然るべき立場を与えるたまで月次拝賀に恒例出座させたのは、徳川一門として然るべき立場を与えるたまで月次拝賀に恒例出座させたのは、徳川一門として然るべき立場を与えるたまで月次拝賀に恒例出座させたのは、徳川一門のなかでは三家に準ずる地位でもおかしまで月次拝賀に恒例出座させたのは、徳川一門のなかでは三家に準ずる地位でもおかしまで月次拝賀に恒例出座させたのは、徳川一門のなかでは三家に準ずる地位でもおかしまで月次拝賀に恒例出座させたのは、徳川一門として然るべき立場を与えるたまで月次拝賀に恒例出座させたのは、徳川一門として然るべき立場を与えるたまで月次拝賀に恒例出座させたのは、徳川一門として然るべき立場を与えるたまで月次拝賀に恒例出座させたのは、徳川一門として然るべき立場を与えるたまで月次拝賀に恒例出座させたのは、徳川一門として然るべき立場を与えるたまで月次拝賀に恒例出座させたのは、徳川一門として然るべき立場を与えるたまで月次拝賀に恒例出座させたのは、徳川一門として然るべき立場を与えるたまで月次拝賀に恒州上座させたのは、徳川一門として然るべき立場を与えるたまで月次拝賀に恒例出座させたのは、徳川一門として然るべき立場を与えるたまで月次拝賀に恒州出座させたのは、徳川一門として然るべき立場を与えるたまで月次によります。

- 血縁に負うものと判断してよい。
 (4) 輝澄は、寛永六年十月二十三日、寛永八年正月二十二日、同二月四日、大御所の布石であり、山形藩主になったあとは、月次拝賀は免除されたとみられる。
- 45 「幕府日記」(一巻)によれば、寛永八年正月二日の年頭礼に、輝澄・輝興は尾 二十二日に西の丸にて元日・二日に拝礼できなかった家門・譜代・国持大名等 平定行)・大野侍従(直政)の次に山崎侍従が、さらに一一人おいて「四品松 を招き秀忠不在のまま年頭儀礼の形だけ実施した。元日に本丸で家光と拝賀し 賀では全く出てこない。 元日儀礼にも出座する(「幕府日記」三・八、(注)12川島論文)。しかし月次拝 日の年頭礼にも出ていた(「幕府日記」二)。なお輝興は寛永十一年・十六年の 平右近大夫」としてその名がみえる。二人はまた家門として、寛永十年正月元 宰相(忠昌)・備前宰相(忠雄)・越後少将(光長)・前田利次・松山侍従(松 輝澄・輝興は二十一日組、つまり家門と有力譜代のなかに名前を載せる。越前 た面々は二十一日、二日に本丸で家光と拝賀した面々は二十二日に出座したが、 目録進上、御盃出、御引渡もあったが、家門や諸大名の出仕なく、二十一日と であった。元日は将軍家光と三献の儀礼を行い、二日は三家の拝礼をうけ太刀 寛永九年正月年頭儀礼は、大御所秀忠極度の不例により、かなりイレギュラー 張亜相・水戸黄門の次に「山崎侍従」「四品松平右近大夫」として登場し拝礼する。
- (46)『新訂寛政重修御家譜』第五。『兵庫県史 四巻』(兵庫県一九七九年)九○·九一頁)
- (47) 前掲『金沢城編年史料 近世一』。

49

- (48)最も簡素な三家のみ出座の西ノ丸拝賀は、三回(表4の△印)もあった。

ほぼ同じ座列となり十年のみ違っていた(表1付表)。 御目見を行って盛会である。しかし、寛永十二年以後は寛永九年の月次拝賀と御目見。「日記」二巻)と記述され、白書院では保科や譜代衆一三人と一同の院拝賀では、光長・光高の勝手方からの出座・拝賀のあと、国持大名ら二三名御目見」(「日記」二巻)と記述され、白書院での諸大名一同御礼に先立つ黒書書院御着座、諸大名並居テ一同二御礼、以後大坂ゟ帰る二付て御目付衆一両輩書院御着座、諸大名並居テ一同二御礼、以後大坂ゟ帰る二付て御目付衆一両輩田左門・小笠原信濃・酒井摂津守・本多能登守、右十三輩並居テ御目見、御白田左門・小笠原信濃・酒井摂津守・本多能登守、右十三輩並居テ御目見、御白

- まったと推定される。(4)前掲二木「江戸幕府八朔参賀儀礼の成立」。これと平行し月次拝賀の礼式も固
- 六四八号、二〇〇二年、前掲二木二〇〇三)。(15)玄猪については二木謙一「江戸幕府将軍拝謁儀礼と大名の座次」(『日本歴史』

24

23

- 年以後は月次拝賀の実施はみられない。 年以後は月次拝賀の実施した。十(17) 寛永九年は天台僧侶拝賀・法話聴聞のあと月次拝賀があり、両方実施した。十
- (18) 藤井前掲(注)12『徳川家光』(二〇八頁)。
- (9)表1に注記したように「幕府日記」の寛永九年二月~五月分は欠けているので、(19)表1に注記したように「幕府日記」の寛永九年の実施数は二四回とした(表1)。この六回の出座者名は不明だゆえ寛永九年の実施と強は二四回とした(表1)。この六回の実施とみた。それし」とあるので、将軍出座の月次拝賀の実施状況をみていくと、三月は二回確で実紀」によって、この間の月次拝賀の実施状況をみていくと、三月は二回確の大きには記したように「幕府日記」の寛永九年二月~五月分は欠けているので、
- 記すに止まる。表1付表では日付に()を付した。(20)『実紀』も寛永十二年の八回は「月次拝賀例の如し」「朝会例のごとく」などと
- 二〇〇九年)ほか。 二〇〇九年)ほか。 二〇〇九年)ほか。 『よみがえる金沢城2』(石川県金沢城調査研究所、(21)金沢城二の丸御殿の創建経緯は、『金沢城編年史料』近世一』(石川県金沢城
- (22)文政十年小宮山楓軒著「水戸紀年」(『茨城県史料(近世政治編1)』茨城県、

- え三家・家門は鷹狩を理由に御暇乞を行った(「幕府日記」)。 さ三家・家門は鷹狩を理由に御暇乞を行った(「幕府日記」)。 れないことから、表向きは病気・養生などを理由に出座を見合わせたと推測されないことから、表向きは病気・養生などを理由に出座を見合わせたと推測さおそらく家政・藩政に係る用務多忙を理由に、殿中儀礼に欠席することは許さ次拝賀あり」「月次拝賀とて尾・水、諸大名登城」から推定したものである。
-)表1および前掲藤井『徳川家光』表5(二〇八頁)
- 前掲(注)11の二木『武家儀礼格式の研究』(三一七~三二一頁・三四五頁など)。
- (27)「幕府日記」八巻。

26 25

- (28) 前揭藤井『徳川家光』(表5、二〇八頁)
- 井『徳川家光』。 井『徳川家光』。 中間形成過程の研究』(校倉書房 一九九〇年)、前掲藤(2) 藤井譲治『江戸幕府老中制形成過程の研究』(校倉書房 一九九〇年)、前掲藤
- 郭)』至文堂 一九九二年) (3)「万治度江戸城本丸御殿図」(伊東龍一編『城郭·侍屋敷古図集成 江戸城Ⅰ(城
- む』(原書房、一九九七年)。(31) 村井益男『江戸城』(中央公論社、一九六四年)、深井雅海『図解 江戸城をよ
- (32)「幕府日記」一巻。
- する。 本多内記御目見」と光長・正之のあと黒書院拝賀に出仕した譜代衆九名を列記本多内記御目見」と光長・正之のあと黒書院拝賀に出仕した譜代衆九名を列記松平式部・松平大膳・松平和泉・内藤左馬助・酒井宮内・牧野右馬允・本多能登・松平式部・松平大膳・松平和泉・内藤左馬助・酒井宮内・牧野右馬允・奥平美作・(3)「幕府日記」二巻の同日条に「従御勝手方、越後少将・保科肥後守・奥平美作・
- 家譜』第六)。 にて島原乱に出陣。乱後の恩賞に不満あり寛永十六年隠居(『新訂寛政重修御を武将。元和五年福山一〇万石の藩主(五五歳)となり、家光の要請で七五歳(34)水野勝成(一五六四-一六五一)は関ケ原・大坂陣・島原乱などに出陣した古

- 住を強く勧めたことはあらためて注意しておきたい。 えるにあたり、利常は岳父秀忠から推挙をうけ、老中土井利勝が泉滴に金沢移城研究』一六号、二〇一八号)でふれたが、開山住職巨山泉滴を安房国から迎ば加賀藩史料』二編。天徳院創建事情は拙稿「金沢城と小立野寺院群」(『金沢
- 以下、刊本『徳川実紀』からの引用は簡潔に『実紀』と注記する。(5)『新訂増補国史大系 徳川実紀』(第二編・第三編、吉川弘文館、一九八一年)。

年)がある。

- (6) 『加賀藩研究』九号、二〇一九年。
- (7)日置謙『石川県史』第二編(一九三九年)も寛永八年の嫌疑にふれるが、慎重なので根本的な再検討が必要と考えている。

 (7)日置謙『石川県史』第二編(一九三九年)も寛永八年の嫌疑にかれる四つ危機と論じ、徳川家との緊張関係の代表としたとならぶ領国存続にかかる四つ危機と論じ、徳川家との緊張関係の代表としたとならぶ領国存続にかかる四つ危機と論じ、徳川家との緊張関係の代表としたとならぶ領国存続にかかる四つ危機と論じ、徳川家との緊張関係の代表としたとならぶ領国存続にかかる四つ危機と論じ、徳川家との張い門題の根拠ははなはだ薄弱なので根本的な再検討が必要と考えている。
- 小宮木代良『江戸幕府の日記と儀礼史料』吉川弘文館 二〇〇六年)に詳しい。と『江戸幕府日記 姫路酒井家本』など「祐筆所日記」等との関連については(8)『江戸幕府日記 姫路酒井家本』一~一五(ゆまに書房 二〇〇三:四年)。『実紀』
- こうした事例はこれ以前にも数回あった(表2参照)。 御礼の御目見であった。光長欠座であれば家門筆頭の拝賀は光高がつとめたが、田光ヨリ帰参付『御礼」と記す。光長の御礼は月次拝賀ではなく日光から帰参日光ヨリ帰参付『御礼、御前退座之後、尾張・紀伊両宰相(光友・光貞)御目見、戸黄門(頼房)御礼、御前退座之後、尾張・紀伊両宰相(光友・光貞)御目見、「幕府日記」一六巻の正保二年四月朔日条に「午上剋御黒書院 出御」のあと「水
- 常同様国元に帰ることを許したのである。このあと光高弟二人の月次出座はな見」と記す。この日の拝賀のあと、家光は利次・利治をとくに召し出し、父利肥前守同前可致在国旨被「被仰出、御暇被下訖、自御勝手方御譜代面々「御目松平筑前・同淡路守・同飛騨守」御目見、退座之後、淡路守・飛騨守被召出、(10)「幕府日記」五巻の寛永十三年六月朔日条では、三家拝賀に続き「松平越後・

- (12) 月次拝賀については右掲二木「江戸幕府八朔参賀儀礼の成立」に言及があり、(12) 月次拝賀については右掲二木「江戸幕府八朔参賀儀礼の成立」に言及があり、お管見の範囲で、近世初期の月次拝賀を専論した研究は、月次拝賀について「在府の大名の礼を受ける月次の」儀礼と簡潔に指摘する。本論では月次拝賀の本質はこの平凡さにあると考え、将軍出座と在府大名る。本論では月次拝賀の本質はこの平凡さにあると考え、将軍出座と在府大名る。本論では月次拝賀の本質はこの平凡さにあると考え、将軍出座と在府大名る。本論では月次拝賀の本質はこの平凡さにあると考え、将軍出座と在府大名。本論では月次拝賀をみていくが、家光・家綱時代の月次拝賀では三家・家門等との種間の大手賀の本質はこの平凡さにあると考え、将軍出座と在府大名で、大手賀を基軸に月次拝賀については右掲二木「江戸幕府八朔参賀儀礼の成立」に言及があり、(12) 月次拝賀については右掲二木「江戸幕府八朔参賀儀礼の成立」に言及があり、(13) 月次拝賀については右掲二木「江戸幕府八朔参賀儀礼の成立」に言及があり、(13) 月次拝賀についていない。

説の、こうに見ているでは、こうによっているいません。これでは、これでは、これである。これでいるがい。、無官の家門が高い座次で出座したことの意味をら考察されているがい、無官の家門が高い座次で出座したことの意味を家光親政期の殿中儀礼の座列につき、官位秩序に依拠したとの観点か

寛永八年の大御所時代の月次拝賀に関して、本丸と西ノ丸でそれぞれの大手賀が別に実施された点を明確にしたが、この場合も三家に次ぎ、別の月次拝賀が別に実施された点を明確にしたが、この場合も三家に次ぎ、上と光高第二人、井伊家の嫡男二人、本多政朝という六人が選ばれ出来を考慮し、有望な家門大名子弟を育成し、三家とともに宗家を権の将来を考慮し、有望な家門大名子弟を育成し、三家とともに宗家を確かる本地を描述する意図からではないかと展望を述べた。家光親政期の月次拝賀、黒書院拝賀の目的についても、こうした秀忠の意図を汲取の一次拝賀、黒書院拝賀の目的についても、こうした秀忠の意図を汲取って人材を抜擢したことが想定できる。こうした仮説が妥当かどうみ取って人材を抜擢したことが想定できる。こうした仮説が妥当かどうか、他の史料とも突き合わせ今後検証を深めることは無駄なことではあか、他の史料とも突き合わせ今後検証を深めることは無駄なことではあるまい。

とはなく、白書院または大広間での儀礼に諸大名の一人として出座した。 しかし、 娘で将軍養女であったことと比べれば、当代の将軍を中心とする閨閥の 娘と結婚し徳川一門との関係を強めたが、光高の正室が三家の水戸家の 親等)関係に及ばない。 るのは承応二年だが、すでに三代家光は死去していた。四代将軍家綱と たことは、 なかではやや遠縁となる。それゆえ月次拝賀などで黒書院拝賀に出るこ 前田綱紀の関係は、又従兄弟(五親等)であり、 戸城殿中儀礼で家門の一員として黒書院や御座間などでの儀礼に出座し (綱重・綱吉) はじめ多数いた。光高嫡男にすぎない綱紀は、保科正之の 加賀藩政治史からいえば前田家当主が徳川家一門(家門)とされ、 中納言利常と光高の時代に築かれた家門としての前田家の閨閥 利常・光高時代を除けば例がない。 四代将軍家綱には綱紀より近い血縁者が「御両典 光高嫡男の綱紀が元服す 家光・光高の叔父・甥 $\widehat{\Xi}$ 江

藩伊達家と並び国持大名では最上位の待遇をうけた⒀。遺産は、綱紀時代も影響力をもち、諸大名の中では薩摩藩島津家、仙台

ことも想定される。
いう思いがあったと思われ、それが江戸城殿中儀礼の出座者に影響した知のことだが、神君家康を尊崇する有力大名を近親者の中から得たいと東照神君家康の外曾孫でもあった。家光の神君家康への篤い崇敬心は周東照神君家康の外孫で三代将軍家光の実甥という血縁から、光高はまた大御所秀忠の外孫で三代将軍家光の実甥という血縁から、光高は

高が厚遇を受け続けた、もうひとつの理由であろう。 高が厚遇を受け続けた、もうひとつの理由であろう。 ちり、外様大名の中に扶植された光高のような「家門」に相応の待遇的優位な立場にたって大名および近世武家全体を統括する体制を堅持するには、外様大名の中に扶植された光高のような「家門」に相応の待遇を与え、三家とともに徳川将軍一強を演出することも必要であった。つるには、外様大名のなかに徳川将軍一強を演出することが、光長とともに光を与え、三家とともに続けた。

たい。こうした点は、さらに幅広く良質史料を収集したあとで論ずることにしこうした点は、さらに幅広く良質史料を収集したあとで論ずることにしなお光高の父利常が江戸城中で「家門」とされた可能性もあるが⑶、

注

- 『金沢市史(資料編3)近世一』(金沢市、一九九九年)による。(1) 珠の事績は『加賀藩史料』二編および同編外備考 (系譜)、「本藩歴譜」(天徳君伝
- する。さらなる確証が待たれている。 う。出土遺物や確認された建物遺構などからの推測であり、断定はできないと方。出土遺物や確認された建物遺構などからの供衆の屋敷跡の可能性があるとい店街の一隅)は、珠姫に随行した江戸からの供衆の屋敷跡の可能性があるといンター、一九九二年)によれば、石川門の対岸に位置する兼六園内の発掘地点(茶(2)『特別名勝 兼六園(江戸町跡推定地)発掘調査報告』(石川県立埋蔵文化財セ

できる。

秀忠しかいない。 あいのでは、彼らの祖父である大御所 大名庶子の殿中儀礼出座のねらいは上述の通りだが、こうした配慮と厚 宮松が出仕したという推定は十分ありうると考えている。こうした家門 これは証拠のない仮説に過ぎないが、光高元服をうけ代わって千勝・

むすび

本論では加賀前田家三代利常の継嗣光高が、寛永九年からあったとをた。ここから親政初期の月次拝賀への熱意は、寛永九年からあったとをた。ここから親政初期の月次拝賀への熱意は、寛永九年十六年すなわちまた。これが関係祖に出座した事実を、月次拝賀を中心にあった。しかし、その前年すなわち大御所在世の寛永八年は年一三ヵ月あった。しかし、その前年すなわち大御所在世の寛永八年は年一三ヵ月あった。しかし、その前年すなわち大御所在世の寛永八年は年一三ヵ月あった。こから親政初期の月次拝賀への熱意は、寛永九年十六年すなわちまた。ここから親政初期の月次拝賀への熱意は、寛永九年十六年すなわちまた。ここから親政初期の月次拝賀への熱意は、寛永九年十六年すなわちまた。ここから親政初期の月次拝賀への熱意は、寛永九年十六年すなわちまた。ここから親政初期の月次拝賀への熱意は、寛永八年からあったとまた。こから親政初期の月次拝賀への熱意は、寛永八年からあったとまた。ここから親政初期の月次拝賀への熱意は、寛永八年からあったとまた。

> 思書院拝賀の出座者変化をみることで判明したことは、①当初は光長・ 出書院拝賀の出座者変化をみることで判明したことは、①当初は光長・ 出書院拝賀の出座者変化をみることで判明したことは、①当初は光長・ 出述をやめ三家と同じ入り方となり、光長・光高とそれ以外の面々との出座をやめ三家と同じ入り方となり、光長・光高とそれ以外の面々との出座をやめ三家と同じ入り方となり、光長・光高とそれ以外の面々との出座をやめ三家と同じ入り方となり、光長・光高とそれ以外の面々とのは連続は譜代面々だけとなる。しかし寛永十四・十五年の家光不例による月次拝賀実施数激減のあと、寛永十五年六月以後は、譜代面々の出座る月次拝賀実施数激減のあと、寛永十五年六月以後は、譜代面々の出座る月次拝賀実施数激減のあと、寛永十五年六月以後は、譜代面々の出座る月次拝賀実施数激減のあと、寛永十五年六月以後は、譜代面々の出座る月次拝賀実施数激減のあと、寛永十五年六月以後は、譜代面々の出座 十五年末の江戸幕府老中制確立という事態に対応したものと考えられること、などを指摘した。

寛永九~十六年の黒書院拝賀者に関する、こうした考察から、光長・光高の二人が三家に次ぐ厚遇をうけ月次拝賀に出座し続けたことが、一勝の二人が三家に次ぐ厚遇をうけ月次拝賀に出座し続けたことが、一勝で光長・光高が家門を代表し月次拝賀に出座し続けたことが、一形で光長・光高が家門を代表し月次拝賀に出座し続けたことが、一下で光長・光高が家門を代表し月次拝賀に出座し続けたことが、一巻とう評価すべきか。

や趣味にあったとしかいえない。徳川一門のなかで光長は、家康次男秀康の男子直系の嫡孫であったから、家門筆頭として三家に次ぐ厚遇を得た点は理解しやすいが、光高の島で、家門筆頭として三家に次ぐ厚遇を得た点は理解しやすいが、光高のかが、大郎の一貫であり家門といったがでは説明できない。光高自身の資質や個性が、将軍家光の感性を趣味にあったとしかいえない。

要な証拠である。

[2] 「元日乙亥快晴、 早旦、 将軍樣御礼御席御座間御太刀上段(家光) 大沢中将役之、上

段御右ニ御着座

駿河殿御礼、 御太刀下段、 則下段御むかふ座に御祗候

御盃出御右二置之、青山大藏少輔役之

御引渡出、 森川出羽守役之、御捨かハらけ三方よりおろし則御右に置之

初献御てうし御初成御盃、 将軍様其御盃

御前上御盃 駿河殿其盃 御前二而納、 何も御加有 御酌青山大藏

御加森川出羽守

二之御盃、 御右の方、 相国様と将軍様御座之間之置(秀忠)(家光) 森川出羽守役之

御雑煮出 青山大藏役之

将軍樣御初其盃、 相国様其御盃、 駿河殿其盃、 相国様御盃 将

軍様二而納、 何も御加有

三之御盃、 御右置 青山大藏少輔役之

うさきの御吸物被成、 御初御盃 将軍様、 其御盃駿河殿、 其盃将

其御盃相国様、 御納何も御加有之、 御酌青山大藏、 御加森川出羽守

将軍様還御、 則時同席御三盃出

松平越後守・松平仙勝・松平宮松御礼、 御太刀 洒井阿波守役之

御盃御てうしにすゑ頂戴 御酌洒井下総守、 御加本多美作守

御装束ぬかせられ御長袴、

御はかため餅、 御祝之御膳、 御引替之御膳 洒井阿波守役之

午下刻御席御座間御盃出 御酌洒井下総守役之

御素麺上御てうし其□青山大蔵役之、 御加森川出羽守但酒井阿波守所役也、 雖

然退出之間如此也

夕御膳申上刻御祝之御膳、 次御引替之御膳上 御夜膳、 六半過

> 礼は、 右は元旦の記述であるが、当時在国中の前田利常・光高父子の名代御 正月三日の儀礼記事の最後尾に次のように記されていた。

在国之大名衆 名代之御礼

仙台中納言太刀阿波守役之(毋達政宗)

会加藤明成) (佐竹義宣)

加賀中納言 筑前 传统 (京極忠高)

有馬玄蕃頭

中儀礼に出ていないことは確実である(5)。 帰国し、 ったというのが私の推測である。寛永六年四月元服した光高は七年春に 出座は免除されたが、その代わり弟二人が月次拝賀に出座することにな 高は元服したことで父とともに帰国することが認められ、殿中儀礼への 千勝・宮松が出仕する前は光高が出仕していたことも展望できよう。光 出るようになったのではないか。この推定を裏付ける証拠が出てくれば、 たちは光高と交代するかたちで江戸城月次拝賀のうち家門出座の儀礼に 出仕し始めたのではないか。光高の叙爵・元服が契機となり、光高の弟 光・秀忠が相次ぎ江戸前田邸に御成をした頃、 を恐れず推測するなら、寛永六年四月の光高の元服・叙爵、また同月家 みて間違いないが、その始まりを特定することは難しい。 2 から千勝・宮松の江戸城恒例の殿中儀礼出座は寛永七年からと それより八年末まで在国していたので寛永七・八年の光高は殿 光高の弟二人が江戸城に しかし、

利常が中納言に任官した寛永三年頃光高一二歳で出座した可能性も想定 最初でなく、 節句儀礼の恒例出座者になった。おそらく光高の殿中儀礼出座は九年が 御所御見舞と平癒祈願に奔走する。そのあと家光親政の下で月次拝賀や になって大御所秀忠不例の連絡をうけ、 七年四月から八年十一月まで在国していた利常・光高父子は、 元服した寛永六年四月以前に遡るのではないか。 八年十二月に江戸に到着し、大 あるいは 同年秋

一部の家門等が選ばれたといえる。
一部の家門等が選ばれたといえる。

継嗣でもなく一四~一六歳の庶子であった。 表4の「②其次御目見」の者について「家門等」とこれまで呼んできたのは、出座者六人のうち井伊家の二人は、徳川家康・秀忠と血縁がなたのは、出座者六人のうち井伊家の二人は、徳川家康・秀忠と血縁がなれる。万千代(直好)は寛永九年十二月十五日従五位下兵部少輔となった。(直寛) の叙爵年は不明だが兄直滋が寛永八年十二月ゆえ九年以後とみら(古寛) の叙爵年は不明だが兄直滋が寛永八年十二月ゆえ九年以後とみら(古寛) の叙爵年は不明だが兄直滋が寛永八年十二月ゆえ九年以後とみら(古寛) の叙爵年は不明だが兄直滋が寛永八年十二月のえれいら、あえて「家門」とく、譜代大名井伊直孝・直勝の子弟について「家門等」とこれまで呼んでき表4の「②其次御目見」の者について「家門等」とこれまで呼んでき

本多政朝は三三歳と最も年長で、すでに甲斐守に叙爵されていたが、本多政朝は三三歳と最も年長で、すでに甲斐守に叙爵されていたが、この頃はが野藩主二代目の父忠政が健在であり政朝は継嗣であったが、この頃はがいる では 一本のである。父忠政は寛永八年夏になって秀忠の不例を聞いると政朝は三三歳と最も年長で、すでに甲斐守に叙爵されていたが、

三家の次に西ノ丸の御座間に出座し拝賀した家門等六名をみていく

その役割が期待され続け、殿中儀礼に出座し続けたのである。と、家光親政下での月次拝賀、黒書院出座者と共通する面もあるが、家門といってもまだ藩主として一人前の働きができていない若手が多く、家光親政時と比べるとやや内向きで小ぶりである。家門のなかでも、近待させたという印象が強い。三家の次という座列で殿中儀礼出仕の経験をせたという印象が強い。三家の次という座列で殿中儀礼出仕の経験をでである。ではないか。三家を助けまた幕政の円滑な遂行に寄与する人材けるためではないか。三家を助けまた幕政の円滑な遂行に寄与する人材の育成が期待されたのであろう。つまり徳川宗家を護持する藩塀の形成を意図し、こうした若輩の家門・譜代継嗣を登用したのである。その趣を意図し、こうした若輩の家門・譜代継嗣を登用したのである。その趣を意図し、こうした若輩の家門・譜代継嗣を登用したのである。と、家光親政下での月次拝賀、黒書院出座者と共通する面もあるが、家と、家光親政下での月次拝賀、黒書院出座者と共通する面もあるが、家門といっても、

度永八年正月~七月に元服前の前田千勝・宮松が月次拝賀に出座した は所述の通り著しく簡略で、月次拝賀日の記述そのものがないことも多 の人名まで確認できない。また寛永三~七年の『実紀』の月次拝賀記事 の人名まで確認できない。また寛永三~七年の『実紀』の月次拝賀記事 は前述の通り著しく簡略で、月次拝賀日の記述そのものがないことも多 は前述の通り著しく簡略で、月次拝賀日の記述そのものがないことも多 は一覧永八年正月~七月に元服前の前田千勝・宮松が月次拝賀に出座した

丸の月次拝賀出座は前年来のことであると推定できる。これは、その重人力での年頭拝賀を簡潔に記す。この事実から千勝・宮松の本丸・西ノに対応し『実紀』は「元日西城にならせまひ大御所を賀せらる。駿河大松九西城にのぼり拝賀す」と将軍の動きを記し、光長・千勝・宮松の西納言忠長もまいらせられ、御座所にて御盃事あり。光長・前田仙勝・宮松九西城にのぼり拝賀す」と将軍の動きを記し、光長・前田仙勝・宮松九西城にのぼり拝賀す」と将軍の動きを記し、光長・前田仙勝・宮上がし、つぎに「幕府日記」の寛永八年年頭儀礼記述(史料[2])を

した。

上記のごとく大御所秀忠在世中の月次拝賀は、本丸と西ノ丸の二ヵ所上記のごとく大御所拝賀という形で別々に実施された。表4④欄に掲げで将軍拝賀・大御所拝賀という形で別々に実施された。表4④欄に掲げた月次拝賀記述一五回のうち一二回(④欄の◎印)は本丸での家光拝賀がた月次拝賀記述一五回のうち一二回(④欄の◎印)は本丸での家光拝賀がでの実施率が高く、西ノ丸での月次拝賀に出座しなかったことが六回(③欄の×印)あり、本丸拝賀がなく西ノ丸拝賀に出座しなかったことが六回(③欄の×印)あり、本丸拝賀がなく西ノ丸拝賀に出座しなかったことが六回(③欄の×印)あり、本丸拝賀がなく西ノ丸拝賀に出座しなかったことが六回(③欄の×印)あり、本丸拝賀がなく西ノ丸拝賀に出座しなかったことが六回(③欄の×印)あり、本丸拝賀がなく西ノ丸拝賀に出座しなかったことが六回(③欄の×印)あった。このように分類すると本丸拝賀のほうが標準形でお手賀の×印)あった。このように分類すると本丸拝賀のほうが標準形に表述を対所のまった。このように分類すると本丸拝賀のほうが標準形に表が、いま判断材料がないので今後の検証に委ねたい。

た点と合わせ今後の課題としたい。

表4でいえば七例あった(☆・△印)。西ノ丸拝賀九回のうち四回(☆印)は、西ノ丸拝賀では、三家に続き拝賀した家門出座を欠くケースも多く、

えるかは、大御所次第であったようにみえる。

「一家拝賀と諸大名拝賀のみで、五回(◆印)は三家・家門等および諸大名で、これ以外の人名は確認されていない。この家門等六名の出座の門等六名のみ対面拝賀するものであった。まの三回は西ノ丸拝賀の出座のに数えていないが、拡大解釈すれば、大御所晩年の月次拝賀はこれで代に数えていないが、拡大解釈すれば、大御所晩年の月次拝賀はこれで代用したのかもしれない。つまり、大御所秀忠の月次拝賀は三家と家門もたのかもしれない。つまり、大御所秀忠の月次拝賀は三家と家門を大の御礼で済ますこともあり、三家のみの拝賀にするか家門等および諸大三家拝賀と諸大名拝賀のみで、五回(◆印)は三家・家門等および諸大三家拝賀と諸大名拝賀のみで、五回(◆印)は三家・家門等および諸大三家拝賀と諸大名拝賀のみで、五回(◆印)は三家・家門等および諸大三家拝賀と諸大名拝賀のみで、五回(◆印)は三家・家門等および諸大三家拝賀と諸大名拝賀のみで、五回(◆印)は三家・家門等および諸大名すべて揃っているいが、一部では、大御所の本の手賀にするか家門等および諸大田のかもした。

察したい。
で、前田利常の庶子二人が家門等出座者の一人として出座した意義を考で、前田利常の庶子二人が家門等出座者の一人として出座した意義を考意永八年前半期の月次拝賀の標準形態を以上のように理解したうえ

孝の庶子直寛)は四回、万千代(直勝の継嗣直好)は二回、本多政朝三回であっ た側の意識も高いといえる。所謂 を励行していた。大御所と将軍の要望によるものとはいえ、これに応え 張・水戸両家の出座率に及ばない。三家当主は将軍政治を補佐する立場 た。 藩主松平光長は三回、光高弟の千勝・宮松も三回、 は歴然としている ている。 を自覚し月次拝賀であろうとおろそかにせず、西ノ丸・本丸の儀礼出座 ギュラーな大御所拝賀に三回出座した。家門等六人の出座回数は、高田 座列で御座間に出座し、諸大名拝賀の前の儀礼に臨んだ。このほかイレ 定着されていった要因の一つが、こうした月次拝賀への対応ぶりに表れ 表4から西ノ丸大御所拝賀九回のうち五回に家門等が三家の次という 八回すべて出た者はなく、病気等により欠席があった。その点で尾 家門等六人の出座者には欠座が多く両者を比べると意識の違 「徳川御三家」という家格が認知され 井伊家の弁之介(直

確実な史料を得たのち判断したい。これは同じ部屋の別称とみるべきか別部屋とみるのがよいのか、さらに

等との対面拝賀ともに場所は御座間であった。 後の御目見・拝礼を中心にみてゆく。 部とみる見方も可能である。その点は考慮するが、ここでは将軍還御以 拝賀の標準とみたからだが、 は三家以下の出座者を示した。将軍還御のあとの御目見・拝賀を西ノ丸 将軍が還御したあと三家などとの月次拝賀となるが、表4(①②欄) 出御したが、これを「将軍御成」と「幕府日記」は表現する。駿河大納 の大御所拝賀は、 言忠長が祗候するときは 御座間での三家等との拝賀の前に通例、 将軍家光の後ではなく尾張殿のあとに出座している。 「駿河殿御参」と記す。二月朔日だけは、 大御所・将軍の対面拝賀も西ノ丸拝賀の一 大御所と将軍の対面、三家・家門 将軍家光が本丸から西ノ丸に 忠長 K

記述し、 は、 確に異なる点に注意し表4を作成した。 と異なり、家光将軍就任時から将軍を主語とし家光中心に儀礼そのほか の時期の月次拝賀を考察するうえで注意すべきで点である。「幕府日記 所秀忠を主語とし、大御所の月次拝賀に特化した記録であることは、 したことによると解すべきと考える。『実紀』編纂者と「幕府日記」 誤断・記載ミスとみるべきではない。『実紀』は将軍家光の動向を主に 拝賀が実施された(つまり諸大名拝賀をうけた)と記す。これを『実紀 照すると、「幕府日記」が諸大名拝賀なしとする六回(表5③欄×印)すべて、 の動向を記述する。大御所を主語にした記述法をとる「幕府日記」と明 れゆえ表4では『実紀』の月次拝賀記事も付記した。『実紀』は「幕府日記 『実紀』 「幕府日記」の寛永八年分は上掲の例示史料のごとく、 本丸での将軍家光を主役とする儀礼等について原則記述しない。 は 「月次拝賀例の如し」としており 記 は大御所秀忠を主役に西ノ丸での拝賀を優先記述 表4で両者の月次拝賀記事を対 (表5④欄文頭に◎印)、 西ノ丸の大御 月次 二記 そ ح 0

す「幕府日記」では、儀礼出座者等につき当然相違がおきたのである。の将軍中心の月次拝賀を記述する『実紀』と西ノ丸での大御所拝賀を記の月次拝賀は本丸、西ノ丸でそれぞれ別に実施されていたので、本丸で載者との月次拝賀に対する見解の相違が表れたわけでもない。この時期

紀 数に加えず表4にも掲げていない。 丸でも西ノ丸でも月次拝賀がなかった事例なので、 丸での家光への拝賀のことと解される。 西ノ丸と本丸で別々に執行されていたことが明確にわかる。それゆえ『実 会停廃」「今日両御城御礼無之」と記すので、 張殿・水戸殿参候、 同日条の「幕府日記」は「昨夜町中火事」としたのち「将軍様御礼、尾 次朝会停廃あり。 『実紀』の四月二十八日条は「昨夜市街火災ありければ、 が「尾・水両卿ばかり」拝賀したと記すのは、 尾・ 今日両御城御礼無之」と記す。ともに「両城月次朝 水両卿ばかりまうのぼらる(天享東鑑)」とし、 なお、この四月二十八日条は本 大御所時代の月次拝賀は 家光を主体にした本 両方ともに月次拝賀 今朝両城月

がなく、本丸拝賀では家光は諸大名の拝礼をうけたのである。と簡潔に記し、『実紀』と一致する。つまり西ノ丸拝賀では諸大名拝賀で同日の記載をみると「今日諸大名御目見無之」「水戸殿御参、御対面」で同日の記載をみると「今日諸大名御目見無之」「水戸殿御参、御対面」で同日の記載をみると「今日諸大名御目見無之」「水戸殿御参、御対面」と簡潔に記し、『寒紀』は大御所の動向はすべて「西城」「大御所」という言葉を補い『実紀』は大御所の動向はすべて「西城」「大御所」という言葉を補い

はなかった可能性が高い。それゆえ本丸での月次の将軍拝賀は一二回ととのみ記し、主となるべき本丸拝賀にふれていないので、本丸での拝賀能である。なお正月十五日と二月二十八日は『実紀』が大御所拝賀のこが、上記を踏まえれば、「幕府日記」の記述をもとに出座者の類推も可が、上記を踏まえれば、「幕府日記」の記述をもとに出座者の類推も可

に江戸に着いた合。祖父秀忠の病死は翌年正月二十四日である。重篤となった十二月で、寛永八年十一月二十五日に金沢を発し十二月十日城火災に罹災している。光高がこのあと、江戸に出るのは大御所の病気がなお同時期の光高は父利常とともに在国しており、八年四月十四日の金沢

生品~10。 なお「幕府日記」の記述とともに『実紀』での記載を日下の□以下に

注記した。

大名も同じ」

正月十五日

□実紀「西城にならせられ、

大御所を賀せらる。三家并家門の輩

「十五日 朝御盃卿三方卿士器 御熨斗御はし緒て出御、粥出、御てうし酒井下

総守、御加本多美作守、

「第二號」、「第二號」、「第二號」、「第二號」、「第二號」、「第二號」、「第二號」、「第二號」、「第二號」、「第二號」、「第二號」、「第二號」、「第二號」、「第二號」、「第二號」、「第二號」、「第二號」

万千代・本多甲斐守、『年神直知》(本名甲斐守、『年神直知》(本名甲斐守、『中直知》(本明)(本明)(本明)(徳田義直)(徳田頼房)(松平光長)(前田利次)(同利治)(井伊直寛)

兵後、御対面所にて諸大名 御目見、」

五月十五日 □実紀「十五日月次なり」

十五日晴 将軍様御成

(光長) (利次) (利治) 、尾張殿・水戸殿参候、御対面御座間

一、松平越後守・松平仙勝・同宮松、井伊弁之介、本多甲斐守 御(飛展) (和茂) (和茂) (和苗)

目見右同席

、諸大名御礼、如恒、」

六月朔日 □実紀「月次拝賀例の如し」

一、朝御膳之前氷餅上ル、

一、将軍様御成、御熨斗出ル、御対面御座間、

一、尾張殿・水戸殿参候、并仙勝・宮松、井伊弁之介御目見ニて(叢直)(羆房)(和次)(和治)(直寛)

、御書院江出御、諸大名 御目見如例、

中略)

一、松平肥前守使者前田三左衛門帷子五、上之、(前田利常)

前田千勝利次・宮松利治・井伊弁之介直寛のみ拝謁す」七月朔日 □実紀「拝賀如例。西城にては水戸中納言頼房卿及松平越後守光長、

七月朔日大聲陰酉ノ上刻より大雨 今日諸大名御礼なし

一、将軍様御成、

(参考)三月十五日 □実紀「月次拝賀例の如し」

「一、将軍様御成、

同万千代御目見、一、尾張殿·水戸殿参候、於御座間御対面、松平越後守·本多甲斐守·井伊弁之介

一、今日西丸者諸大名出仕無之

「廿八日曇 将軍様御成、今日諸大名御目見無之、・(参考)五月二十八日 □実紀「月次拝賀如例。西城には尾水両卿のみまうのぼらる」

一、尾張殿・水戸殿御参、於御座間御対面、井伊弁之介 御目見」

「幕府日記」『実紀』等に記載された月次拝賀のうち、どのような実施 「幕府日記」『実紀』等に記載された月次拝賀のうち、どのような実施 が、表4に掲げた月次拝賀の分類や数え方については、以下でも随時ふれてゆく。また寛永八年前半(大御所秀忠晩年)に限定される事象であるが、 大御所最晩年の寛永八年前半(大御所秀忠晩年)に限定される事象であるが、 大御所最晩年の寛永八年、西ノ丸での月次拝賀執行の部屋は御座間お 大御所最晩年の寛永八年、西ノ丸での月次拝賀執行の部屋は御座間お 大御所最晩年の寛永八年、西ノ丸での月次拝賀執行の部屋は御座間お 大御所最晩年の寛永八年、西ノ丸での月次拝賀執行の部屋は御座間お 大御所最晩年の寛永八年、西ノ丸での月次拝賀執行の部屋は御座間お 大御所最晩年の寛永八年、西ノ丸での月次拝賀執行の部屋は御座間お 大御所最晩年の寛永八年、西ノ丸での月次拝賀執行の部屋は御座間お 大御所最晩年の寛永八年、西ノ丸での月次拝賀教行の部屋は御座間お 大御所最晩年の寛永八年、西ノ丸での月次拝賀大田でいた(表43欄)。

なる。 は、 は、 、大御所秀忠のもとでの月次拝賀の実情を、つぎにみたい。そ まる直前、大御所秀忠のもとでの月次拝賀の実情を、つぎにみたい。そ 一定の所見を出す必要がある。その手がかりを得るため、家光親政が始 それに先立つ三家等との御目見・拝礼儀礼はどういう意味をもつのか、

寛永八年の月次拝賀と光高兄弟

御所最晩年の月次拝賀の実施状況を表4にまとめた。同年七月初までの月次拝賀の出座者が記載されるので、これをもとに大課題につき検討する。幸い「幕府日記」に寛永八年(一六三一)正月から光高ら前田三兄弟が月次拝賀に出座するのはいつからか。最後にこの

大回あったということである。 表4によれば寛永八年正月十五日から七月朔日までの間に、江戸城西 大回あったということである。 表4によれば寛永八年正月十五日から七月朔日までの間に、江戸城西 大回あったということである。 表4によれば寛永八年正月十五日から七月朔日までの間に、江戸城西 大回あったということである。

と宮松

(利治)

が出座していた。そこで、その記載例をつぎに掲げた。

表4に掲げた西

ノ丸月次拝賀九回のうち三回に、

光高弟の千勝

(利次)

ま

していたので、諸大名拝賀がないときの月次出座例としてこれも掲げた。た千勝・宮松は諸大名拝賀のない七月朔日のイレギュラーな拝賀にも出座

(表4) 寛永8年 西ノ丸での大御所拝賀出座者一覧

			(衣4) 負	水8年 四ノ丸での大	御所持負出坐者:	一
(寛永8年)	西ノ丸拝賀 の形態分類	①三家 御対面	②其次御目見	③諸大名御礼	④『実紀』の本丸拝賀記載
1	正月 15 日	*	尾張・水戸	光長·千勝·宮松·弁之介· 万千代·本多	御目見(対面所)	×西城にならせられ大御所を賀す。 三家・家門、諸大名も。
2	2月朔日	☆	尾張・忠長・水戸	出座なし	御目見(小書院)	×記載なし、天台宗聴聞
3	2月15日	☆	尾張	出座なし	御礼如例	◎月次拝賀例の如し
4	2月28日	☆	尾張・水戸	出座なし	御礼如例	×西城にて月次拝賀あり
5	3月15日		尾張・水戸	光 長・本 多・弁 之 介・ 万千代	×出仕無し	◎月次拝賀例の如し。西城にては 拝賀なし
6	3月28日	Δ	尾張・水戸	出座なし	×御目見無し	◎月次例の如し
7	4月朔日	*	尾張・水戸	光長·弁之介·万千代· 本多	御礼如例 (小書院)	◎拝賀例の如し。大御所御平快により諸大名西城にまうのぼり拝賀す
8	4月15日	Δ	尾張・水戸	出座なし	×御礼無し	◎月次例の如し。西城には尾張·水 戸のみ拝賀
9	5月朔日	☆	尾張・水戸	出座なし	御礼 (御書院)	◎拝賀例に同じ
10	5月15日	*	尾張・水戸	光長·千勝·宮松·弁之介· 本多	御礼如例	◎月次なり
11	5月28日		尾張・水戸	弁之介	×御目見無し	◎月次拝賀例の如し
12	6月朔日	*	尾張・水戸	光長・千勝・宮松	御目見(御書院)	◎月次拝賀例の如し
13	6月15日	*	尾張・水戸	弁之介	御礼如例	◎月次なり
14	6月28日	Δ	水戸	出座なし	×御目見無し	◎月次なり。西城にては水戸中納 言頼房卿のみ拝謁
15	7月朔日		水戸	光長・千勝・宮松・弁之介	×御礼無し	◎拝賀例の如し、西城にては光長 ら4人のみ拝謁

(注)「幕府日記一」に記載のある正月~7月7日までを一覧。

座の頻繁な御用に出させるのは憚かったのであろう。 去したので、藩主としての重責を弱冠十六歳で背負うことになった。こ 古る若年当主となったから、江戸城殿中儀礼、それも月次拝賀という出 は藩主となり、鳥取藩(三三万石)・広島藩(四三万石)という大国を統治とみたい。池田家・浅野家それぞれ独自の事情を負って二人は家督相続とみたい。池田家・浅野家それぞれ独自の事情を負って二人は家督相続とみたい。池田家・浅野家それぞれ独自の事情を負って二人は家督相続とみたい。池田家・浅野家それぞれ独自の事情を負って二人は家督相続とみたい。池田家・浅野家それぞれ独自の事情を負って二人は家督相続とみたい。池田家・浅野家それぞれ独自の事情を負って、その間は在府中の場合、藩主となり、鳥取藩(三三万石)・広島藩(四三万石)という大国を統治し藩主となり、鳥取藩(三三万石)・広島藩(四三万石)という大国を統治という出来が、第十八年六月であるう。

悪書院拝賀から免除したのであろう。黒書院拝賀から免除したのであろう。黒書院拝賀から免除したのであろう。黒書院拝賀から免除したのであろう。

は、藩政に十分取り組むことはできない。

は、藩政に十分取り組むことはできない。

は、藩政に十分取り組むことはできない。

大高も寛永十六年に家督相続し加賀藩八〇万石の藩主となる。光長は寛光高も寛永十六年に家督相続し加賀藩八〇万石の藩主となる。光長は寛光高も寛永十六年に家督相続し加賀藩八〇万石の藩主となる。光長は寛光高も寛永十六年に家督相続し加賀藩八〇万石の藩主となる。光長は寛光高も寛永十六年には藩主の地位にあり、藩政運営の責務を負っていたからである。またとはできない。

かったと推測されるが、光長・光高の場合、家光親政期の全体に及び、保科・定行の黒書院拝賀出座の期間は限定的なので、さほど影響はな

ければ殿中儀礼出座という奉公を長期継続するのは困難と思われる。に深く介入し補佐したことを別稿で詳しく述べた。こうした受け皿がなこの負担を補い、隠居した利常が、藩主就任後の加賀藩八○万石の内政光高は死去するまでの一三年余にわたり殿中儀礼出座に忙殺されていた。

光高の場合、光長より在府期間が長く、水戸家と並ぶ在府期間となる。

ら月次拝賀に出座したとみられる。いが、当時の譜代筆頭ともいうべき井伊直孝・直勝の嫡男という立場かなお表3の枠外に示した井伊家の三人は血縁の面から家門とはいえな

康の母於大の孫なので、これも遠縁ながら家門であった。あるから家門である。光高の母と政朝の母は従姉妹であった。定行は家たから、家康の外曽孫にあたる。光高ら前田兄弟と同じく家康の曽孫で本多政朝は姫路藩主忠政の次男で母は家康長男信康の娘(熊)であっ

との定例拝礼が月次拝賀というルーチン儀礼の本質であるとするなら、別におたる変遷に左右されることなく、三家の次という座列を維持し、理保年間まで月次拝賀儀礼の重要な出座者として役目を果たした。月次正保年間まで月次拝賀儀礼の重要な出座者として役目を果たした。月次正保年間まで月次拝賀儀礼の重要な出座者として役目を果たした。月次正保年間まで月次拝賀儀礼の重要な出座者として役目を果たした。月次正保年間まで月次拝賀儀礼の重要な出座者として役目を果たした。月次正保年間まで月次拝賀儀礼の重要な出座者として役目を果たした。月次正保年間まで月次拝賀儀礼の重要な出座者として没目を果たした。月次月次拝賀を施の意義をより明確にする必要がある。換言すれば、諸大名との定例拝礼が月次拝賀というルーチン儀礼の本質であるとするなら、

お表3の一七名も寛永九年時点の家門すべてではない。る。正保元年に「御一門」とされた一○人については★印を付した。な

同様、 名、 に説明することはできない。 保元年の一○名となる。こうした顔ぶれ変遷の理由は多様なので、 といえる。この八名のうち正保元年の家門一〇人に入らなかったのは、 多政朝・松平定行・水戸頼重)で、彼らは年頭儀礼や節句儀礼でも月次拝賀 に掲出した黒書院拝賀出座者は八人(光長・前田三兄弟および保科正之・本 出座したわけではないという点である。表3の家門一七人のうち、 る⑶。彼らに代わって忠昌ら四兄弟と浅野光晟・池田光仲が加わると正 永十五年死去したためだが、 保科正之・前田利治と本多政朝・松平定行の四人である。本多政朝は寛 の八人は寛永九~十六年の期間、 ここで指摘したいのは、[1] に列記された正保元年の家門大名 あるいは表3に掲出した一七名すべてが、月次拝賀の黒書院拝賀に 諸大名より上位の座次で儀礼に出ることがあった。それゆえ、こ 保科や利治ら三人が漏れた理由は不明であ 家門のなかでも家光の殊遇を得た面々 表 2 一概 $\overline{}$

仲·輝澄·輝興)、 月に六二歳で死去したから、[1]の家門一〇人に入っていない。 忠弘の黒書院拝賀出座は正保三年十二月からであった。なお正保元年三 ば黒書院拝賀に推挙されてもよかった。だが然るべき人材はなく、 三家と並び家光親政を補佐する人材であった。 慶長~元和期に幕府権力確立に大きく貢献した一門の有力大名であり、 拝賀の出座が確認されない。それぞれの事情を簡単にみておく。松平忠 た。ゆえに月次拝賀で三家のあと勝手方から出座することはなかった。 大御所秀忠から井伊直孝とともに家光の指南役に指名された人物であっ 表3の家門一七名のうち松平忠明・浅野光晟、そして池田家の三人 (下総守) は家康の外孫 越前松平氏の忠昌ら四兄弟、この九人は表2の黒書院 (家康長女亀姫の嫡男) であるが、 周知の通り、 忠明に適齢の嫡男がいれ 嫡男 (光

> が、 朔日に参勤・在府していたのに祝儀献上はなされなかった。 上はしっかり行っていた。これに対し池田輝興(右近大夫)は、 いた(4)。家光親政期においても、 に家門として登場し大御所秀忠在世中は間違いなく家門の待遇をうけて 節句等の儀礼でも出座例は少ない。 人に見えないだけでなく、寛永九~十六年の黒書院拝賀にも出座がなく 「生見霊」祝儀を献上していない。 は秀忠時代から家門として待遇された家であるが倒、 直良(土佐守)は就封の御暇が許され、 の祝儀献上を行っていた。というのは同年三月末、 正保元年七月の家門大名一〇人は、在国・在府にかかわらず「生見霊! 月次拝賀や節句等儀礼の場での出座は希である 家門の格に変化はなかったと思われる 池田輝澄・輝興は、[1]の家門一〇 しかし、 将軍に挨拶し下国したが祝儀 寛永八年・九年の年頭儀礼 松平直基 (大和守): 在府の輝興からは 輝澄・ 同年五日 輝興 月

裂、 動・世評なども勘案し出座者が選ばれたと考えられる。 なら誰でも無条件に殿中儀礼に出座させたわけでなく、人物や日頃の言 ぐ一門の代表として黒書院に出座したものと考えられる 幕藩領主たるにふさわしい識見や能力があることも考慮され、 物であり、その場にふさわしい立ち居振る舞いができる人材とみられる。 中儀礼に出座した家門の面々は家門のなかでも家光の眼鏡にかなった人 ろう。つまり、表3に示した家門(家康・秀忠の孫・曾孫)に列する大名 興の行実に関し、 及び藩主狂乱ゆえ改易(身柄は池田光政預り)・配流となった一般)。 る)

・配流の処罰を受けた。

赤穂藩主輝興も正保二年三月に正室殺害に この頃の輝澄は山崎藩の藩政運営に問題を抱えており家中が二つに分 寛永十七年七月に家光に訴え裁断をうけたが、 家光のもとに芳しい報告がなされていなかったのであ 改易(光仲が身柄預か つまり江戸城殿 輝澄 輝

一六歳、光仲は三歳で藩主となった。光晟の場合、父長晟が寛永九年死池田光仲と浅野光晟の場合、家督相続はともに寛永九年であり光晟は

浅野光晟 する。ここでの連枝は三家であり列挙人名では「尾紀両亜相(義直・頼宣)・ 家門であった。この中に光高弟利次(富山藩主)も入っていた。 路藩主)・⑩松平直良(越前大野藩主)の一〇名が「一門之歴々」すなわち 徳川頼重 松平忠昌 水戸黄門 が応対したが、それ以外は老中と対面しなかったことが[1]から判明 (水戸家嫡男·高松藩主)·⑧前田利次(富山藩主)·⑨松平直基 (越前藩主)・②松平光長(高田藩主)・③前田光高 (頼房)・尾張宰相 (広島藩主)・⑤松平直政 (光友)」までの四人である(型)。これに続く① (松江藩主)・⑥池田光仲 (鳥取藩主)・⑦ (加賀藩主)・4

家門筆頭に忠昌がいてその弟三人(直政・直基・直良)もそろって列記される。松平忠直の弟たちである。忠直弟と嫡男光長とで一○人中五人を占める。しかし家門は〔1〕に列挙された一○人に限定されるものでなく該当者は他にもいた。この一○人は「生見霊」祝儀献上という儀礼においとはいえ、越前松平氏の五人がここに列記されたことは注目される。正保とはいえ、越前松平氏の五人がここに列記されたことは注目される。正保とはいえ、越前松平氏の五人がここに列記されたことは注目される。正保とはいえ、越前松平氏の五人がここに列記されたことは注目される。正保とはいえ、越前松平氏の五人がここに列記された直接とで一○人であった。寛永九年の家門筆頭に忠昌がいてその弟三人(直政・直基・直良)もそろって列記さぶりの家光親政一○余年のなかで整えられた陣容といえる。

たのである。それゆえ光高兄弟について家門という表現をしてきことが明確である。それゆえ光高兄弟について家門という表現をしてき池田光仲など、外様とされる大名家当主もこの時期、家門とされていた尚も老中対顔なしであった。[1]から前田光高・利次あるいは浅野光晟・が、「御一門外」からの使者ゆえ老中対顔はなかった。おそらく細川光この家門大名一○名のほかに池田光政と藤堂高次も祝儀献上を行った

寛永九年時点の家門大名およびその継嗣のおおよそを掲げたものであ

院出座者や同時期の年頭

血縁を調べ一七名を列記、

表3は家光親政期の家門の概要を確認するため、表2の月次拝賀黒書

・節句儀礼等への出座者を対象に、家康・秀忠

それぞれ寛永九年時点の年齢も記した。

(表3) 寛永9年の主な家門と黒書院拝賀出座者

拝賀出座家門	大御所秀忠 との血縁	官職・経歴	など	拝賀出座家門	家康との 血縁	官職	・領知など
①前田光高(18 歳)★		寛永6年元服 筑前守	侍従 加賀少将	⑥頼重(11歳)	* 11 男頼房 (水戸) の長男	下館藩→高松藩	元和8生、寛永15右京 大夫、寛永19高松へ
②前田利次(16 歳)★	母は大御所次女	寛永8年12月 淡路守	侍従	⑦忠昌(36歳)	*	越前 50 万石藩主	伊予守 越前宰相
③前田利治(15 歳)		寛永 12 年 飛騨守	侍従	⑧直政(32 歳) 7	*	木本藩→松江藩	出羽守
④松平光長(18歳)★	母は大御所三 女、父は大御所 甥	寛永6年元服 越後守	侍従 越後少将	⑨直基(29 歳)	次男秀康の嫡子 (忠直の弟4人)	勝山藩→姫路藩	大和守
⑤保科正之 (22 歳)	大御所庶子 家 光異母弟	寛永8年高遠 3万石保科家 相続	寛永8年 肥後守	⑩直良(18歳),	*	木本藩→大野藩	土佐守
				①忠明(50 歳)	母は長女亀 (父奥平信昌)	大和郡山藩主	下総守、正保元年没
(参考・付表)				忠雄(死去 31)		岡山 30 万石	⑤光仲(3歳)★松平 相模守、鳥取藩主
井伊直滋(21 歳)	. — •	寛永4年 四品侍従		②輝澄(29歳)	母は次女督 (父は池田輝政)	山崎藩 6 万石藩主	石見守・侍従。寛永 17 改易
井伊直好(15 歳)	直勝嫡男・万千 世→兵部少輔	寛永8年 四品侍従		③輝興 (22歳)		赤穂 5 万石藩主	右近大夫・四品、正保 2改易
井伊弁之助(17 歳)	直孝二男、直寛	寛永 11 年 家光初目見		④光晟(16 歳)	母は三女振 (父浅野長晟)	広島藩継嗣	安芸守(寛永4)、寛永 9家督相続
	•••••		•	16本多政朝 (34 歳	家康長男信康 娘の嫡男	姫路藩主忠政の 継嗣	甲斐守、千姫夫忠刻実 弟。寛永 15 没
				⑰定行(47 歳)	家康異父弟松平 定勝の嫡男	久松松平家 2 代	寛永11年: 侍従, 隠岐 守。寛文8没

二 月次拝賀に出座した「家門」

月次拝賀の基本型とみるべきか私見を示し議論をすすめてきた。まらない多様性をもつこともわかった。それゆえ、どのような実施形態をといっても将軍と在府大名が定期的に型通りの挨拶をかわすというにとどといっても将軍と在府大名が定期的に型通りの挨拶をかわすというにとど家光親政当初八年間を対象に、黒書院拝賀に出座した人々の変遷に焦点

確認する。

で前田光高ら三兄弟がはたして「家門」なのかどうか。ここであらためてが節句儀礼等に出座したとき、『実紀』は時折「端午を賀して家門はじが節句儀礼等に出座したとき、『実紀』は時折「端午を賀して家門はじが節句儀礼等に出座したとき、『実紀』は時折「端午を賀して家門はじが節句儀礼等に出座したとき、『実紀』は時折「端午を賀して家門はじるて表2に示した黒書院拝賀の常連ともいうべき松平光長や前田光高

となった(金)。 (一六二三) 福井藩主を改易され豊後に配流された。幼少の光長が九歳で 領国の政務は家老任せであった。しかし、立場は藩主であり、継嗣の立 礼に出座するようになったわけだが、光長は寛永十一年まで在府が続き 遅れであった(『実紀』)。そして間もなく大御所秀忠・将軍家光の殿中儀 孫であると同時に大御所秀忠の兄の嫡男直系の継嗣であった。 は秀忠娘勝子であった。光高の母珠は勝子の姉なので光高とは従弟どう た忠昌が越前藩主となり、 家督をつぎ一旦は越前藩主となったが、忠直の弟で当時高田藩主であっ 坂陣後、忠直は幕府に不満をもち参勤怠慢や乱行を繰り返し、 徳川宗家の男系血縁をもつ。光高は秀忠の外孫にすぎないが、光長は外 しである。 周知の通り、松平光長は越前藩主(六八万石)松平忠直の嫡男で、 しかし、光長の父忠直は家康次男結城秀康の嫡男であるから 少将兼越後守となるのは寛永六年十二月で、光高より半年 光長は寛永元年(一六二四)忠昌跡の高田藩主 元和九年 しかし大 母

時の家門大名の筆頭として待遇されたためである。賀ほか年頭・節句等の儀礼の場では、三家に次ぐ座列で出座したが、当場にあった光高と異なる。光長は忠直直系男子の家門大名として月次拝

ておく。

ておく。

これに対し、光高の父は豊臣大名前田利家の四男であり、正室は秀忠の娘というだけで、一般には豊臣系外様とされる。加賀藩の通史や日置しかし、さらに確実な証拠を「幕府日記」のなかに見出したので紹介し、かし、表1・表2の月次拝賀での光高の座列と安定した出座率から、外孫であったことも想起すれば、光高の弟らも家門とみて問題はなかった。 かいし、さらに確実な証拠を「幕府日記」のなかに見出した出座率から、 上記の次は豊臣大名前田利家の四男であり、正室は秀忠 これに対し、光高の父は豊臣大名前田利家の四男であり、正室は秀忠

一門之歴々」「御一門」と称している④。上記事である。ここでは三家を「御連枝」、松平忠昌・光長・光高などは「御上記事である。ここでは三家を「御連枝」、松平忠昌・光長・光高などは「御水に掲げたのは、正保元年(一六四四)七月六日条冒頭の生見霊御祝献

1

り異なっていたことがわかる。つまり連枝・御一門からの使者には老中の使者が登城し祝儀献上を行ったが、使者に対する対応が大名の格によ門之歴々」およびごく一部の国持大名に限られ、ここに列記された大名この記述から「生見霊御祝」の祝儀献上が許されたのは「御連枝」「一

- 一、白書院 出御、伝奏衆御礼、諸大名御礼如例月
- ②「一、巳刻御黒書院 出御、
- 、尾・紀亜相・水戸黄門・松平越後守・松平筑前守御目見、(鎌鷹・羅鷹)
- 、自御勝手松平下総守・井伊靭負、以進物参勤之御礼
- 、於同席御譜代之面々御礼申上、終
- 一、御白書院 出御、諸大名御礼如例月 ___
- ③「一、巳上刻御黒書院 出御、
- 、尾・紀亜相・水戸黄門并越後少将御目見、
- 、従御勝手方、御譜代之面々一同二御目見、
- 一、御白書院 出御、諸御礼如例月
- 水戸殿内中山市正御目見、従御勝手方御譜代之面々如毎、御目見、常陸介殿・左衛門督殿・松平越後守、次尾張殿陪臣成瀬隼人正・(雖無無論)、任朝御黒書院、出御、尾張亜相・水戸黄門・右兵衛督殿・
- 一、御白書院出御、如例月諸大名御礼

な動向で、それはV期の出座者メンバーの先駆けとなるものであった。ように、三家の継嗣尾張光友・紀伊光貞・水戸光圀が登場した点も新たは三家不在ゆえ光長と光高が月次拝賀の冒頭に出座した。また例示④の就封の許可をもらい十二月十三日まで下国したためで⑤、この三ヵ月間拝賀に臨んだ点である。十二年八月二十七日に唯一在府中の水戸頼房が十二月朔日まで三家の出座がなく、光長・光高ら常連四人が最初に将軍この時期の黒書院拝賀でもう一点注目したいのは、十二年九月朔日〜

Ⅳ期:寛永十四年~十五年十月頃

月次拝賀は途絶する。この途絶期をⅣ期としたが、説明は前述したので後再び三家拝賀となる。そして十四年に入り前述の通り将軍不例が続き水戸頼房の単独出座は十二年十二月から十三年四月まで続き、五月以

略す。

Ⅴ期:寛永十五年十月頃~正保二年四月頃

条と②同年十一月朔日条を例示する。代表例として①十八年二月十五日場したことが、この期の特徴である。代表例として①十八年二月十五日面々」が全くみえなくなったこと、および三家継嗣の光友(尾張)・光貞の北川・光圀(水戸)あるいは水戸頼重が在府していれば拝賀者として登ました正保二年四月とした。黒書院拝賀に勝手方より出座した「譜代表したことが、この期の始まりと最後については、今後さらに広い視点から検討が必

右京大夫、松平越後守・松平筑前守御礼酒井河内守披露之、①「一、午刻御黒書院―出御、尾張亜#・水戸黄門・紀伊宰相・松平

一、御白書院 出御、諸大名御礼如例月

過而

顏、退座之後、越後少将・加賀少将・下舘侍従御目見、②「一、午上刻御黒書院 出御、尾張亜相・水戸黄門・紀伊宰相御対

久而

一、白書院 出御、諸大名御礼如例月

家当主と継嗣三人(光友・光貞・光圀)に限られた。

家当主と継嗣三人(光友・光貞・光圀)に限られた。

家当主と継嗣三人(光友・光貞・光圀)に限られた。

家当主と継嗣三人(光友・光貞・光別)に限られた。

家当主と継嗣三人(光友・光貞・光別)に限られた。

家当主と継嗣三人(光友・光貞・光別)に限られた。

家当主と継嗣三人(光友・光貞・光別)に限られた。

家当主と継嗣三人(光友・光貞・光別)に限られた。

し拝賀をうけたと要約できる。の後、光長・光高等三兄弟と保科以下四人、合計八人が勝手方から出座の後、光長・光高等三兄弟と保科以下四人、合計八人が勝手方から出座のまり1期の黒書院拝賀は、冒頭に三家・陪臣家老の拝賀があり、そ

Ⅱ期:寛永十年七月~十二年二月

寛永十年七月朔日の月次拝賀の記述を掲げる。代衆一○名以上が保科ら四人のあとに出座した点である。代表例としてこの時期の特徴は、勝手方からの出座者に「譜代面々」が加わり、譜

白書院出御、諸礼如例月」
(編集)、其外御譜代大名十余輩御目見、終而、御保科肥後守・井伊靭負、其外御譜代大名十余輩御目見、終而、御被召出、従御勝手越後少将・加賀少将・松平淡路守・同宮松丸・「一、辰下刻御黒書院出御、〈無罵舞》(御対顔、次中山内記)御前江「一、辰下刻御黒書院出御、〈無罵舞》)

この譜代大名十余名出座はⅢ期まで続く。その結果Ⅰ期に間歇的に出たに定行・政朝の出座がみられなくなる。彼らに代わって「譜代大名で、光長ら常連四人の次に出座したが、Ⅰ期に出座した保科ら四人の出座はなかった。つまり同年七月からの変化は正確にいえば六月二十八日の月次拝賀から始まったのであり、出座したが、Ⅰ期に出座した保科ら四人の出座はなかった。つまり同年七月からの変化は正確にいえば六月二十八日の月次拝賀が上入りの月次拝賀から始まったのであり、出座した譜代大名の名前が略記されるケースが大半なので、出座者は固定されず、その結果Ⅰ期に間歇的に出るケースが大半なので、出座者は固定されず、その結果Ⅰ期に間歇的に出るケースが大半なので、出座者は固定されず、その結果Ⅰ期に間歇的に出るケースが大半なので、出座者は固定されず、その結果Ⅰ期に間歇的に出るケースが大半なので、出座者は固定されず、その結果Ⅰ期に間歇的に出るケースが大半なので、出座者は固定されず、その結果Ⅰ期に間歇的に出るケースが大半なので、出座者は固定されず、その結果Ⅰ期に間歇的に出るケースが大半なのであるう。

なお水野勝成・松平康重は六月二十八日の月次拝賀に先立つ二十三日

大名の側から月次拝賀で待遇向上を求める動きが背景にあったことも想謁している。ここで月次拝賀への出座が求められたのであろうか。譜代二十六日、二人に松平紀伊守を加えた三人で黒書院や御座間で家光に拝

Ⅲ期:寛永十二年三月~十三年十二月

定できる。

ぼ「譜代面々」のみ勝手方から出座する形態で固定する。保科・井伊直滋・定行が徐々に見えなくなり、寛永十二年八月からはほた点である。また勝手方からの出座者のうちⅠ・Ⅱ期に頻繁に登場した兄弟)が勝手方から出座せず、三家と同じ通路から出座するようになっ別期の特徴は、Ⅱ期の勝手方より出座者のうち常連四人(光長・光高三

示する。十三年十二月朔日②・十五日③・二十八日④の月次拝賀記事をつぎに例十三年十二月朔日②・十五日③・二十八日④の月次拝賀記事をつぎに例将軍に拝礼し、併せて譜代面々の拝賀も行われた。十二年三月朔日①と 十三年十二月朔日、参勤就封御礼にきた松平忠明は井伊直滋とともに

- 老御礼如例月、次松平越後・松平筑前・同飛騨守御礼、①「一、辰之剋御黒書院「出御、尾・紀亜相公・水戸黄門御礼、右之家
- 御勝手方より井伊靭負・井伊兵部少、其外御譜代面々御礼也、

と九名もの譜代大名が一堂に出座することになったので画期とした。

り白書院での拝賀に一本化された。 手方からの譜代面々の出座と御礼になったので十二年三月も画期とみ 老のあと光長と光高ら三兄弟が個別に御目見し拝賀した。そのあと、 座していたが、十二年三月になると、光長と光高ら前田三兄弟は勝手方 た。そのあと寛永十五年から「譜代面々」らの黒書院拝賀出座がなくな になる。三家と同方向から入室するようになったからで、三家・その家 から出座という記述がなくなり、三家のあとすぐ出座と記録されるよう 譜代面々の集団的出座が二年ほど続き、彼らの前に光長・光高らが出 勝

これを一時期(Ⅳ期)とし、月次拝賀が再び定例化してきた寛永十五年 だが、譜代面々の欠座は十五年から明瞭にわかるので、十四年から起き ゆくからで、その点は別に論じたい。 同年五月以後、 る。V期の終了は正保二年四月五日の光高急死の頃と仮に想定している。 賀するのが黒書院拝賀の恒例となる。これがV期で、十五年冬から始ま あと三家の嫡男・継嗣らの御目見がなされ、それに続き光長・光高が拝 た。十五年冬以後は勝手方よりの出座者なしの状況が続き、三家拝賀の 中葉を四番目の画期とした。その頃、 たとみてよい。また十四・十五年の月次拝賀沈滞期は長期にわたるので、 寛永十四年の黒書院拝賀出座者は「幕府日記」の略式記述のため不明 黒書院拝賀者に若干の変化がみられ第Ⅵ期へと展開して 利常隠居と光高の家督相続があっ

あげ、黒書院拝賀者の座列や拝賀儀礼の運び方の特徴を再確認しておく。 座列は次の五時期に区分できる。それぞれの時期の月次拝賀の記述例も 以上から正保二年までの家光親政期月次拝賀における黒書院出座者の

I期: 寛永九年六月~十年六月

「一、辰后尅御黒書院出御、 寛永九年六月朔日の 「幕府日記」の記述は以下の通りである。 尾張亜相・紀伊亜相・水戸黄門(※=※萬)(※=(※=(※=(※))(※=(※))(※=(※))(※=(※))) 御目見、

> 肥後守・井伊靭負・松平隠岐守・井伊万千代御目見終而 勝手方松平越後守・松平筑前守・松平淡路守・松平宮松丸 次陪臣安藤帯刀・成瀬隼人正・中山備前守 御前へ被召出、 従御

御白書院出御、諸礼如例月云々」

府大名と恒例の拝賀を行った。 彼らの拝賀が終わって将軍は退座。 松平定行(桑名藩主)・井伊直滋(直孝嫡男)・井伊直好 であった松平光長(忠直嫡男)、 の三人が将軍の前に召され御礼を行う。そのあと御勝手方から高田藩主 つぎに三家家老で陪臣となった家康旧臣安藤直次・ 月次拝賀の流れは、辰下刻の将軍黒書院出御と三家御目見で始まる。 前田光高・利次・利治の兄弟、 あらためて将軍が白書院に出御、 (直勝嫡男) が出座し、 成瀬正虎・中山 保科正之・ 信吉 在

科·直滋·直好·定行)のうち誰かが欠座した場合B型と表記した。 更があっても同じA型とみた。保科以下の四人については、上記四人(保 座がない時もあった。そこで表2では、 たようにみえる ある。保科以下の家門・譜代五人について出座者四人という上限枠があっ や政朝を含めた五人から数名が欠座するという座列についてはC型とし 座したが、この四人に入替があり本多政朝と入れ替わりがあったケース とも欠席もBである。A型では保科・直滋・直好・定行の四人が原則出 座列を基本型とみてAという類型記号を付した。A型では定行の座列変 は直好の後ろ、同月二十八日は再び直好の前と一定しない。四人とも出 五人の中から四人を上限に出座した。定行の座列は安定せず六月十五日 科以下の出座は最大で四座席で、保科・直滋・直好・定行・本多政朝 下では常連四人と略記)までは欠席はあっても座列に変化はなかった。保 この時期の勝手方より出座者の特徴をいえば、光長・光高三兄弟 C型は政朝が加わったことで定行の出座が不安定になったタイプで 例示した九年六月朔日の八人の 四人

0)

以

に家門の一員として出座していた事実を表2に詳細に示した。名子弟らが、月次拝賀の本体である在府大名拝賀に先立つ、黒書院拝賀となる条件・資質は備えているが、まだその地位を得ていない状態の大

かと推定される(国)。 詰諸役人(旗本等) 座間・黒書院は三家・家門・近臣などが出仕する儀礼の場とみられる。 間は表御殿の中核であり、主たる儀礼は白書院・大広間で行われた。 に接し、表向きの空間の中では最も奥向きに位置する⁽³⁾。白書院 としないが、万治年間の江戸城本丸御殿の部屋割図をみると、北から南 より出座者」欄に表示した。「勝手方より」とはどのような意味か判然 する出座者は、三家に次ぐ待遇で拝賀した者といえ、これを② 見があり拝礼をうける。この勝手方から黒書院に入室し三家の次に拝礼 御礼のあと、「従御勝手方」家門や譜代大名が出座し、将軍と個別御目 御礼を受ける。ここに出座した者は表2①「三家+α」欄に示し、 体行事である白書院での在府大名一同との御礼は通例では巳刻に挙行さ 出座者名がわかる黒書院拝賀に限定し名前を列記した。上述の通り、本 方向に御座間・黒書院 れたが、それに先立つ辰下刻に家光は黒書院に出御、まず三家等と対顔 黒書院の東側に焼火間・芙蓉間・上台所などが展開するが、ここは城 表2では、表1付表に掲げた月次拝賀実施日を月別に掲出したうえで、 が詰める空間であり、「勝手方」とよばれてもよい所 勝手方から入室するのは三家以外の将軍に近侍した ・白書院・大広間が配置される。黒書院は中奥側 「勝手方 ・大広 この 御

者を列記した。出座者に対し将軍は個別に御目見し、拝賀者は独礼でこで、これをもとに①「三家+α」②「勝手方より出座者」に区分し出座一言で済ませていた。これに対し黒書院での儀礼は丁寧に記述されるの動が著しい点である。白書院での儀礼記述は極めて簡単で「如例月」の最2で注目してほしいのは、②「勝手方より出座者」欄で顔ぶれの異

家門・譜代大名やその子弟などであった。

ある場合、一同列座での拝賀であった。れに応じたから厚遇といえる。しかし「譜代面々」「譜代数輩」などと

三家・家門による黒書院拝賀が終わるとすぐ白書院での在府大名拝賀と 座者」 となる大きな変化が三回あった。注目すべき変化の第一は、 った政治動向が、その背景にあった 月次拝賀衰退状況、十五年末の将軍諸職直轄の廃止、老中制の確立とい うした簡素化は将軍にとって負担軽減となったが、寛永十四・十五年の たためで、 なり簡素化された。譜代大名は在府大名の一員として白書院拝賀に回 に臨んでいた「譜代面々」が丸ごと消えたのである。寛永十五年以後は 十四・十五年の月次拝賀低迷期である。これを画期に②「勝手方より出 表2の①②欄を、 の記述がなくなる。寛永十三年まで勝手方より出座し黒書院 譜代面々にとっては白書院拝賀に格下げされた面がある。こ 年次をおってみていくと座列変化がわかるが、 上述の寛永 画 期

景にあって、こうした儀礼内容の組み換えが可能になったと解したい。しての月次拝賀に、この時期もとめられたのである。将軍権威の強化が背でもあった。譜代も国持もその他大名も一同に会することが、「朝会」と台頭する譜代大名を抑制する形での月次拝賀簡素化は、将軍権威の発揚

嗣 減る。 ある。 るようになったのである。その影響ゆえか井伊直滋・井伊直好の出 ていたからであろう。 八名程度が特定され出座していたが、そこに譜代面々が一〇名以上加 の松平定行・本多政朝、また井伊直滋・井伊直好が出座した。家門など は、 次に注目したい画期は、寛永十年七月と寛永十二年三月である。前者 一名に限定し寛永九年からなされていたが、十年七月二十八日になる ②勝手方より出座の面々に譜代大名衆十数名が加わり始めた時点で 井伊直滋・井伊直好は家門でなく、 それ以前は、 松平光長と前田光高ら三兄弟に保科正之のほか家門 譜代衆の出座は、 井伊両家 譜代家臣の子弟として出座し (直孝家

二年は将軍出座拝賀より多くなっている (表1)。これは寛永十四・十五 十四年の月次拝賀はゼロとなるが表1では二回とした。同年の節句等へ どうかは不明である。 院で三家と対顔したことのみ窺われる。在府大名との御目見があったか ば月次拝賀の軽視が顕著になった時期といえる。家光は病気養生を理由 年の月次拝賀沈滞期を契機におきた重要な変化のひとつで、総じていえ 年は二四回と将軍出座拝賀七回の三倍以上あり、十八年・二十年、 礼で将軍権威を示し求心力を強めてきた動向からみると、家光親政はこ のが停止される異常状態にあった。 永十四年の月次拝賀 の出座をみても将軍出座が明確なのは玄猪のみであった。このように寛 記」を欠く五月十五日と同月二十八日のみで、 のため拝賀停止が連続したからである。月次拝賀があったのは 大名のほうは、そうではなかった。そう見られないよう最善を尽くした。 儀礼に意義を感じなくなったということであろうか。しかし、出座する などで城外に出ることは好み、 なものに限定し数えた。しかし、 拝賀の一形態であるが、本来の姿ではないので表1では将軍出座が明確 たが、家光の出座はなく老中または奏者番に拝謁し帰った。これも月次 が急増する。 大名は登城したが将軍の出御なく、 表1付表で寛永十四年を除外したのは、前述の通り家光の極度の不例 寛永十四年の長期の不例のあと、 優先すべき儀礼を精選し、 転換期を迎えていた。 大名側は月次拝賀の意義を理解し、忠誠を示すため登城し 白書院での諸大名拝賀がなかったとすれば、 節句等儀礼の大半が、 減ってはいない一部。形式的でルーチンな 出座回数を減らした。他方で鷹狩・御成 老臣拝謁だけの略式拝賀件数は、 寛永九年以来、 老中等との拝謁のみで退去した事例 月次拝賀の式日には三家・家門や諸 将軍出座なしか儀礼そのも 『実紀』 節句や月次拝賀の儀 の記述から黒書 「幕府日 寛永 正保 十六

周知の通り、寛永十四年十一月下旬に島原半島(松倉重政領)と天草(唐

低迷ひいては江戸城の沈滞ムードは解消されなかった。 質出座は五回に止まる。節句等の儀礼出座は増えてきたが、殿中儀礼のたのキリシタン一揆が鎮圧されたのは二月下旬で原城落城の報せは三月このキリシタン一揆が鎮圧されたのは二月下旬で原城落城の報せは三月津藩寺沢領)で大規模なキリシタン一揆が勃発し、簡単に鎮圧できず十五

る。 三老中が統括し家光を補佐する体制ができた窓。したがって寛永十六年 拝賀の実施態様や出座者の変化をみていきたい。上述の月次拝賀に登城 する事例が増えたことは、こうした変化に関連する動きであろう。 した三家・家門・諸大名との将軍御目見が減少し、 は江戸幕府老中制が確立し、その体制での政務が本格始動した年にあた 俗にいう「大老」となり、 支えてきた土井大炊助利勝・酒井讃岐守忠勝が大事のみに関わる年寄 施を十五年十一・十二月に宣言する。この結果、それまでの家光親政を 年に始めた諸 こうした沈滞した雰囲気のなか藤井譲治氏によれば、家光は寛永十二 さて表2から、黒書院拝賀出座者の座列変化が月単位でわかり、そこ そのことが月次拝賀にどういう影響を与えたか、という視点で月次 「職」直轄の体制を改め、 通常政務は松平信綱・ 老中による諸職統括の新体制 阿部重次・阿部忠秋 老中等に拝謁し退去

り寛永十一年十二月、一七歳で従四位下飛騨守に叙任された。 既述の通り大名たる地位になかった。 も同じ日に叙爵し兵部少輔となり、 服 (井伊直孝嫡男、 なお光高ら三兄弟は表2の時期、 叙爵 (従四位下淡路守)は寛永八年十二月二十七日で、井伊直好 継嗣) が従四位下侍従になった(『実紀』)。このように大名 その二日遅れの二十九日、 大名の継嗣もしくはその弟であり、 宮松 (利治) に至っては元服前であ 井伊直滋 (万千代)

概要を述べる。

から黒書院出座者の変容を五時期に分けて概観できる。

以下その変化の

(表2) 月次拝賀 黒書院出座の座次 (寛永9~16年)

	_		(我 2 /		
年	月	月次拝賀日	①御三家+ α	②勝手方より出座者	5期分類
	6月	朔日・15 日・28 日	尾・紀・水+ (陪臣家老)	光長・光高・利次・利治 / 保科・井伊直滋・松平定行・直好・・・全て A	
	7月	朔日・×・28 日	尾・紀・水+ (陪臣家老)	A (光長·光高·利次·利治/保科·井伊直滋·直好·松平定行)·B (定行欠)	
	8月	15 日・28 日	尾・紀・水+ (陪臣家老)	B (4人欠:光長・光高・利次・利治) と A	1
	9月	朔日・×・28 日	尾・紀・水+ (陪臣家老)	B (4人欠)·B (保科欠)	1
寛永	10月	朔日・15日・28日	尾・紀・水+ (陪臣家老)	A · A · B (3 人欠保科のみ)	1
9年	10 /3	ууд 13 Ц - 20 Ц	庄·礼·小⊤ (阳已豕七)		-
	11月	朔日・15 日・28 日	尾・紀・水+ (陪臣家老)	A (光長・井伊直滋・光高・利次・利治 / 保科・松平定行・直好)・A・B (直 好欠)	
					-
	12月	朔日・15 日・28 日	尾・紀・水+ (陪臣家老)	光長・光高・利次・利治/保科・井伊直滋、松平定行、井伊直好・・・全て	т #н
				A	I期
	2月	15 日・28 日	三家出座なし	A · C (光長·光高·利次·利治/保科·井伊直滋·直好·本多甲斐守政朝)	
	3月	朔日·15日·28日	尾・紀・水+ (陪臣家老)	C (光長・光高・利次・利治 / 直滋・定行・政朝) ・三家のみ (勝手方出座	
	371	₩ □ · 13 □ · 26 □	注・礼・小+ (后已豕石)	なし) · C (光長・光高・利次・利治/保科・直滋・政朝)	
	4 17	40 D 15 D 00 D	1. (PCE c +)	C (光長·光高·利次·利治/保科·直滋·政朝·直好) · B (直好欠) ·	1
	4月	朔日·15日·28日	水+ (陪臣家老)	B (直好·定行欠)	
	5月	朔日·15日·28日	水+ (陪臣家老)	B (直好·定行欠)·B (直好欠)·B (直好·定行欠)	1
寛永	_		. (-1 - 1 1)	B(直好·定行欠)·B(同左)·新(光長·光高·利次·利治/水野目向守·	1
10年	6月	朔日·15 日·28 日	水+ (陪臣家老)	松平周防守)	
				<b (保科・直滋のみ)="" +="" 其外譜代大名十余輩="">・<光長・保科+譜代大名	
	7月	朔日・ × ・28 日	水 + (陪臣家老)	9名列記>	
	8月	15 日· ×	水戸	<b (保科のみ)="" +其外譜代大名="">	1
				B (光長・光高・利次・利治/保科・井伊直滋・直好)	-
	10月	朔日· × · ×	水戸		-
	12月	28 日	尾·水	<光長・光高(勝手方より)> そのあと島津家久・森忠政・細川忠利など	
				23人個別御目見割り込み	-
	正月	28 日	尾・紀・水+ (陪臣家老)	<光長·光高·利次·利治御礼><其後譜代大名御目見>	Ⅱ期
寛永	2月	15 目· ×	尾・紀・水+ (陪臣家老)	<光長·光高·利次·利治/保科御礼><其外譜代大名御目見>	
見水 11 年	3月	15 日・28 日	尾·紀·水	<光高・保科御礼><其外譜代大名御目見>	
11 -	4月	朔日·28日	なし	<光高·利次·利治/保科御礼><其外譜代大名御目見>	
	5月	朔日・15 日・ ×	水+ (陪臣家老)	<光高・利次・利治/保科御礼><其外譜代歴々御目見>	1
	正月	15 日· ×	なし	光長・光高・利治のみ	1
	2月	15 日· ×	尾・水+ (陪臣家老)	<井伊直滋・保科><其外譜代面々>	1
	2/1	10 11 ^	尾·紀·水+ (家老) + 光長·光高・	○ 大が巨体 体付と ○ 大が明し曲ペン	
	3月	朔日	· = . · = · · · · · · · · · · · · · · ·	<井伊直滋·直好><其外譜代面々>	
			利治	charters to establish the messes and the servers	-
	3月	28 日	尾・水+(家老)+光長・光高・	< 柳生但馬守・加々爪民部・堀式部少・佐久間将監+保科・定行・酒井宮内少輔・	
			利治	小笠原右近大夫>	
	4月	朔日	尾・紀・水+(家老)+光長・光高・	<保科・定行><其外譜代之大名衆十余輩>	
			利次		-
	4月	15 ⊟	尾・紀・水+(家老)+光長・光高・	<井伊直滋・保科><其外譜代面々>	
寛永	- / 3		利次	STID ESTA PRITZ SZZZINETNIM - Z	
12年	6月	(朔日)· × · ×	諸御礼如例月 (略記)		
	7月	(朔日)· × · ×	諸御礼如例月 (略記)		
	8月	15 日・(28 日)	水戸+光長・光高・利次・利治	<譜代面々>	1
			光長・光高・利次・利治/光高三		1
	9月	朔日・(15日)・28日	兄弟	<保科+譜代面々>・<譜代衆> (8月末~12月 水戸頼房 就封)	
	10月	朔日· × · ×	光長・光高	<譜代面々>	1
			(光長・光高)「諸御礼如例月」		1
	11月	(朔日·15日·28日)		<譜代面々>	-
	12月	(朔日)	(光長・光高)「諸御礼如例月」	<譜代面々>	-
	12月	15 日	水戸+光長・光高・利次・利治	<越前松平直政・井伊直滋><其外譜代面々>	Ⅲ期
	12月	28 日	水 + (家老)、光長・光高	<其外譜代面々>	
	正月	15 日	水戸+光長·光高·利次·利治+(家老)	(利常・毛利など江戸城外堀普請大名上使御礼)	
	2月	朔日·× · ×	水戸+光長・光高・利次・利治	(略か)	
	3月	15 日・28 日	水戸+光長・光高・利次・利治	<譜代面々>	1
	4月	朔日·× · ×	水戸+光長・光高・利次・利治	<譜代面々>	1
	5月	(朔日)・(15日)・28日		<譜代面々>	1
			三家 + (家老)·光長·光高·(利次・		1
	6月	朔日・ × ・28 日	三家 + (家名)・九段・九尚・(利仏・ 利治)	<譜代面々> *朔日拝賀のあと利次・利治に父同前に帰国許可す。	
寛永	7月	朔日・× · ×	三家+光高	なし	1
13年					1
	8月	15 日· ×	尾・水+光長・光高	<譜代面々>	-
	9月	朔日·× · ×	尾・水+光長・光高	<譜代面々数輩>	-
	10月	朔日·× · ×	尾・水+光長・光高	<譜代面々数輩>	1
	11月	朔日・× ・ 28 日	尾・水+三家嫡男+光長・光高	<譜代面々数輩>	1
	12月	朔日·15日	尾・水+光長・光高	(松平忠明・・井伊直滋参勤御礼) 同席にて譜代面々御礼	
	10 F	20 日	尾・水+三家嫡男+光長+(三家	/護比面 4	
	12月	28 日	家老)	<譜代面々>	
	1~8月	(前年より将軍不例)			W 1 23 PT
	6月	朔日·× · ×	紀・水+光長	なし	IV期
	10月	朔日·× · ×	紀・水・尾張光友+光高	なし	
		朔日·×·×	水+尾張光友+光高	なし	1
寛永					1
寛永 15 年	11月		紀・尾張光友+光長	なし しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう	-
	12月	朔日	幻		
		28 日	紀·水+尾張光友·水戸光圀+光長・	(水戸右京亮頼重、初御目見) なし	
	12月 12月	28 日	光高		- V#
	12月 12月 正月	28 日 28 日	光高 紀・水+尾張光友+光長・光高	なし	V期
15年	12月 12月	28 日	光高		V期
15年	12月 12月 正月	28 日 28 日	光高 紀・水+尾張光友+光長・光高	なし	V期
15年	12月 12月 正月 6月	28日 28日 朔日·×·×	光高 紀・水 + 尾張光友 + 光長・光高 三家 + 光長・光高	なし なし	V期 -
15年	12月 12月 正月 6月 10月	28 日 28 日 朔日·×·× 15 日·28 日	光高 紀・水+尾張光友+光長・光高 三家+光長・光高 尾・水のみ	なし なし なし	V期 -

(寛永9年6月~16年12月)

年	月	月次拝賀日	光高等出座率
	6月	朔日・15 日・28 日	
	7月	朔日・×・28 日	
	8月	15 日·28 日	24 回
寛永	9月	朔日·×·28日	(18+6 回)
9年			(内6推定)
	10月	朔日・15日・28日	(100%)
	11月	朔日・15 日・28 日	
	12月	朔日・15 日・28 日	
	2月	× · 15 日 · 28 日	
	3月	朔日・15 日☆・28 日	
	4月	朔日・15 日・28 日	
	5月	朔日・15 日・28 日	
寛永	6月	朔日・15日・28日	17 回
10年			(89%)
	7月	/// 20 H A	
	8月	15 日· ×	
	10月	朔日・ × · ×	
	12月	× · × · 28 日	
	正月	× · 28 日	
	2月	× · 15 日 · ×	
寛永	3月	× · 15 日 · 28 日	9回
11 年	4月	朔日· × · 28 日	(内1推定)
11 —	5月	朔日·15日· ×	(100%)
	12月	× · × · 28 日◇	
	正月	15 日· ×	
	2月	× · 15 日☆· ×	
	3月	朔日・ × ・28 日	
	4月	朔日・15 日・ ×	
	6月	(朔日)· × · ×	19 回
寛永	7月	(朔日)·× · ×	(内8推定)
12年	8月	15日・(28日)	(95%)
	9月	朔日・(15日)・28日	(00,0)
	10月	朔日· × · ×	-
		77***	_
	11月	(朔日·15日·28日)	_
	12月	(朔日)・15日・28日	
	正月	15 日· ×	
	2月	朔日・× · ×	
	3月	× · 15 日 · 28 日	
	4月	朔日・× ・ ×	
	5月	(朔日)・(15日)・28日	
寛永	6月	朔日・ × · 28 日	17 回
見水 13 年	7月	朔日・× ・ ×	(内2推定)
10 4		774	(89%)
	8月	15 日· ×	
	9月	朔日·× · ×	
	10月	朔日・× · ×	
	11月	朔日・× · ×	
	12月	朔日・15 日☆・28 日☆	
	1~8月	(寛永 14 年より将軍不例拝賀なし)	
.	6月	朔日☆・× · ×	
寛永	10月	朔日·× · ×	3回
15年	11月	朔日·× · ×	(60%)
	12月	1	\dashv
		朔日☆・×・28 日	
	正月	× · 28 日	
	6月	朔日·× · ×	
寛永	8月	· × · ×	2回
16年	10 月	× · 15 日☆·28 日☆	(30%)
	閏 11 月	朔日☆・× · ×	
	12月	朔日☆・× · 28 日☆	
	1 / •	1,,,,,,,	I

(注1)「幕府日記」で将軍出座の月次拝賀であることが明確なものにつ き日付を記した。将軍出座拝賀が全くなかった月は欄から除外 した。また寛永14年もすべて略した。

(注 2) ◇印は「幕府日記」を欠くので『実紀』で補った日。☆印は光高 の出座がなかった拝賀日である。推定した日には()を付す。

业古华山市宏

月次拝賀出座者の 変遷

左

期であったという(窓)。 継続する殿中諸 一木謙一 ・ギュラー 行わ 一向にも注視してゆく な面 本 戸 かし、 論 れ規式を定め、 幕 氏によれば元和二年 では家光親政 が随所にみられる。 府は創設早々より江 な事実を丹念に 家光親 電儀礼の 政 後年 期 期 形態が整うの これに則り 0 0) 月 拾 儀礼出座 の基本儀礼 それゆえ結論を急がず、 次拝賀の実態を探りつつ、 11 (一六一六) 戸 上 ,城での殿中 一殿中 げ、 者や座列は は家光親政期、 その 0) 儀礼を行った。 骨格はこの 正月の年頭儀礼を前に先例調査 背景を探ることも必要であろ 儀 礼の整備につとめ かなり 頃 寛永十年代から慶安 個別 しか 整備されたのであ 流動的でイレギュ イレギュラー 0) 儀礼ごとイ 幕末まで 7 た。 な

> は、 のことであった。 した殿 表1から 述 0) 中儀礼に高 通 ŋ 崩 前 、瞭となったが、 田 光高ら三兄弟 この点はあとでふれる。 ・座次で出座することも、 外 が月次拝 様大藩の 賀に 継嗣 頻 冷静に考えるとかなり (繁に 嫡男 出 が 座 元服前から、 7 13 事 実

例

その から、 と家光が判断した点に注目したい である。 登城した三家・在府諸大名との御目見はなく、 61 また寛永十六年 から、 理 こう表明された点は 由 健 は これを優先し月次拝賀は 康上 端午之節句依為近 一の問題 (一六三九) がが あ 看過すべきでなく、 0 たから 四月二十八日と五 Ħ だが、 出御なしとしたの 無御目見」 儀 礼 老中 節 0) ②であっ 月 句 中 朔 0 心にあるべ 拝 H は ほうが重要な儀! 0) 謁 た。 月次拝賀の軽 月次拝賀で し退去したが 節句御 き家光側 礼 は 視 が

近

将軍 忙も要因であった。 きは病気欠席としたのであろう。 立ち帰り」)体調 は、 出 が、 から諸大名に領民救恤が 年は三月まで国 座 不良が主な要因であろう。 率 十六年を除けば、 は 70 十八年の将軍家嫡男家綱誕生による儀礼増加もあ キリシ % 77%であり、 ノタン摘 | 元にい しかし、 さほど 発 たので58%と減少した。 7命ぜら これ 0 問 返減つ 寛永十三年以前と比べても遜色は .題も浮上した頃で、 なお十 は れ 公言できない欠席 7 11 民政 な -九年は寛永末飢 0 強化が指令された年である。 とくに十八年と正 十九年は64%とやや 藩主として用 理 由 饉 なので、 に対処す ったが、 保 な 光高 表向 務多 元年 <

されたわけ わ 表1から光高は寛永十七年以後も月次拝賀 かった。 で、 八〇万石の藩主となっ これも注目すべきことであ てから Ę の常連として出座したこと 就任前 同 様 0 出 座を期待

みとめ 認できたのは六月以降の十八回 ら六回実施とわかり合計 し八割にあたる。 なお 将軍出 |励行に勤 座の めていたことがわ 寛永十三年までの家光は月次拝賀出 最多は寛永九年で二四回に 一四回とした。 (表1付表) かる。 これ で、 は 0 三月 実施可 ぼ る。 能数年 座に大きな意義を Ħ. 幕 戸は 府 \equiv 日 「実紀」 記)回に対 で か 確

拝賀が 遺物配 でも将軍権威を示そうと勇んでい 高さがそこに表れてい 寛永十三年まで続いたとみてよい 期 寛永九年は正月二十四日に大御所秀忠が逝去、 一十八日には ように寛永九年は実施可能日数が少ない (寛永九年~慶安三年) 再 一分などに奔走したので、 開 され たのは 一月次朝会あり。 る。 月 では最高であった②。 十五日 将軍親政の当 この 今より後朝会かならず巳刻に出仕すべ ので、 のことで、 た。 間は月次拝賀がなかっ 『実紀』 月次拝記 初、 のに、 家光は恒例 本 によ 賀に対する家光 丸御殿で挙 この状態は、 二月は葬 将軍出 れば秀忠死後、 0) 一行され 月次拝賀 儀後 座数は家光親 た 表 0 (『実紀』) 0 た。 意欲 挨拶 1から 月次 0 場 同 0

> との 名との 月以後 名拝賀という二つの 立ち辰下 院で行わ き旨令せらる」 -刻から 御 目見 御 0 0 刻 目 れ)黒書院での三家・ 幕府日記」 見御 (午前八時) 御 時 礼が、 刻は巳刻 (『実紀』) 礼が行われ 儀式をもっ によれば在府諸 から黒 月次拝賀のメインイベントであったが、 とあるの (午前九時) た。 家門等拝賀、 書院に出御し三家を筆頭に家門 て構成され 0 まり、 で、 であった。 親政 大名との御礼 家光親: 7 開 61 刻 始 た。 この か 政 0 初期 意気込みが窺える。 白書院での 0) 御目見は本丸白 白 0) 月次拝 書院 それに 譜代 0) 賀 在府 は 在 府 諸 辰

者の 名は 賀出 在府大名拝賀に先立つ黒書院拝 表1付表に光高の出座日程を掲出したが、 [座者につい 変遷を表2に示した。 幕府 日 記 から その変遷を詳しくみる 相当 数 次節では諸大名拝 わ かか るので、 賀に出座 寬 賀 永十六年までにつ たのであった。 光高ら三兄弟 0) 前 行 わ は れた黒書院 その 11 出 7 出 座

共田平草の日次任智山広

(表1) 前田光高の月次拝賀出座一覧							
年次	月次 拝賀数	光高 出座数	将軍欠座 老臣拝謁				
寛永 9年(2-5月欠)	24	24	0				
寛永 10 年	19	17	6				
寛永 11 年 (9 - 12 月欠)	9	9	0				
寛永 12 年	20	19	0				
寛永 13 年	19	17	1				
寛永 14 年 (1 - 6月欠)	(2)	(2)	17				
寛永 15 年	5	3	20				
寛永 16 年	7	2	24				
寛永 17 年	12	7	12				
寛永 18 年	10	7	12				
寛永 19 年 (1 - 3月欠)	13	7	12				
寛永 20 年 (日記欠年)	13	不明	15				
正保元年	13	10	10				
正保2年 (光高出座は4月朔日まで)	13	3	16				

- (注1) 年次右傍に「幕府日記」の欠失時期を注記した。寛永 14年拝賀数の()は推定数であることを示す。
- 寛永19年の光高出座数は4月以後のみ集計したが、 その他は『実紀』によって1~3月分も加えた。月次 (注2) 拝賀の4月以降は11回であった。寛永20年は『実紀』 に拠るので光高出座数は不明。
- (注3) 正保2年の光高出座は4月朔日までを示すが、将軍出 月以後) 64%、正保元年 77% であった。

が激減したためであった。 大幅減は光高側の問題でなく、家光の体調不良が原因で、将軍出座自体施数が減ったためで、出座率だけみると高率を維持している。出座数の

出座数とはこうした事例のことである。

北如例月」などと略記し、黒書院出座者を列記しないものが八件もあっれ如例月」などと略記し、黒書院出座者を列記しないものが八件もあっ述で補いい。寛永十二年の「幕府日記」記載では、月次拝賀実施を「諸本お光高出座数には推定数も含まれる。寛永九年前半は『実紀』の記

る。 この帰国を契機に藩主として改めて御殿改修を指示したことが想定され て帰国した寛永十六年末のことであった。 が計画し造営したもので、未完部分が多い状態で江戸に向かったから、 御殿だと想定され、完成した二ノ丸御殿の偉容をみたのは、藩主となっ 憶にある金沢城二ノ丸御殿は、八年前初めて二ノ丸に建造された未完の なかった。十六年閏十一月から翌年三月までの帰国は、じつに八年ぶり 丸御殿に改修したのであろうか。この光高時代の御殿をさらに改築した う短期間に、新藩主であり新しい城主となった光高が、どのような二ノ のことであった。この点は従来の加賀藩研究で看過されがちであったゆ 1付表に示した通り、 家督相続後のことで、 寛永八年十二月に参勤した光高が、つぎに帰国したのは十六年六月の 別稿で強調した所である。 その証拠史料を集めることは今後の課題である。翌年三月までとい 万治年間の五代綱紀初入国に備えた御殿改修であった回。 それまで毎月拝賀儀礼に出ており、この間帰国は 同年閏十一月であった。別稿でも指摘したが、 おそらく、 八年ぶりに帰国した光高の記 八年前の二ノ丸御殿は、 利常 表

で江戸に戻った。その後、帰国することなく正保二年四月に急死したの二十年六月~十月にもあったが、正室懐妊・出産のため、わずか五ヵ月、光高が御暇を得て金沢に在国した時期は、この初帰国時のほか寛永

ろう。これは将軍家光が光高や頼房を重用した結果とみるべきことであ戸在府が恒常化していた。それは御三家水戸頼房の在府常態化に酷似す戸在府が恒常化していた。それは御三家水戸頼房の在府常態化に酷似すで、寛永九年以後死去した正保二年までの一三年余の間、在国したのは、で、寛永九年以後死去した正保二年までの一三年余の間、在国したのは、

活する。だが十四~十六年は上記の通り激減する。
あり次拝賀は歳暮拝賀の一回だけであった。しかし十二年・十三年は復ったことも要因であるが、『実紀』で確認した限り、九月以後年末までのことも要因であるが、『実紀』で確認した限り、九月以後年末までのたことも要因であるが、『実紀』で確認した限り、九月以後年末までの月次拝賀はた。年一三ヵ月のうち四ヵ月は月次拝賀ができない状態にあられずか二回と激減する。

家光の不例は寛永十六年にも尾を引いていたが、同年六月に父利常が家光の不例は寛永十六年にも尾を引いていたが、同年六月に父利常が家光の不例は寛永十六年にも尾を引いていたが、同年六月に父利常がまるのであろうで

数は表1でみると、 高い出座率を維持し、月次拝賀の恒例出座者として定着していた。 のような環境変化のなかで、 年以後は三分一程度に抑制され、 安定する。 十三年以前と比べ減少し十七年以後正保! みてきた通り寛永九~十六年の光高は江戸常府であったから、 光高が加賀藩八〇万石の大名家当主となってから月次拝賀への出 十三年以前は実施可能日数の三分二で実施したが、 一〇回以下に減る。 光高の出座回数も半減するが出座率のほ 老中等拝謁で済ますことが増える。そ 一年まではほぼ一〇~一三回 しかし、 将軍出座の拝賀数も 寛永十七 極めて

恒例行事として儀式形態が整えられた①。歳暮(十二月二十八日)などの儀礼があり、いずれも家光親政期に江戸城陽の節句儀礼ほか嘉定(六月十六日)・八朔(八月一日)・玄猪(十月初旬)・江戸城殿中儀礼には、年頭の諸儀礼を筆頭に、上巳・端午・七夕・重

とはいえない 軽い儀礼でもあった。しかし、参勤した諸大名が将軍に定期的に拝礼し、 れ実施されないことも多かった。 儀礼であった。『実紀』では「朝会」とも表現され、他の儀式が優先さ 御目見儀礼であり、 係を確認する儀礼であった。 こうしたルーチンかつ簡素な謁見儀礼を通し維持されたのである。 幕府への奉公忠勤を確認しあう朝礼であり、将軍と諸大名の主従関係は 目見があり拝礼をささげる儀式である②。 月次拝賀は毎月一日・十五日・二十八日に在府大名が登城し、 注目すべき儀礼ではないかと考えている。 参勤・帰国 が、 目立たない日常的事象にこそ本質が表れるという観点 (御暇) 太刀献上や下賜品などがなく最も簡素でルーチンな 時の拝礼とともに将軍と大名の封建的主従関 年頭・八朔・嘉定あるいは節句に比べ盛儀 殿中儀礼の中で回数は最も多いが最も 年頭や節句と比べると簡単な 将軍御 それ

> 延長上での特別礼という程度に解し月次拝賀の一つに加えた(③)。 表1の時期の儀式内容が月次拝賀に共通する点が多いので、月次拝賀のらに三回増える。しかし、表1では歳暮御礼は月次拝賀の中に入れた。と式日が重なるので毎年三三回は実施可能であった。閏月のある年はさ月次拝賀の回数は年頭を除けば毎年三五回、しかし八朔・歳暮の儀礼

であった。 このように式日を毎月一日・十五日・二十八日と定めていても、 例外は寛永九年の八朔に出座した宮松 に出座したことはなく、藩主となる以前は八朔にも出ていない。 成するという(型)。玄猪は譜代中心の武家儀礼で(5)、 年一二ヵ月なら三〇回、 れないことが通例となった日が上記のごとく五日程度あった。それゆえ 七月十五日も増上寺参詣に出ることが多く月次拝賀の記載なしが多い。 の忌日ゆえ増上寺参詣が優先され執行されないことが多かったという(三) 定祝の前日であるため実施されないことが多く、 はなされなかった空。藤井讓治氏によれば、六月十五日は翌日執行の嘉 月朔日は大僧正天海や天台僧が拝賀するのが定例であったから月次拝賀 た結果であり、 は二木謙一氏によれば、寛永九年から月次拝賀との差別化が顕著となっ 八朔は国持大名・在府大名も出座し太刀目録献上もなされるが、これ 寛永二十年に年頭礼に次ぐ盛儀となり幕府儀礼として完 年一三ヵ月なら三十三回程が実施可能な最大数 (利治) の事例である(音)。また、二 九月十五日は母崇源院 光高ら三兄弟は玄猪 唯一の

寛永十四~十六年に減少したのは、将軍の不例が続き月次拝賀自体の実とほぼ九割かそれ以上である。彼らは常連の出座者であった。出座数がほぼ三分二にあたり、文字通り恒例(月次)行事として再開されたとみで将軍出座の月次拝賀は毎年ほぼ一九回以上行われた。実施可能日数の表1で月次拝賀への光高の出座回数を概観しておこう。寛永十三年ま

したかを検証し、その意味を再考したい。名千勝・宮松)が殿中儀礼の場において、どのような頻度・座列にて出座もあり、不十分な面を残したので、改めて光高とその弟利次・利治(幼

確認したい をつくった重要人物である点が看過されることにつながっている。利常 主光高の役割が正当に評価されず、五代綱紀の安定した藩政運営の基盤 加賀藩という狭い視野でしかみていない欠点もある。その結果、 きた⑦。この筋立ては、 越中三カ国の領国(一二〇万石)を堅持できたという筋立てで説明されて 持の努力によって、何とか御家存続を成し遂げ明治維新まで、加賀・能登 に改易または転封・減封の攻勢にさらされたが、 豊臣政権末期に徳川家と並ぶ大老であったことから、 が、幕藩関係の安定に劇的な変容をもたらした人材であることを本論で 綱紀という強烈なインパクトをもつ藩主の間にあって、光高という藩主 藩政を受け身形で理解しすぎる傾向があり、実際の藩政の推移を前田家 従来、最大の領知をもつ加賀藩前田家と徳川幕府の関係については 結果だけをみれば大筋間違っていないが、 利長・利常らの社稷護 徳川幕府からつね 四代藩 初期

以下では月次拝賀に絞って検討し、上記課題に迫りたい。
「家門」の一人として厚遇されたことが浮かび出た。ではなぜ、外様で豊臣政権の大老をつとめた前田家の継嗣や子弟が、藩主となる前から家豊臣政権の大老をつとめた前田家の継嗣や子弟が、藩主となる前から家豊政権の大老をつとめた前田家の継嗣や子弟が、藩主となる前から家豊政権の大老をつとめた前田家の継嗣や子弟が、藩主となる前から家豊政権の大老をつとめた前田家の継嗣や子弟が、藩主となる前から家豊政権の大きをつとめた前田家の継嗣や子弟が、諸主となる前から家地殿中儀礼については年が、本書といる。

なお姫路酒井家本『江戸幕府日記』(以下「幕府日記」と略す)には欠失部が本論では主に『江戸幕府日記 姫路酒井家本(1~8巻)』に依拠し検討する®。家光時代の江戸城で行われた月次拝賀の儀礼形態や出座者について、

なども行い、編纂意図の異なる両書の特性に配慮した議論も試みた。あるので、その部分は『徳川実紀』で補い、必要な所は両書の比較対照

光高兄弟の殿中儀礼出座

拝賀に出座していたか確認しよう。表1は家光親政が始まった寛永九年最初に表1・表1付表によって、光高ら三兄弟がどういう頻度で月次

前田光高の江戸城殿中儀礼出座

木 越 隆 三

はじめに

多数の付人が添えられ江戸より金沢城本丸御殿に入った。二四歳で逝去 するまで江戸に帰る機会なく、 ていた。光高の実母は珠であり、 忠(当時は江戸中納言) 長十年 (一六〇五)、一三歳で藩主となり、慶長六年 (一六〇一) に徳川秀 軍家光は光高にとって岳父でもあった。光高の父は三代利常であり、 姫は家光の養女 の遺構が現在の兼六園の茶店群の一 女性である①。正室珠の付け人の居住地は「江戸町」と呼ばれたが、そ 長四年(一五九九)生まれゆえ、金沢に入輿したとき三歳の童女であり、 加賀前田家四代光高は、 (実は水戸頼房女) として光高のもとに入輿したので、 次女子々(のち珠、 徳川家三代将軍家光の実甥にあたり、正室大 前田家の金沢城で生涯の大半を過ごした 徳川秀忠は祖父であった。母珠姫は慶 隅で確認されている②。 以下では珠に統一)を正室に迎え 将 慶

祈願を行っている。これが初産で珠は一五歳であった。懐妊の頃より卯辰観音院などに安産は一三歳で、慶長十八年三月、珠と利常の間に長女鶴亀姫が誕生した。慶長十六年、利長から利常に政権が移譲されたとき利常は一九歳、珠

表し普請役を勤めたが、領内政治は隠居した二代利長が領導し、利常に十五年の名古屋城、同十六年の禁裏造営と公儀普請に出役し加賀藩を代前守兼侍従となった。以後「将軍の婿」として慶長十二年の駿府城、同をうけ、京都にて家康と岳父秀忠に拝謁し将軍宣下を賀し、従四位下筑利常は慶長十年四月、岳父秀忠の将軍宣下のおり兄利長から家督移譲

利常や重臣に遺誡が出され、本多政重を家老として迎えた⒀。実権が移譲されたのは慶長十六年五月のことで、このとき隠居利長から

光高墓所も明治まで広大な天徳院敷地の一角に置かれた。光高墓所も明治まで広大な天徳院敷地の一角に置かれた。
利常と正室珠との間には三人の男子と五人の女子が誕生したが、長男利常と正室珠との間には三人の男子と五人の女子が誕生したが、長男利常と正室珠との間には三人の男子と五人の女子が誕生したが、長男光高墓所も明治まで広大な天徳院敷地の一角に置かれた。

二代将軍秀忠であり、 てよい。 少将という官位を得たが、 行った⑤。寛永三年に中納言に叙任された利常の嫡男という家格から、 利高から光高に改めた。 従四位下少将兼筑前守に叙任され、 月二十三日、一五歳で元服、 所として徳川公儀権力を掌握 本論の主役である前田光高の両親につき概述したが、光高の外祖父は 元和九年に将軍職を三代家光に譲ったあとも大御 翌日には西ノ丸に登城し、 父子揃って大御所秀忠から殊遇されたといっ 江戸城西ノ丸の大御所秀忠のもとに祗候し ・主導した。 同時に諱も家光から一字与えられ、 光高は寛永六年 秀忠に御礼と献上を (一六二九)

光高の江戸城殿中儀礼出座の動向などを論じたところだが、紙数の制約でに同様の観点から、別稿「前田利常隠居と藩主光高の公儀御用」©で礼での働きぶりから再検討してみるというのが、本論の目的である。すれでの働きぶりから再検討してみるというのが、本論の目的である。するが、利常の嫡男として寛永十六年六月に藩主に就任したことは、外様高が、利常の嫡男として寛永十六年六月に藩主に就任したことは、外様高の江戸城殿中儀の大部の大御所秀忠の外孫、三代将軍家光の実甥という血縁を負った光

執筆者紹介

池 田 仁 子 金沢市文化政策調査員

金沢城編年史料編纂協力員

冨 田 和気夫 石川県金沢城調査研究所所員

西 田 郁 乃 石川県金沢城調査研究所所員

石 野 友 康 石川県金沢城調査研究所所員

木 越 隆 三 石川県金沢城調査研究所所長

研究紀要 金沢城研究 第18号

令和2年3月 発行

編集·発行 石川県金沢城調査研究所

〒 920-0918 石川県金沢市尾山町 10-5

電話 076-223-9696 FAX 076-223-9697

E-mail kncastle@pref.ishikawa.lg.jp

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/bunkazai/kanazawazyo/index.html